

調査研究報告書

(平成25年度 全国知事会 自主調査研究委託事業)

コモン・センスとしての子育て共同参画社会

北海道大学大学院文学研究科特任教授・同大学名誉教授 金子 勇

平成26年3月

目次

はじめに	・ ・ ・	1
第 1 章 粉末化する少子社会 (17)	・ ・ ・	4
第 1 節 粉末化する時代の個人	・ ・ ・	4
第 2 節 コモン・センスとしてのリスク意識	・ ・ ・	13
第 2 章 子ども・子育て支援の現状	・ ・ ・	21
第 1 節 日本の人口構成	・ ・ ・	21
第 2 節 人口史観からみた少子社会	・ ・ ・	31
第 3 節 少子化の静かな進行	・ ・ ・	37
第 3 章 子育て共同参画社会	・ ・ ・	49
第 1 節 社会的ジレンマとしての少子化問題	・ ・ ・	49
第 2 節 新しい社会の構築	・ ・ ・	57
第 3 節 少子化とフリーライダー	・ ・ ・	62
第 4 章 社会の出生力の低下と児童虐待の問題	・ ・ ・	71
第 1 節 少子化をもたらす出生面での動向	・ ・ ・	71
第 2 節 児童虐待分析の理論と実態	・ ・ ・	74
第 3 節 出生力向上と養育力回復	・ ・ ・	83
第 5 章 次世代育成の方法と課題	・ ・ ・	89
第 1 節 次世代育成方法論	・ ・ ・	89
第 2 節 子育て負担感の現状分析	・ ・ ・	97
第 3 節 子育て支援施設の評価の構造	・ ・ ・	101
第 4 節 支援構造とママ友ネットワーク	・ ・ ・	107
第 6 章 少子化危機突破基金の持続可能性	・ ・ ・	113

第 1 節	社会資源の優先的投入	・ ・ ・	1 1 3
第 2 節	「少子化する高齢社会」の社会保障制度	・ ・ ・	1 2 3
第 3 節	報告書への疑問点と改善点	・ ・ ・	1 2 6
第 7 章	「子育て基金」の提唱	・ ・ ・	1 3 6
第 1 節	社会全体で取り組む	・ ・ ・	1 3 6
第 2 節	「子育て基金」の構造	・ ・ ・	1 4 2
参照文献		・ ・ ・	1 4 6

はじめに

本研究では、少子化を「合計特殊出生率の低下」、「年少人口率の漸減」、「年少人口数の減少」が同時進行する現象として考察した。前半は、その原因と現状、そしてそれらを社会学の立場からどのように分析するかについてまとめた。後半は従来の少子化対策の限界を踏まえて、増子化をめざした出生率の反転に向けての条件について内外の研究成果を紹介して、私なりに工夫した提言を付加した。

報告書全体として、1999年のフランスや2001年の沖縄県の合計特殊出生率1.80程度を社会目標として、そのためのあらゆる社会資源の優先的投入を主張した。すなわち従来の少子化対策を含みつつも、より積極的には合計特殊出生率をゆるやかに反転させて、少子化克服を目指した延長線上に、「子育て共同参画社会」を経由した「増子化社会」を展望し、最終的な「老若男女共生社会」を位置づけた。

これを集合論的に見れば、「少子化対策<少子化克服<子育て共同参画社会<老若男女共生社会」という関係で理解できる。要は、20年間続いている硬直化した少子化対策イデオロギーから自由になり、「待機児童ゼロ作戦」や「ワーク・ライフ・バランス」に特化した小手先の「少子化対策」を乗り越えて、少子社会の「構造改革」への展望が得られるようなパラダイムを提示しようと試みた。なぜなら、少子化は社会変動なのであり、そこには新しい社会設計思想が必要だからである。

私は微力ながら、研究面では1998年から少子社会の「構造改革」に向けての展望を心掛け、他方では政令指定都市で最低の合計特殊出生率が続く札幌市で、少子化関連の審議会や委員会に参加するという社会貢献を行ってきた。具体的には、札幌市子ども未来局立ち上げの時からお手伝いして、「次世代育成対策推進計画」の前期後期ともに座長としてその取りまとめを行った。同時に児童福祉専門分科会会長として2009年と2013年の児童虐待の報告書作成の責任者を務めた。また、社会福祉審議会委員長としても札幌市全般の福祉を概観してきた。

全国知事会からの依頼をいただいた際に、これらの経験を見直して、新しい観点から研究することの意味と意義を再確認しよう

と決意した。そのためには、少子化関連の問題をあらゆる角度から考え直し、この20年近く続いてきた社会現象としての少子化についてのさまざまな発言や政策によって、どのような結果が生じたのかを理解しようとした。

これは社会学の一般的な特徴である日常性を重視し、民衆知と学問知を区別せず、社会性とリアリティに基盤を置くことにつながった。そこから得られたのが、順不同ながら次の少子化研究の5原則である。

- 原則 1 少子化を社会変動として理解し、原因と対策を考慮する。
- 原則 2 原因の特定化に対応した世代間協力の克服策を志向する。
- 原則 3 必要十分条件として「子育て共同参画社会」を重視する。
- 原則 4 社会全体による「老若男女共生社会」を最終目標とする。
- 原則 5 学問的成果と民衆の常識が整合する政策提言を行う。

少子社会づくりの核としては、子育てしやすい「暮らしやすさ」地域づくりを第一義にして、「生活の質」(QOL)理論に依拠して、存在すること(being)、所有すること(having)、関係すること(loving)、協働すること(working)を総合的に活用した。「少子化する高齢社会」のなかで総人口の減少が進む現代日本の近未来に向けては、何をいつまでに優先的に再構築するかが問われるので、私なりの「少子化対策緊急6本の矢」もまた用意した。

- ① 社会全体での取り組み……未婚者も社会成員という認識を強調する
- ② 子育て支援の強化……子育て家族を行政、企業、地域社会からも応援する
- ③ 生き方支援……男女の自由な生き方を認め合いつつも、両立ライフ志向者も専業主婦志向者も等しく社会的支援が可能な少子化対策制度を創造する
- ④ 働き方改革の強化……男女ともに休暇休業、労働時間を見直す
- ⑤ 結婚、妊娠、出産支援……子育て支援は生まれる前から行う
- ⑥ 世代間協力と地域の支援……世代とコミュニティを重視する

これらの実現にはいずれも強い政治的リーダーシップが前提となるので、ウェーバーの言う「職業としての政治」における結論

である見識、情熱、責任感を、政治家だけではなく国民全体に向けても強調した。

先行き不安の時代に、少子化からの脱出の道を探り、同時に増子化への新しい世界を示すために、「社会」としては子育て世帯が不利にならないこと、「個人」としては自己中心的生き方を超えていくこと、この両者を包括する理念として「レギュラーワーク・ケア・ライフ・コミュニティ・バランス」を提示した。

全国知事会の「少子化危機突破基金創設」のために、最大限の努力が求められる時代である。本研究がそれに少しでも役に立つことを願っている。

2014年3月

北海道大学大学院文学研究科特任教授・
同大学名誉教授 金子 勇

第 1 章 粉末化する少子社会

「おそらく、これから先のページにのべてある意見は、まだ十分に普及していないので、一般から歓迎されないだろう。現在存在しているものを、まちがっているかどうかと考えようとしない長い間の習慣のため、それが、表面上は、正しいものであるかのような様子を示す」（ペイン 小松春雄訳『コモン・センス』岩波文庫、1953:11）。

第 1 節 粉末化する時代の個人

少子化とは

日本社会の少子化は、15年以上も合計特殊出生率が1.30～1.40台の低位安定が持続していることに加えて、1982年以降32年間連続する年少人口数の減少、そして同じく39年間連続する年少人口率の低下の3指標で確定できる。それはまさに昭和後半からの「粉末化」(powdering)現象が生み出した危機的な社会変動であり、その延長線上にある平成の時代では、一貫した総人口の減少とともに年少人口の劇的な縮小を伴う社会解体さえも予兆される。

国立社会保障・人口問題研究所の度重なる予測によれば、2050年には人口が9000万人を割り込み、それ以降の200年間は50年ごとに人口半減の法則が作動する。すなわち、2100年には4700万人、2150年には2300万人、2200年には1200万人となると見込まれている。しかし、その深刻な予測値に政界をはじめとした現代日本の各界が、敏感に反応してきたとは思われない。

パスカルの「パンセ」断章(194)に、「同じ心のなかに、同時に、最も小さなことに対するこの感受性と、最も大きなことに対するこの無感覚とを見る」(パスカル、1670=1973:147)がある。「パンセ」断章(198)でも、「小さなことに対する人間の感じやすさと、大きなことに対する人間の無感覚とは、奇怪な転倒のしるしである」(同上:155)が同じ趣旨でのべられている。日本における少子化認識は、「最も大きなことに対するこの無感覚」を示した点で、まさしくこのパスカルの慧眼に合致した歴史であったと思われる。

私は1980年代の後半から高齢化の研究(金子、1995)を開始し

て、その延長上に 2000 年頃から少子化論も展開して、最終的には「少子化する高齢社会」論として総合化してきた（金子、2006）。いずれも人口動態についての現状認識を正確に行うことを優先しながら、その政策的対応についても必ず触れてきたのは「時代診断の社会学」（金子、2013）を心がけていたからである。

とりわけ少子化研究において、「粉末化」（powdering）を自覚的に使用したのは 2009 年からである（金子、2009）。それまでに日本社会学界では「個人主義」はもとより、「原子化された個人」や「me-ism」それに「私化」や「私生活主義」などの類似概念があったが、これらを総称するものとして「粉末化」を用いた。その理由としてまずその概念によって、現代人の「没社会性」（asocial）を指摘したいと考えたからである。比喩的にいえば「粉末化した人間」は硬い殻を帯び、社会システムなどの外界との遮断を常に行っている存在と見なしたのである。

次に粉末化によって、サラサラパラパラの人間関係状態に陥った個人を表現しようとした。なぜなら 20 年来の研究対象である「少子化する高齢社会」では、全般的に個人レベルの関係の総体であるソーシャル・キャピタルが弱く、この関係性の細分化と縮小が家族、近隣、地域、組織、集団、公共空間などで認められるからであった。

第三に、社会的ネットワークやボランティア・アソシエーションなどを忌避する高齢化する都会人の意識や態度を表わす概念としても、粉末化を活用可能なように意味づけた。

粉末化に伴う社会現象

このような内容を含む粉末化が普遍化すると、「少子化する高齢社会」では次のような社会現象が広くみられるようになる。

1. 粉末化すると、人間は他者を考慮しない。
2. 粉末化すると、人間は自分の福利にしか関心を示さない。
3. 粉末化すると、自宅を取り巻く近隣や地域での共同生活が否定される。

しかし、「少子化する高齢社会」でも福利や支援は共同生活からしか得られない。奇特定の個人による個別的援助はもちろんあるが、それは長期化しないし、部分的にとどまるから、社会全体を包括する福利や支援を永続化するには個別を超えた共同性に依拠する

しかない。「少子化する高齢社会」の基幹である福祉制度や介護制度もまた、社会の共同性の産物であることはいうまでもない。個人の粉末化は社会の共同性と衝突するのである。

共同生活への意志

総論的には「文明はなによりもまず、共同生活への意志である」（オルテガ・イ・ガセット、1930=1978:442）は正しい。哲学者オルテガの基本的認識を軸として今日の粉末化現象を考慮しても、社会全体における共同性がますます弱まっていると判断できる。

その現状認識を受けて、社会学では「少子化する高齢社会」の基軸である共同性を再建するために、現段階の粉末化の克服に向けての第一歩として「共同生活への意志」を国民レベルで正確に位置付けたい。そのためには組織化、コミュニティ、社会規範、礼節、公共性、正義、理性などのシンボルを教育や地域生活で動員することになる。

とりわけ子ども、地域社会を基盤として暮らしている主婦、そして高齢者に「共同生活への意志」を再確認してもらう。ただ企業活動は競争原理が働くので、雇用者と被雇用者は男女ともにこの限りではない。ここにこれまでの少子化対策のズレがあったと考えられる。

なぜなら、「少子化する高齢社会」は何よりも社会全体の課題であるのに、少子化対策が主な対象としてきたのは、「待機児童ゼロ作戦」と「ワーク・ライフ・バランス」に象徴される雇用者と被雇用者の子どもの保育にのみ集中してきたからである。たとえば、2005年（平成17年）には、日本史上最低の合計特殊出生率1.26を記録したが、これを受けて2008年に出された「総合的な少子化対策の推進について」（内閣府政策統括官、総務省大臣官房総括審議官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）でも、相変わらず「重点戦略」として「仕事と生活の調和の実現」と「就業と子育ての両立支援」が「車の両輪」とされたままであった（同上:17）。

全国の自治体で、保育予算の95%以上が就学前の全児童の25%しか該当しない保育所だけに使われてきた歴史を点検すると、地域社会の専業主婦が育てる約半数の在宅子どもへの支援が後回しされてきたことが、この文書からも理解できる。本研究では、「共同生活への意志」の具体化として、在宅・在保育所を問わず子ど

もの保育支援は就学前児童全員を含めていきたい。

小集団の複合連結

「少子化する高齢社会」の「共同生活への意志」を強化する具体的政策は、地域社会で暮らす老若男女間のソーシャル・キャピタルによる橋渡し機能（bridging）と結合機能（bonding）が発揮できるように、地域社会における無数の小集団を複合連結することが基本になる。

本研究では、少子化を社会的危機と理解して、その克服に向けての「共同生活への意志」を強調するが、この背景には「社会が建設的理論を必要としている時期に、批判的理論が幅をきかせ続けている」（コント）という指摘に配慮したからである。本研究で展開する私なりの建設的理論は、社会の粉末化を「拡散」として捉えたうえで、その克服を目指した共同性の組織化を「収斂」とする視点から得られている。

「子育て共同参画社会」

平成の世になって開始したコモン・センスとしての「子育て共同参画社会」の省察は15年を超えた。大きくは「少子化からの脱出の道を探る」こと、および「増子化への新しい世界を示す」ことを、私は社会学の立場から同時に研究してきた。コモン・センスは「常識」のことであるというペイン以来の合意に基づき、現世代すべてが次世代を養育し教育することも常識とみて、それが社会システムの連続性を確保するとした。個人的には子育てをする環境になくても、社会全体の子育てには全面的に協力する。これを常識とみて、自分の親がすでに亡くなっているにもかかわらず介護保険の保険料を払い込む精神と同質であると考えた。

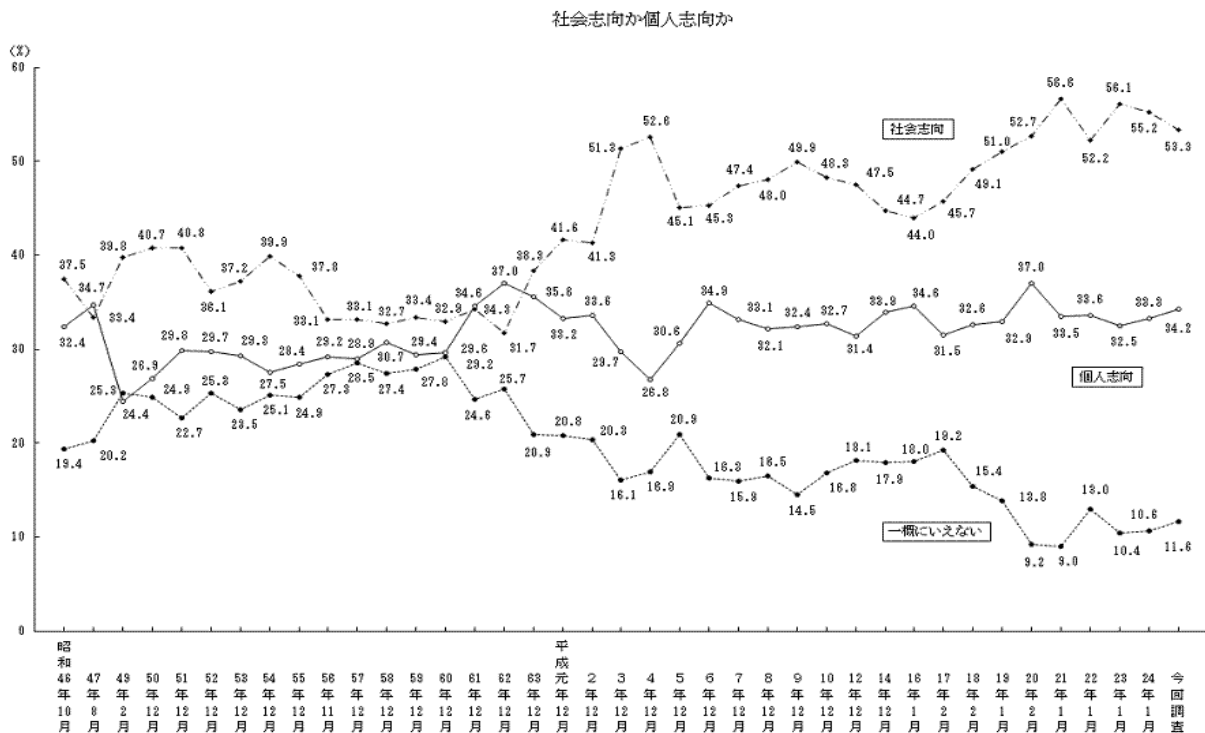
しかし、実際には介護保険料の不払いや国民健康保険料の未納や「おひとりさま」宣言などで、社会システムの共有財を維持するための「共同性」の意志は、徐々に歪んできたような印象を抱くようになった。

たとえば、シェークスピア『ハムレット』の第一幕第五場189行に有名な台詞“The time is out of joint.”（時代の調子が狂っている、世の中の関節が脱臼している）がある。和訳だけでも訳者の個性あふれる名訳があるが、その台詞を21世紀の日本社会

に置き換えてみると、要は社会システムや日本国民の動きに予測できない揺れが大きくなったと解読してもよさそうである。すなわち、蓄積されてきた調査データが示す意味合いの幅が大きくなってきたのである。

日本人の社会意識

すなわち、内閣府が毎年行う「社会意識に関する世論調査」結果である図1から分かるように、平成の世になってからの日本人は個人志向よりも2倍の社会志向を示すようになった。にもかかわらず、実際には子育てへの態度をはじめとして、究極の個人志向である粉末化が各方面で強くなってきた。



(注) 昭和55年12月調査までは、「これからは、国民は国や社会のことにもっと目を向けるべきだ」という意見と、「まだまだ個人の生活の充実に専心すべきだ」という意見がありますが、あなたの考えはこのどちらの意見に近いですか。」と聞いている。

図1 社会志向か個人志向か

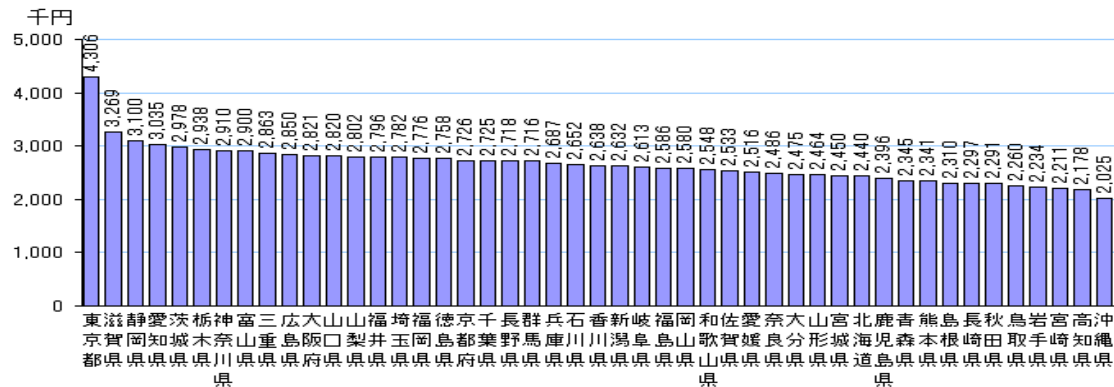
図1を見て、私は現代社会（都市社会、少子社会、高齢社会）の粉末化現象を考えるたびに、長い間この台詞(out of joint)が気になってきた。一つは日本人の社会意識に関しては、個人志向ではなくかなり強い社会志向という回答が20年以上も続いているからである。その半面で、個人主義やme-ismさらに“full of

myself”などの利己志向が一貫してきた強化されてきたという実感も強い。

弱くなった社会志向

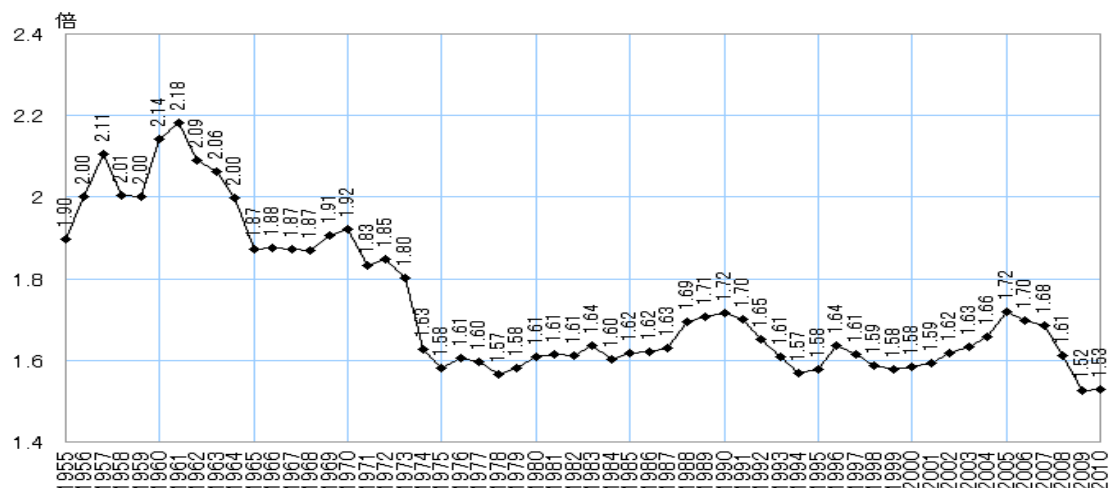
たとえば、一部にささやかれる「もらわないと損する」という非社会的な個人志向的な言説さえもが登場して、生活保護が急増した。その増大に象徴されるような「貧困化」がある一方で、都道府県の「一人当たり県民所得」の格差は東京都と沖縄県の間にあるせいぜい2.13倍である。また、所得上位5県と下位5県との格差を計算すると、1961年の2.18倍から2009年の1.52倍までに下がったように、都道府県間における所得格差は着実に縮小してきたというデータもある（図2）。

1人当たり県民所得ランキング(2010年度)



(資料)内閣府「平成22年度県民経済計算」

地域間所得格差の推移(1人当たり県民所得の上位5県平均と下位5県平均の格差)

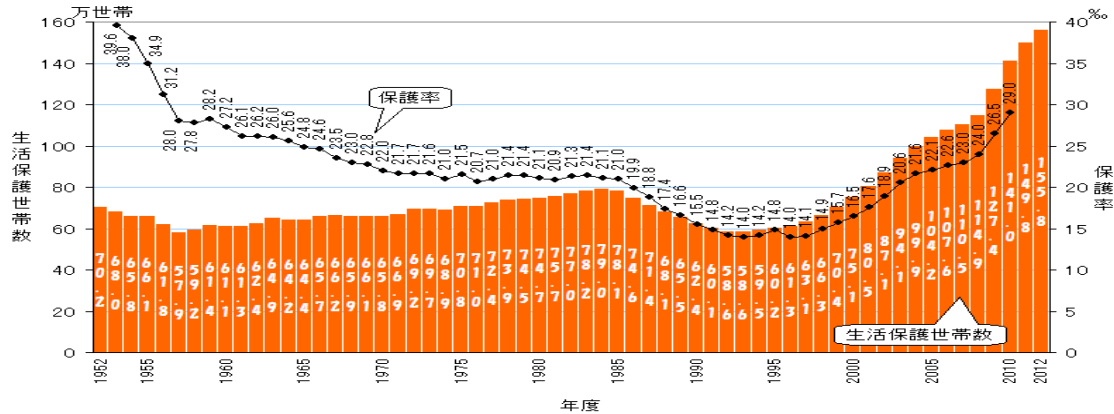


(注)年度ベース。

(資料)内閣府HP「県民経済計算旧基準計数」、2001年以降「平成22年度県民経済計算」

図2 一人当たり県民所得と所得格差の推移

生活保護世帯数と保護率の推移



(注) 年度の1か月平均。保護率は社会保障・人口問題研究所「生活保護」公的統計データ一覧」。2012年度は概数。
 (資料) 厚生労働省「被保護者調査」(前「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」)

図 3 生活保護世帯数と生活保護率

しかし、生活保護世帯数と保護率は急増してきた(図3)。太平洋戦争の敗戦から12年目の1957年は保護率が28.0%であったが、2010年はそれを越えた29.0%を記録している。1990年から2000年までは15.0%前後であった時代とは雲泥の相違である。

豊かさのなかの貧困格差

一方では社会的共通資本や所得水準や医療制度や介護保険制度の作用で確実に豊かさを感じられるのに、他方では個人レベルの生活保護が急増するという時代をどのように理解するか。さらに世帯レベルでは155万世帯に達しており、これは細分化された単身世帯の増加と整合する。国民意識レベルでは、社会への配慮というよりもむしろ鮮明な個人志向しか見られない。

さらに家族や近隣や労働組合など日本近代を支えてきた「伝統的価値」が著しく弱くなった。たとえば、別章でくわしく論じる小家族化やコミュニティ性の希薄化とともに、労働組合組織率は2003年に20%を下回って以降は、2010年までは18.5%前後に低迷している(図4)。そして、2013年12月18日付の全国各紙では、23年6月末時点の組織率が17.9%まで下がったと報じた。

ピーク時は40%近かった労働組合組織率は豊かさとともに低下を開始したのである。そこには労働者の個人志向は強まっても、社会志向は感じられない。その一方で、国際化対応を錦の御旗にした企業ぐるみの新しい「連帯」が模索されている。これは新しい社会志向と呼べるのかどうか。

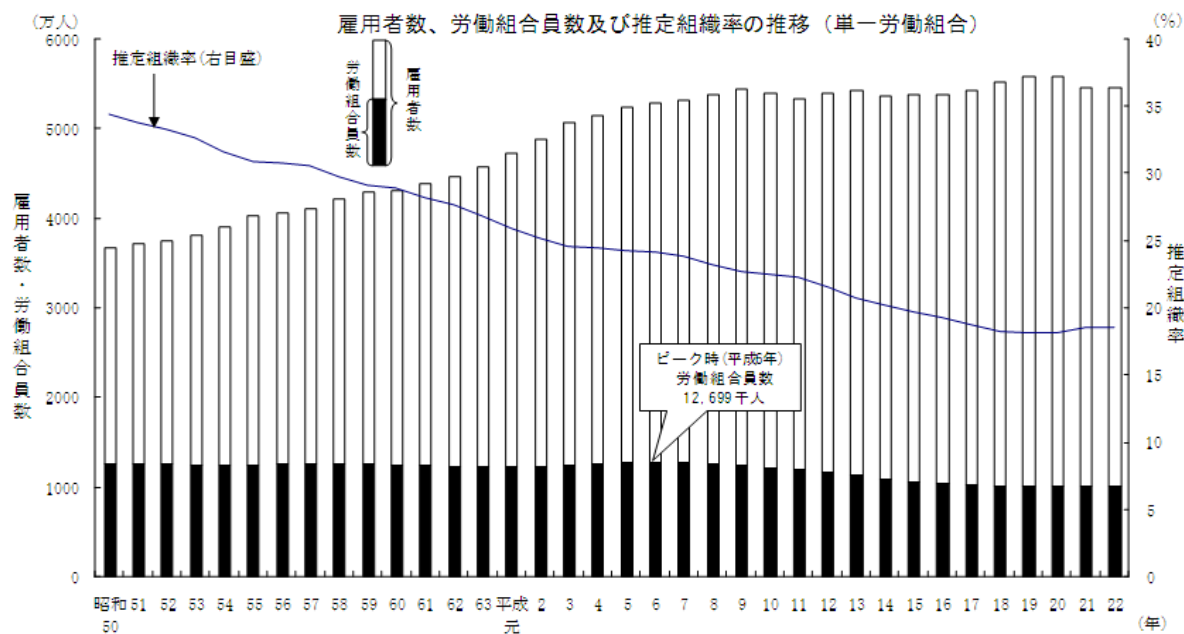


図 4 労働組合員数と組織率

他方では、合計特殊出生率は 1.30～1.40 くらいを低迷しており、年少人口数は 32 年間の連続的減少、その比率は 39 年間も低下するという少子化なのに、手におえない社会問題としての「児童虐待」がますます増大してきたことも危惧される。

図 5 は児童相談所が受けた「児童虐待件数」の推移であるが、2000 年以降はその急増が読み取れる。少子化の時代にせつかく生を受けてきた子どもが実の親に虐待され、精神にも肉体にも傷害を受け、拳句の果てに命まで失う。

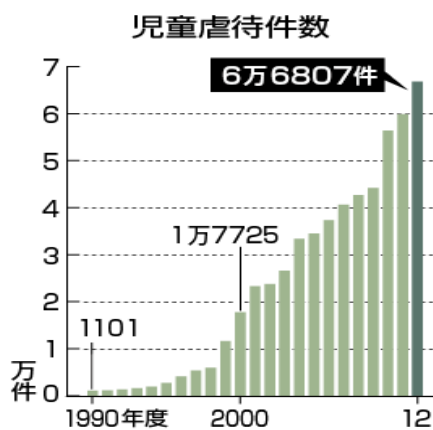


図 5 児童虐待の相談件数

非同時的なものの同時共存

このように、本来は二つの整合しえない社会的傾向がなぜ同時に発生するのか。またそれはなぜ共存してきたのか。長年望んで手に入れた豊かさと進歩が、同時に倦怠と諦めを国民にもたらしてしまったのか。

インフラ水準整備を示す社会的共通資本は充足しており、社会関係の総体としての社会関係資本も一定の豊かさがある。しかしその一方では、限りなくゼロの金利が続き、時代をリードする新商品は見当たらず、人口減少が始まり、高齢者のみ増加するという時代が到来している。これらを国家はどうにも制御できないところに、国民の無力感がそれらと合体して、社会全体の先行き不安が強まっている。

「元気いっぱい的人生」が見えてこない

時代のなかで、国民一人ひとりに、十分な暮らし（full life）や元気いっぱいの人生（full of life）が見えてこない。一方に存在する「貧困化」は、顕在的には世代内格差と世代間格差の増大として可視的になり、潜在的には目に見えない代価として「誤作為」による費用便益システムの破壊がある。いずれも個人レベルの収入を下げ、生活不安を助長する方向に作用する。

それらを総合的に判断して、人口面における「少子化する高齢社会」の代価は社会レベルでは連帯性や凝集性を弱めて、個人レベルでは粉末化を強めてきたと総括した。

時代の調子が狂っている

ハムレットの台詞“The time is out of joint.”を体現した歴史的事実に、オルテガが指摘した「大衆の反逆」のエピソードが引用できる。すなわち、乱心した一般大衆は、自己閉塞性が強く、頑迷さや専門的知識への不従順さ、思考の凡庸さが目立ってくる。「食料が不足して起こる暴動のさいに、一般大衆はパンを求めるのだが、なんと、そのやり方はパン屋を破壊するのがつねである」（オルテガ、前掲書：429）。生きようとして、かえってその根源をなくすのが大衆の特性であると、歴史的事実に基づきオルテガは喝破した。

「社会生活はたんに政治的であるばかりか、同時に、いやそれ

以前に、知的、道徳的、経済的、宗教的なものであり、われわれ全体の習慣を包括し、着物や娯楽の様式をも含む」(オルテガ、同上：387)。少子化も社会全体の習慣に制約される。東アジアの日本、中国、台湾、韓国などでは結婚という制度が出産の動機づけになるが、そのような習慣がない欧米諸国では婚外子率が40%から50%前後になる。そのために、文化的背景を無視した単純な欧米模倣は無意味となる。

第2節 コモン・センスとしてのリスク意識

少子化社会対策白書

2003年(平成15年)に成立した「少子化社会対策基本法」第9条に基づき、翌年に刊行が始まった『少子化社会白書』が『子ども・子育て白書』という名称に変更されたのは政権が交代した2010年版からであった。その後再度の政権交代により、2013年版は『少子化社会対策白書』へと三度目の名称変更がなされた。

「1.57ショック」を契機に、1994年(平成6年)「エンゼルプラン」以来2010年「子ども子育てビジョン」まで膨大な国費が投入された。ちなみに白書によれば、2013年度の「少子化社会関連対策予算」は3兆3258億円にまで膨れ上がっている。この20年間、様々な事業の取り組みがなされてきたが、結局は2013年に政府は「少子化危機突破」を宣言して、その緊急対策を行わざるをえなくなってしまった。

なぜこのような事態になってしまったか。平成の時代になってからの政府による少子化対策の20年間を点検すると、政策立案と実施に関する次のようなコモン・センスが欠如していたと考えられる。まず、①少子化関連の論議の中で特定の目標を達成するという発想が希薄であった。

すなわち、政府により少子化対策として掲げられる目標とは何かが、国民に伝わるようなかたちで具体的に示されることがなかった。換言すれば、②「少子化対策」とは何を目標にした資源投入なのかが明言されたことは皆無であった。確かに「国・地方公共団体・事業主・個人の負担の組み合わせ」が「重点戦略」として位置づけられている(内閣府政策統括官、総務省大臣官房総括審議官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、前掲文書：14)が、

そこでも③いつまでに、どこが最終責任をもって、何を指して実施する政策事業なのかも示されなかった。

長期目標と短期目標の組み合わせ

この反省に立てば、「少子化危機突破」を実行するにも、④20年程度の長期目標と2～3年程度の短期目標を組み合わせて、両方の目標を達成するために、優先順位を決めて、有限の資源を投入する過程こそが「対策」にふさわしい認識枠組みとなる。

しかし、この政策常識が20年間の少子化関連事業では活かされてこなかった。政権が二度三度交代しても、その認識枠組みの根幹は変わっていない。歴代の首相も厚生労働大臣も少子化担当大臣も、理念を示しながら「少子化対策とは何か」を語ったことはない。その代わりとして、内容的には首をかしげるようないくつもの「少子化対策」関連事業が、全省庁や都道府県そして市町村によって行われるようになった。

疑問が多い「少子化対策」関連事業

政府関連に絞って順不同で事例をあげれば、「めざせスペシャリスト」(文部科学省)、「『緑の雇用』現場技能者育成対策事業」(農林水産省)、「森林総合利用推進事業」(農林水産省)、「官庁施設のバリアフリー化」(国土交通省)、「職場意識改善助成金」(厚生労働省)、「地域材利用拡大支援」(農林水産省)、「理科教育のための総合的な支援」(文部科学省)、「学習指導要領等の編集改訂等」(文部科学省)、「カエル！ジャパン」キャンペーン(内閣府)、「強い水産業づくり交付金」(農林水産省)、「メディアリテラシー向上のための取組の推進」(総務省)などがすぐに浮かんでくる(『平成25年版 少子化社会対策白書』より)。

これらは「風が吹けばおけ屋がもうかる」レベルの少子化関連事業なのであろうが、このような実態が強まりこそすれこの20年間無くならなかったのは、ひとえに「少子化対策とは何か」の理念が対策の最高責任者から語られなかったからである。

「制御」可能性

「今日の先進諸国の人口のように制御された減衰過程に入るか、制御不能な破局的減少に見舞われるかのいずれか」(稲葉、2002:v)

は、日本の少子化動向でも等しく当てはまる。少子化する社会システムの「制御」可能性を政策介入にしか求められないのならば、やや遅きに失したとはいえ、今からでも以下の3点を柱に最高責任者に語ってもらえない。

- ① 現在の合計特殊出生率（1.30～1.40）を5年後、10年後、20年後にどうしたいのか。
- ② 32年間連続して減少してきた年少人口数を5年後、10年後、20年後にどうしたいのか。
- ③ 39年間一貫して低下してきた年少人口率を5年後、10年後、20年後にどうしたいのか。

日本社会において子どもが産まれにくい原因は、20年前からはっきりしている。まずは未婚率の上昇があり、これには結婚できない雇用環境や所得水準にある若者が増加して、結果的に結婚を避けるライフスタイルを選択したからである。若者に加えて今日では、この傾向は中年男女にも及んでいる。

二つ目には既婚者の出生意欲の減退が指摘できる。既婚者の大半は確実に予測される大学などの高等教育関連の経済的負担を斟酌して、子どもの数を制限してきた。このような既婚者の判断は正当であり、加えて大都市部を中心に出生数の増加を阻む住宅の広さの制約などが絡み合っている。

したがって日本の少子化は「未婚率の増大」と「既婚者の産み控え」に原因が集約できるが、この20年間の少子化対策は一貫して前者を無視して、後者にのみ特化してきた歴史をもつ。

「既婚者の産み控え」対策のみ

たとえば政府が20年間本気で取り組んできた「両立ライフ」ないしは「ワーク・ライフ・バランス」と「待機児童ゼロ作戦」は、すべて「既婚者の産み控え」に対応する。しかも最新の「少子化危機突破」宣言のあとでも、いわゆる3本の矢は「既婚者の産み控え」対策に向けられている。

具体的にそれらは、すでに生まれている子どもの「子育て支援」、
「待機児童解消加速化」、「多子世帯支援」、「地域・職場の子育てネットワーク」、子育てと仕事の「両立支援」、中小企業の「両立支援促進」、「企業による女性登用の促進」、女性のための「ロールモデル普及」、「男性の働き方の見直し」、「結婚・妊娠・出産支援

の全国展開」、この「普及啓発」、「地域の相談・支援拠点づくり」、「産後ケア」、「産科・小児科の整備」、「不妊治療支援」などから構成されており、最後はそのための消費税アップによる財源にも期待が寄せられ、その確保が謳ってある。

社会全体の定義

『平成 25 年版 少子化社会対策白書』でも第 2 部冒頭に「子育てを社会全体で支える」と明記されてはいるが、「社会全体とは何か」の議論は相変わらず皆無である。その意味で、この 20 年間の少子化対策との同質性は続いている。

少子化対策とは本来社会全体に直結するのだから、まずは社会全体を正確に定義することから子育てのための「共同性」を模索したい。従来のように、国、自治体、企業、子どもを産んだ親、産んだ親が暮らす地域社会、子どもが通う学校だけの 6 者だけが社会全体ではない。そこには未婚率の上昇に結びついたシングルの増加への配慮が全くない。加えて、次世代に全面的に依拠する「おひとりさま」、そして自覚的なライフスタイルとしてのディンクスを選択した人々も含まれていない。

理論的には、生涯単身者や既婚者でも育児をしない選択をした人々も含めたあらゆる世代が、社会全体を構成する。これは、社会全体で介護を支えるために制度化された介護保険における「40 歳以上のすべての国民」と同質である。

介護保険がお手本

介護保険で証明されたように、65 歳以上の親の有無にかかわらず、国民はすべてが要介護高齢者を支えるために一定の負担を義務とする。それこそが「社会全体で支え合う仕組み」である。平成 25 年度の予算ベースでいえば、65 歳以上の介護保険料（21%）で 1.8 兆円、40 歳～64 歳までの介護保険料（29%）で 2.5 兆円、国の居宅（20%）と施設等（15%）で 1.6 兆円、調整交付金（5%）が 0.4 兆円、都道府県居宅（12.5%）と施設（17.5%）で 1.3 兆円、市町村（12.5%）で 1.1 兆円となり、介護保険料合計が 8.7 兆円になっている。シングルもディンクスも例外とはしない。文字通りすべての国民が社会全体を構成して介護を支えてきた。

少子化対策ではなぜこの歴史に学ばなかったのか。「子育てを社

会全体で支える」先例として、同じ厚生労働省の管轄する介護保険制度があるのに、どうして「社会全体」を適切に位置づけてこなかったのか。これは大きな疑問である。

予想されたイデオロギー的な反発や批判

おそらく未婚者を社会全体からの少子化対策に包摂すると、その該当者からのイデオロギー的な反発や批判が予想され、結婚しないシングルという自由な生き方を否定すると逆批判を受けるから放置してきたのであろう。しかし、シングルでもディンクスでも加齢に応じて、次世代に支援を受けることは明瞭である。

ただし、若い世代を育てるには平均して一人当たり3000万円が親によって直接負担されるという現実があり、その負担の有無は老後の財産形成やライフスタイルに直結する問題となってきた。そのため国民の一部ではあるが、子どもの「育て損」という負の評価すら成立している。

もちろん産んだ親の育児責任は当然ある。しかし、産まない選択をした場合と比べて、この子ども一人当たり3000万円の養育関連の自己負担は重たすぎるのではないか。それを考慮すれば、介護保険並みに「社会全体で支える」ためには、子どもの有無に拘わらず、育児のために税金以外にも国民が等しく負担して次世代を育成するしかない。「おひとりさまの老後」への視点は「少子化する高齢社会」ではますます重要になってくるが、同じ「おひとりさま」でも次世代への負担の有無が発生していることは忘れてはならないであろう。

少子化の原因が二つあるのに一つにしか過大の反応をしない。その対策に「社会全体」で取り組まない。これらの特徴をもつ政策の繰り返しがこの20年間で人口面でのリスクを強めてきた。

少子化リスク

一般に人間が作り上げた社会システムには、日常的に発生する窃盗や交通事故などの小さなリスクから、マグニチュード9クラスの地震やときおり話題にもなる富士山噴火まで、様々な巨大リスクとその可能性が共存する。同時に本研究で主張する人口論に立脚した巨大リスクへの目配りも欠かせない。

リスク本来は「その到来があるかも知れないしなないかも知れな

いとして知られている未来の災厄」(盛山、2013:11)といえようが、すでに発生した「未来の災厄」の一部に手をこまねいたままの無策もまた、リスクを増幅させる。

これらを総合化する手がかりとしての「リスクの公式」には

「リスク」＝「望ましくない事象の重大さ」×「その事象が起きる確率」(Risk=Magnitude of Hazard × Probability)

がすでにある(瀬尾、2005:2)。ただし、「望ましくない事象」としてのリスクは無数にあるから、実際に取り上げる際には優先順位をつけて対象化するしかない。そのために、対象化した事象の発生確率を勘案して、高リスクか低リスクかの決定が必然化する。本報告書全体では、今後確実に予想される「少子化する高齢社会」が抱える総体的な人口面に関わる社会的リスクを念頭においている(全国知事会、2013年7月)。

予想される社会的リスクが現実化すれば、システムの機能不全、損傷、損失をもたらし、最終的には社会システム解体まで進むこともある。私が恐れる「少子化する高齢社会」の進行は最終的には社会システム解体を内在化させていると考えられるので、そこに人為的な介入を行う必然性が生じる。それは政策として立案され、実行される性質のものである。

しかし解体には至らず機能不全に止まるようなリスクには、システムに備わる自己組織性(self-organizing system)による適切な資源配分と人員配分で対処できる。とりわけ小さな範囲で、被害者が少数の人々であり、短期間で適応できるリスクならば、自己組織性機能の強化策でも、十分な克服が期待できる。

逆にいわゆる「日本沈没」のような社会システムの自己組織性で対処できない巨大リスクでは、広大な地域(large areas)が巻き込まれ、その大部分の人々(most people)が長年(many years)にわたり、その深刻な影響下で暮らすことになるし、現住地で暮せなくなり、集落移転や国外移転のような場合が出てくる。

社会的リスクの分類

このように、社会的リスクは表1に示した範囲、人数、期間の組み合わせから判断される。すなわちAは「狭小—少数—短期」、B

は「拡大—多数—長期」、Cは「全体—全員—永久」となり、リスク次第でABCが決まり、それに沿った社会的対応が具体化する。20世紀末から日本で顕在化した「少子化する高齢社会」は、もちろんBに該当するリスクである。

表1 リスクの3分類

	A	B	C
範囲	狭小	拡大	全体
人数	少数	多数	全員
期間	短期	長期	永久

今後の日本で少子化が制御されずにますます進行すれば、社会全体のリスクが高まるから、原因を解明して、制御可能な政策介入を目指したい。これが本研究の基本的立場である。

東アジア

一般に日本、中国、台湾、韓国などの東アジア諸国では、共通して未婚率が少子化の主要因になっている。なぜなら、ヨーロッパ諸国の婚外子率40~50%とは異なり、それが日本で2%、韓国では1.5%というように低いからである。そのうえ都市化や小家族化、高齢化を軸として人口構造や世帯に変化が大きくなっている。今後は日本だけではなく、中国や韓国でも家族親族を中心とした自助や互助に頼る子育て支援には限界が生じる可能性が強いため、「社会全体」による子育て支援が求められる。

少子化する日本は、その対応の仕方についても東アジアのなかでヨーロッパ諸国とは異なる独自の方式を展開したい。その手掛かりは、育児の社会化を本格的に進めるところから始まる。第一に、子育て関連の経費を親だけに求めるのではなく、全体社会でも負担する財政的なシステムづくりが挙げられる。

第二に、現代日本でも普遍化した小家族化は孤立育児をもたらしやすいから、それに伴う母親の精神的・身体的・時間的負担が重たくなる。これらを社会全体で軽減したい。それにはいわゆる「五助」の複合による地域子育て支援の役割が大きくなる(金子、2006)。

自助・互助・公助、共助、商助

常識化した自助・互助・公助に加えて、共助と商助をも活用す

る基盤整備を進めることが「少子化危機突破」の重要な柱になる。とりわけ民間活力を前提にした商助は費用負担や「質」への不安もあるが、横浜市での「待機児童ゼロ達成」にみるように、その力量を活かすことで多様な支援ニーズに対応するサービスの供給・効率性の利点が得られる。

具体的な子育て環境改善に向けては、全体社会レベルの施策としての「基金」の可能性と、地域の特性・課題に即した「五助」の混合活用による子育て支援システムの検討・構築が求められる（金子、2003;2006a;2007）。

このようなパラダイムにより、日本の少子化とその根源的対策にこれまで以上に掘り下げた議論が可能になるのではないか。

第2章 子ども・子育て支援の現状

「これからさき、わたしは、簡単な事実、わかりきった議論、ならびに常識だけをのべるにすぎない」(ペイン 小松春雄訳『コモン・センス』岩波文庫、1953:39)。

第1節 日本の人口構成

三位一体の人口変動

現代日本の社会変動の筆頭に位置づけられる「少子化する高齢社会」は、更新し続ける三つの日本新記録を保持する。一つは高齢者数とその比率の着実な増加であり、2013年11月の「人口推計」によれば、高齢者総数が3199万人に達して、その比率も25.1%まで上昇し、前期高齢者(65～74歳)と後期高齢者(75歳以上)との比率逆転も近い(図1)。

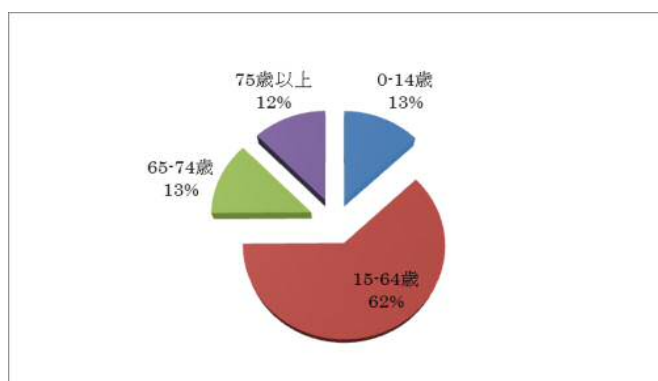


図1 日本の人口構成(2013年11月)

二つには年少人口率の低下と年少者の減少である。表1に見るように、5歳幅の年少人口は幼くなるほど総数が少なくなる。とりわけ産む性である女性数の減少は歴然としている。このままで

表1 5歳幅の年少人口

年齢階級(歳)	総数	男	女
0～4	524	268	256
5～9	536	274	262
10～14	578	296	282
15～19	605	310	295
0～14 合計	1638	838	800
0～19 合計	2243	1148	1095

(注) 総務省「人口推計」(2013年11月)

は少子化動向を反転させたり、積極的に増子化を念頭に置いた人口政策は困難である。なぜなら、結婚により作り出される生殖家族（family of procreation）自体が減少するからである。「少子化危機」はすでに現実化している。ただし、東アジア圏に属する日本では、結婚と出産行動とが緊密であるから、欧米のような婚外子率の上昇は全く期待できないからでもある。

表 2 から明らかなように、欧米の諸国に比べると東アジアの韓

表 2 婚外子と合計特殊出生率

	婚外子率	合計特殊出生率
韓国	1.5	1.15
日本	2	1.37
ギリシャ	5.9	1.53
スイス	17.1	1.5
イタリア	17.7	1.41
ポーランド	19.9	1.4
カナダ	24.5	1.68
マルタ	25.4	1.43
リトアニア	28.5	1.47
スロバキア	30.1	1.41
ルクセンブルグ	30.2	1.59
スペイン	31.7	1.4
ドイツ	32.1	1.36
アイルランド	32.8	2.07
オーストラリア	33.4	1.9
ポルトガル	36.2	1.32
アメリカ	38.5	2.01
オーストリア	38.8	1.39
ハンガリー	39.5	1.33
フィンランド	40.7	1.86
オランダ	41.2	1.79
ベルギー	43.2	1.83
イギリス	45.4	1.94
デンマーク	46.2	1.84
ニュージーランド	46.5	2.14
ブルガリア	51.1	1.48
フランス	52.6	1.99
スウェーデン	54.7	1.94
ノルウェー	55	1.98
メキシコ	55.1	2.08
エストニア	59	1.63
アイスランド	64.1	2.22

（出典）Euro Stat, Statistical database-data by themes-Population and social conditions-Demography-National Data-Marriage and divorce Marriage indicator. OECD Family Database. 財務省「予算決算—わが国の財政状況—財政関係基礎データ」。ともに 2010 年のデータ。

国と日本では婚外子率が非常に低い。中国と台湾も低いとみられるが、この両国では婚外子はいないという建前論から、データの収集が行われていない。婚外子率の低さにより、日本では未婚率の上昇がそのまま少子化の促進要因になるが、フランスに代表されるように婚外子率が52.6%にもなれば、未婚率が出産行動を左右することはありえない。その意味でも単純な外国模倣は難しい。

小家族化

少子化関連の動向の三つ目には小家族化の進展がある。家族と世帯とは非血縁者の扱いで異なるが、国勢調査による平均世帯人員は5.07人(1950年)、4.52人(60年)、3.73人(70年)、3.25人(80年)、3.01人(90年)、2.70人(2000年)、2.42人(2010年)となり、要支援・介護状態の高齢者に同居家族や別居家族が十分な支援を与えるのはもはや不可能になった。日本の小家族化は速度が速くかつ不可逆的な特性をもつために、子育て支援や介護支援に関しても、非血縁としての身近に近い他者の存在に期待せざるを得ない。ここに「近隣家族」への新しい希求も復活する。

小家族化のもう一つの指標である「高齢者の単身世帯率」も1980年男性が4.3%、女性が11.2%、90年男性が4.6%、女性が14.7%、2000年男性が8.0%、女性が17.9%、2010年男性が11.1%、女性が20.3%となり、男女ともに高齢者の一人暮らし傾向は止まらない。小家族化により家族内の支えあいの基盤が薄れたうえに全体としての独居が進み、高齢者を含む地域住民の孤独死・孤立死・独居死などの危険率が上昇した。

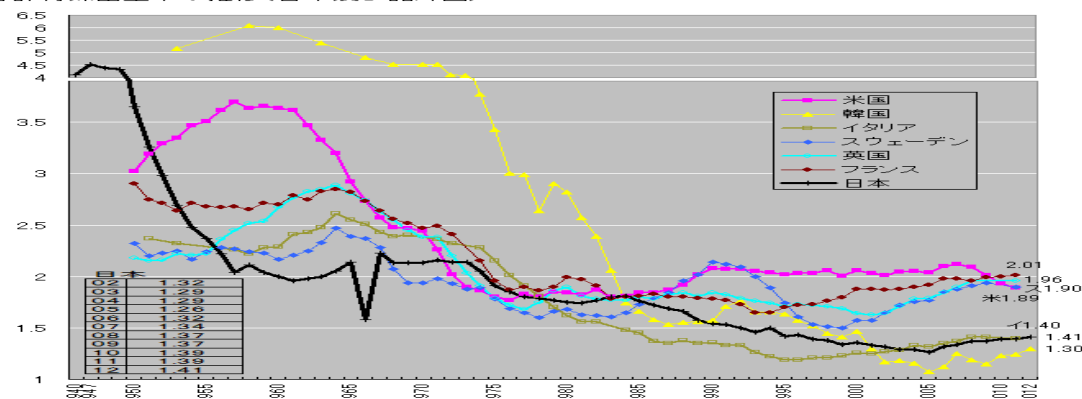
日本の人口変動の特徴

2013年の日本の人口変動の特徴を箇条書きによりまとめると、以下のような日本新記録や世界新記録に遭遇する。

- ① 2013年11月1日現在で、年少人口(15歳未満総数)総数は1982年から32年連続の減少を記録して1638万人となり、日本新記録が続いている。ちなみに1980年の年少人口数は2705万人であったので、33年間で1067万人の減少となる。
- ② 年少人口率は39年連続の低下を示し12.9%となり、日本新記録を更新した。1980年の比率が23.5%だったので、33年で10.6%の低下である。

- ③ 2011年段階で人口4000万人以上をもつ国は世界194国のうち29国を数えるが、この年の日本年少人口率13.1%は29国のなかで最下位である。これは世界新記録になる。最高はエチオピアの42.8%、インドは29.1%、中国は16.5%、ドイツは13.2%であった。
- ④ 過去20年間、少子化を議論するさいに用いられてきたのは合計特殊出生率である。これは一人の女性が一生かかって産むと仮定された子ども数であり、日本全国では図2のような傾向にある。

合計特殊出生率の推移(日本及び諸外国)



(注) 合計特殊出生率は女性の年齢別出生率を合計した値。数字は各国最新年次。日本12年概数。
 (資料) 厚生労働省「平成13年度人口動態統計特殊報告」「人口動態統計」(日本全年、その他最新年)
 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2010」、Korea National Statistics Office

図2 日本社会の出生率と合計特殊出生率

- ⑤ 1950年までの団塊世代が誕生したベビーブーム時代のピークは4.32であったが、1950年代から60年代には下がり、1970年代初頭の第二次ベビーブームでやや盛り返し、2.14を記録した後はほぼ一貫した低下傾向にある。2005年には最低の1.26になったが、それ以降は横ばい状態で、2008年では1.37であり、それ以降は1.39が続き、2012年に16年ぶりに14.1になった。
- ⑥ 総務省の「労働力調査」によると、15歳以上の女性のうち働く人の割合(労働力率)は2011年に48.2%であり、25~29歳に限ると77%になり、30年余りで約35%上がった(図3)。女性の社会進出が進むとともに、女性の初婚年齢は上昇するので、2011年は29歳となり、この30年間で3.7歳上がったことになる。

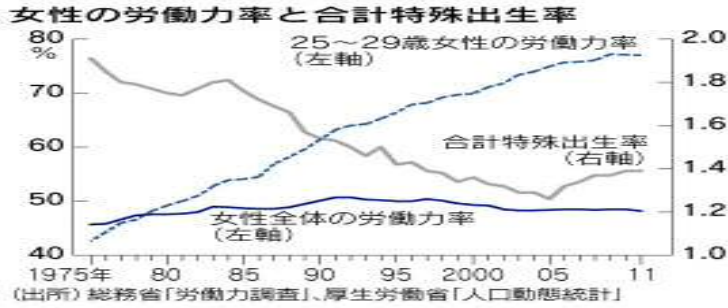


図3 女性の労働力率と合計特殊出生率年度

生涯未婚率として表される一生結婚しないとみられる女性の割合も2010年には1割を突破しており、これは30年前の2倍以上になる。

加えて、表3のような非正規雇用率の増大が男女ともに趨勢と

表3 非正規雇用率の推移

年度	男				女			
	総数	15~24	25~34	35~44	総数	15~24	25~34	35~44
1990	8.7	20.0	3.2	3.3	37.9	20.6	28.1	49.5
1995	8.8	23.6	2.9	2.3	39.0	28.4	26.6	48.9
2000	11.7	38.5	5.6	3.8	46.2	42.3	31.6	53.1
2005	17.8	44.2	13.2	7.0	51.7	51.5	38.4	54.2
2010	18.2	41.6	13.2	8.1	53.3	50.0	41.4	51.3
2013	20.9	47.2	16.3	9.1	55.4	53.6	41.4	54.6

(出典) 総務省「労働力調査」(各年度)

して認められる。これは日常生活の安定を阻害して、結婚への動機づけを弱めてしまう。働いていても将来展望がなければ、その日暮らしになりやすく、結局のところ未婚率は上昇する。

少子化の社会的影響

しかし、少子化対策の必要十分条件として、この20年間で未婚率への対策は特に行われてこなかった。原因が未婚率の上昇と既婚者の産み控えにあることが自明なのに、日本の少子化対策は既婚者向けの「待機児童ゼロ」に象徴される保育対応に特化してき

たのである。

2013年8月に発表された社会保障制度改革国民会議 報告書でも「少子化傾向は一向に歯止めがかかっていない」(p.15)という認識は共有したが、その原因はどこにあるかの判断は不十分であった。とりわけ過去20年に及ぶ「子ども・子育て関連3法」では既婚者の産み控えに対する対策ばかりが列挙され、未婚者の増大や未婚率の増加への原因究明と対応策が真剣に議論されてはこなかったことへの反省に乏しい。

その結果として複数の人口指標からも、21世紀の日本における年少人口は未曾有の縮小傾向にあることがうかがえる。加えて、少子化には確実な社会的影響が予想される(表4)。労働者が減少するといった経済面だけではなく、政治面から文化面まで幅広い領域で正というよりも負の影響が考えられる(金子、2003;2006a)。とりわけ小家族化による子どもの社会化機能の衰退により次世代育成に困難が生じて、結果的に社会システムの人的資源面での衰退が懸念される。

表4 少子化の社会的影響

経済面：市場の縮小。労働力の減少。消費の不振。失業の増大。自然環境の荒廃。
政治面：理念と目標の喪失。偏りのあるイデオロギー支配。政治による高齢者配分重視。
社会統合面：社会統合力の脆弱化。家族の縮小。犯罪の増加と検挙率の低下。年金制度や健康保険制度など公共財の破壊。国民間の不公平性の増大。
文化面：多文化の消失。スポーツ停滞。日常娯楽の不振。若年文化の衰退。

長寿化の複合要因

もちろん長寿化そのものは人類の悲願の一つだから、そのこと自体が目出度いのはいうまでもない。世界194カ国加盟のWHOがまとめた2013年統計によれば、日本人男性が79.94歳、女性が86.41歳の平均寿命はともに世界一であった。また、誕生後1カ月未満で死亡する新生児死亡率が1%であり、一歳未満の乳児死亡率の2%もともに世界一の低さであったことはもっと誇りにしている。

それらには複合する要因として、医療水準や薬効水準の高さだけでなく、社会的側面の食生活水準の向上、住宅事情の改善、教育制度の成果として日本人の栄養面と健康面の知識の浸透および水準の上昇、年金制度、医療保険制度、介護保険制度、就業制度、高齢者への支援制度などの相乗作用が寄与しているからである。とりわけ世界一の平均寿命に関しては、高齢者の暮らしを社会全体で支える年金、医療保険と介護保険への税金の投入、人材の質的向上への努力、高齢者が集合するための機会財の提供などがあげられる。

重ねて、社会規範として社会全体における高齢化支援が合意されている点も見逃せない。高齢者を大事にする文化は紆余曲折しながら、日本社会では数十年間機能してきた年金制度、医療保険制度、介護保険制度という三本柱により堅固に維持されてきた。これは選挙の際の高齢者による投票率の高さと整合しているからでもあるが、小家族化のなかでの高齢者の介護や看護の困難さを国民各層が理解しているからでもある。

少子高齢化と粉末化現象

ところで昭和の後半から平成の今日まで、なぜ少子高齢化が起きたのか。それを便宜上 20 世紀末までの少子化動向と 21 世紀からの少子化動向とにわけて、それぞれが複合する原因をまとめておこう。まず、1945 年の敗戦から始まり、1960 年代から 1972 年に終わった高度成長期に顕在化した「個人主義」(individualism)の浸透があげられる。「個人主義」とは個人の都合を最優先する生き方を指す。それと連動して、明治初期以降の 100 年以上も連続と続いたである「集団主義」(collectivism)が弱くなった。「集団主義」は個人よりも家や国を優先する考え方であり、現在では会社に代表される職場にのみ体现されている。

すなわち、イエのため、ムラのため、お国のためという集団への献身文化が消えて、個人こそが重要であるという社会規範が国民各層にしっかり浸透したのである。唯一例外は経済的保障の基盤である会社だけには忠誠を誓うという規範であるが、これもまた若い世代における非正規雇用率が 30% を超えた現在では、中高年の勤労世代に認められる程度である。

もちろんそこには会社と個人間における二重規範の問題(小室、

1975) が残ったが、ムラを離れ、大都市での「群化社会」(神島、1960) を生き抜くには、個人主義がもっとも適応力に優れていたから、20世紀末から今日までの少子化動向と並行して「群化」としての粉末化現象もまた顕著に認められるようになった(金子、2011; 2013)。

生き方の自由意識

日本における少子化動向もまた、そのような社会規範の変遷を受けている。具体的に婚姻率の低下としての裏返しである未婚率の増大と整合するのは、①生き方の自由意識が国民レベルで肯定されたことである。とりわけ大都市における個人のライフスタイルには、他人は口出ししないこと、および②個人主義を保証する社会規範も強いことがあげられる。

高度成長期が終わり、安定成長期や低成長期を繰り返して1980年代の後半から本格的な個人主義が現実化した。これを表わす指標として生涯未婚率データを挙げておこう。生涯未婚率とは45～49歳と50～54歳の未婚率の平均から50歳の未婚率を算出した値であり、この25年間で急増している(表5)。生涯未婚率は2010年時点で男性が20.14%、女性も10.61%に達した。

表5 生涯未婚率の推移

年度	男性	女性
1985	3.89%	4.32%
1990	5.57	4.33
1995	8.99	5.10
2000	12.57	5.82
2005	15.96	7.25
2010	20.14	10.61

(出典) 各年度国勢調査結果。

男女ともに2000年を境に上昇傾向に転じたが、これは2001年に誕生した小泉内閣の施政方針によるところが大きい。なぜなら小泉内閣は、2004年には「労働者派遣法」を製造業務にまで広げる法案を解禁して、政権末期の2006年にはそれまで3年までとされていた派遣受け入れ期間の無期限延長に踏み切ったからである。

そのため2005年あたりから派遣労働を含めた非正規雇用慣行が大企業で定着した。同時に国際化への対処という大義名分が企業内蓄積を優先する理由として中小企業でも活用され、そこで働

く人々への還元は後回しになった。とりわけ結婚を考える世代としての男性 25 歳から 40 歳、女性 25 歳から 40 歳の未婚率の増大と、30%を超えたといわれる非正規雇用の普及浸透とは見事に整合する。

増大する非正規雇用者

ここにいう非正規雇用者とはパート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託などの総称である。このデータを収集する労働力調査では事業所ではなく世帯が対象の調査であり、ここでの集計は職場での呼称にもとづく回答者の選択による。なお、ニュース等で公表される非正規雇用者の数は農林業を含んだデータであるから、ここでの人数より多い（例えば 2009 年 1～3 月期は非正規雇用者 1699 万人となり、22 万人多い）。ただし同種類の時系列データの活用のために、これは農林業を含んでいない。

日本企業史の中での正規雇用者は 1997 年までは増加していたが、それ以降は 2006 年まで減少し、07 年からはほぼ横ばいとなっている。これに対して非正規雇用者は 2009～10 年に一時期減少した以外はほぼ一貫して増加してきた。この結果、非正規雇用者比率は 1990 年の 20.0%から 2013 年の 36.2%へと大きく上昇した。いまや 3 人に 1 人以上が非正規雇用者となっている（表 6）。不思議

表 6 非正規雇用者比率の推移（男女別）

年度	男				女			
	総数	15～24	25～34	35～44	総数	15～24	25～34	35～44
1990	8.7	20.0	3.2	3.3	37.9	20.6	28.1	49.5
1995	8.8	23.6	2.9	2.3	39.0	28.4	26.6	48.9
2000	11.7	38.5	5.6	3.8	46.2	42.3	31.6	53.1
2005	17.8	44.2	13.2	7.0	51.7	51.5	38.4	54.2
2010	18.2	41.6	13.2	8.1	53.3	50.0	41.4	51.3
2013	20.9	47.2	16.3	9.1	55.4	53.6	41.4	54.6

（資料）総務省「労働力調査」による。非農林業雇用者（役員を除く）に占める割合。2001 年以前は 2 月調査。それ以降は 1 月～3 月の平均。非正規雇用者にはパート・アルバイトのほか、派遣社員、契約社員、嘱託が含まれる。

議なことは、同じ政権が少子化対策と称して「待機児童ゼロ作戦」という保育所建設を推進したところである。一方で、結婚できない人々を増加させる非正規雇用を無制限に拡大させ、未婚率を急

増させながら、それを無視して既婚者のみの育児支援のみに邁進する政策は少子社会の基本構造を見失っていたと考えられる。

なぜなら、非正規雇用では収入が少ないうえに不安定な勤務が続くからである。その意味で、結婚しない若者やできない若者が増大して、結果的に未婚率が上昇した（表7）。既述したように、日本の婚姻文化の特徴は結婚しないと出産に向かわないところにある。

表7 年代別の男女の未婚率推移

年度	男性（歳）			女性（歳）		
	25～29	30～34	35～39	25～29	30～34	35～39
1995	66.9	37.3	22.6	48.0	19.7	10.0
2005	71.4	47.1	30.0	59.0	32.0	18.4
2010	71.8	47.3	35.6	60.3	34.5	23.1

（注）いずれも国勢調査結果

たとえば婚外子率でいえば、日本は毎年約2%だが、少子化動向から完全に抜け出し、合計特殊出生率が2.00に戻ったフランスの婚外子率は常時50%を超えている（金子、2013:176）。それぞれに結婚をめぐる文化の差異があることは産み方でも異なるし、世界で14番目にフランスが同性婚を合法化したことをあげても、その相違は歴然としている。

人口の適正規模論

2010年国勢調査によれば、全世帯の中で高齢者がいる世帯の割合は37.3%である。同時に、高齢夫婦のみの世帯割合も10.1%にまで増加した。全世帯における高齢単身者も9.2%にまで伸長してきた。合わせて高齢者だけの単身高齢者率も8.3%（1980年）、10.9%（90年）、13.8%（2000年）、16.4%（2010年）となり、これらの指標からみても高齢者の一人暮らし傾向は止まらない。

この延長線上に、2040年で1億人（33%の高齢化率、70歳以上が25%、12%の年少人口率、19歳までの合計が20%）を適正規模とする日本高齢社会の再生論がタスクとして控えている（金子、2006a）。すなわち、今後の新しい社会設計の基準値としては、70歳以上と19歳未満の合計を45%として、20歳から69歳までの比率を55%とみなすことが求められ、そのような「少子化する高齢社会」の創造があらためて期待される。

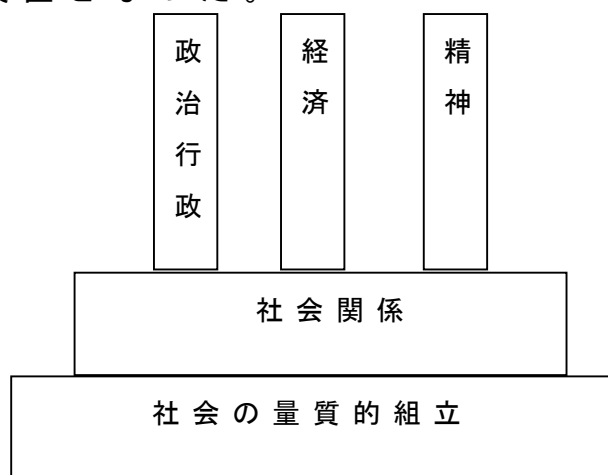
第 2 節 人口史観からみた少子社会

高田理論の先見性

社会学史をひも解くと、約 80 年前に高田保馬が唯心史観（精神史観）と唯物史観（経済史観）に対抗して提出した人口史観があることに気が付く（高田、1927:91）。これは別名社会学的史観と呼ばれている。しかし長らくこの史観は不遇であった。なぜなら、高田がそれを提出した時代は日本資本主義の勃興時期であり、それ以降の 50 年間は現代社会システム論の立場から見ると産業化による社会変動の時代であったからである。

この期間の高田は、マルクス主義の信者との資本主義理論闘争を抱えて、他方では近代経済学の先端を走る位置にいたために、この人口史観はその後に後継者を得ず、1930 年代から 1980 年代までは学術的威力を持ち得なかった。

皮肉なことに高田が 1972 年になくなる寸前の 1970 年に日本の高齢化率は 7% を突破して、この年が高齢社会元年になった。産業社会の「意図せざる効果」として高齢社会が誕生したのである。これによって初めて人口変動論の基盤が日本社会にも現出し、高田の人口史観は長寿化と少子化という日本社会の内圧を説明する重要な理論装置となった。



（注）高田（1948）を基に金子が作図。

図 4 人口史観

図 4 に整理したように、これは人口構造を社会の量質的組立と見て、社会構造分析の独立変数とし、残りはこの従属変数と見なす史観である。この思考法を踏襲すれば、唯心史観では精神が、唯物史観では経済がそれぞれ独立変数となる。どれが最も説明力

を有するかについては、時代特性との兼ね合いにより変化する。資本主義の勃興期ならばヴェーバーのエートス史観かマルクスの唯物史観が高度の説明力をもつであろうが、産業化の「意図せざる効果」としての「少子化する高齢社会」では同じ説明力をもたえない。むしろそれにふさわしい史観が必要である。

比較社会学の立場

私の立場は、少子化は「孫の世代に理想国家を贈るため」（藤原「未知知るべ」『朝日新聞』1998年11月7日）とか「少子化は神が示した摂理」（猿谷「世相ひとひねり」『日本経済新聞』（1998年11月17日））というような無責任な発言を否定するところから始まった。あわせて「人口減少国家こそが二十一世紀の先進国」（古田、2000：103）といいつつも、「江戸中期の経験」もしくは人口1500万人の「オランダモデル」や880万人の「スウェーデンモデル」を参考にといいつつも、希望的観測も克服したいと考えた。

たとえば古田の論点は、江戸中期の人口構成のうち高齢化率が5%程度、年少人口率が35%程度であったことを軽視している。同時に、社会システムの規模で見ると、参考にあげられている国々の人口規模は日本の7~10%にすぎないことを無視しているのも、実のところ「参考」にすらなりえない（金子、2013）。

社会システムの規模を問う

なぜなら、社会システムがかかえる人口規模にはそれにふさわしいシステム構造があり、日本人口の10%程度の国を日本社会がモデルにすることには無理があるからである。この両国も含めたデンマーク、ノルウェー、フィンランドに学ぶという「結論」は、日本の福祉学界の常識となってきたが、システム規模を揃えて比較するという実証的な理論社会学からすると、不思議な性質をもつ主張である。これらの諸国の人口は日本のわずか5%にすぎず、したがってシステム構造も大きく異なっている。

たとえば、人口500万人のフィンランドのいわゆる消費税は22%（食料品12%）であり、公務員比率も22%であるが、これらの数字と日本の1億2600万人、消費税率5%（2014年4月から8%）、公務員比率5%とを比較しても得られるものは少ないであろう。

同時に、日本社会が高度成長を達成して得た豊かさには1億人

が必要であったし、その豊かさの帰結として長寿化と少子化に象徴される人口変動と社会変動が発生したのであるから、江戸時代や大正時代に単純に戻ることも不可能である。

民族主義を超えて

ただし、「少子化する高齢社会」には人口史観が適切であるといっても、その理念は変質させざるをえない。「真の問題は来るべき出生率の減少－人口増加の止むことを如何にして防止すべきかにある」（高田、1927:91）とはいえ、高田理論もまた時代の制約を受けていた。

たとえば、「産児の制限はまさにはじまらむとしつつある。・・・人口が多ければこそ、民族の活動も盛に、すべての方面に其の勢力を伸張することが出来る。実に人口は民族のあらゆる努力の源泉である。その減少又は停止は衰弱をひき起こさずには止まらないであろう」（高田:93）。

これはまさしく民族主義的声明であるが、今日の少子化論にこの趣旨で人口史観を応用することは困難である。21世紀の日本における少子化への人口史観の適用は、民族論ではなく世代論の発想が中心となる。たまたまであるが、2013年8月に公表された社会保障制度改革国民会議 報告書でも、世代論が大きく取り込まれている。

世代論の応用から

少子化による持続的な人口減少は、将来世代に対して現在世代が先人から継承してきた文化全般とともに、とりわけ公共財である年金制度、医療保険制度、介護保険制度の伝達困難にする。すなわち少子化によって、持続可能性に欠ける社会が誕生する危険性が濃厚になってきた。これらの危険性を放置して、単に「持続可能性」を唱えるだけではもはや無責任であろう。その理由は、総人口減少と少子化のために、産業活動が停滞して、税収が減少すれば、ODAも縮小して、国際貢献力も低下するからである。

ただ民族主義的な発想ではあったが、高田の「資本家的生産は其進行中に過度なる個人主義を植えつけた、それが必然的に出生率の減少を誘致した」（同上:144）という指摘はさすがに卓見であり、社会的ジレンマ論の先駆けといえる内容を含んでいた。また

「出生率の減少はいつも過度なる個人主義と結びついている」(高田、1941:183)への言及も考慮しておきたい。なぜなら、昭和の終わりから平成の世にかけて顕在化した「過度なる個人主義」は社会への視点を欠き、自己中心的な視野狭窄を引き起こし、それに伴って出生率を押し下げ、結果的には市場を縮小し、失業を増大させてしまい、個々人の「生活の質」を低下させたからである(金子、1998; 2003; 2013)。これを第1章で私は「粉末化」と表現した。

人口減少法則

高田の人口減少法則は以下の「人口方程式」で簡単にまとめられる(高田、1927:159)。

$$\text{生活標準} \times \text{人口} = \text{分配係数} \times \text{生産力}$$
$$(S \times B) = (d \times P)$$

この公式において、変化しにくいのは生活標準(S)と分配係数(d)である。(S)に影響するのは暮らし向き分析の中心をなす社会的地位、資源、機会、獲得能力があげられる(カウフマン、2005=2011:166)。なかでも社会的地位は現状維持か上昇志向に富む。資源と機会は個人が置かれた社会的条件によって変化しやすいし、獲得能力は親の社会的地位とともに本人の学習能力によって左右される。

生活標準がひとたび上昇すると、低下させることが非常に困難であることは、クルマの所有やエアコンの利用、航空機利用による東京日帰り出張を想定すれば自明である。これらは江戸時代にも大正時代にも1950年代にもなかった。また、分配係数も国家予算の配分利率や公共投資の配分比率などのいわゆる既得権の根深さから考えても、変えさせるには膨大な国民的エネルギーが必要であるし、高度の政治判断でさえも変化しないことがある。

この両者を前提にして人口減少法則を考察すると、生産力(P)が増大すると、生活標準(S)が上昇することは、1960年代の日本の高度成長期で経験的に証明される。そして80年代からの安定成長から低成長またはマイナス成長に転じると、生産力(P)増大の速度が停滞し、それまでに上昇した生活標準(S)は低下さ

せにくく、そのままではこの方程式は成立しえなくなる。

したがって新しい動きとして、個人が豊かさを維持するために、パラサイトシングルを選択したり、既婚者も出産を手控えて、社会全体では人口（B）を減らすようになる。つまり、（S）を低下させる代わりに選択肢として、短期的には（B）の減少がある。

これが人口史観による人口減少の法則であり、アメリカを除く世界の先進国では21世紀の初頭において普遍的に認められる。しかし、この短期的方程式の成立は長続きしない。なぜなら、長期的にみると市場が縮小し、失業率が増大するために、（P）も低下させるので、結局は（S）も落ちてしまうからである。

人口減少とODA

人口論にはいくつかの誤解が残っているが、2013年の世界人口の70億人突破を受けて、食糧やエネルギーや環境問題を考えると、アフリカやインド等で人口が増加しているのだから、先進国の少子化で人口減少が進んで釣り合うという意見はその代表であろう。かりにODAを出している先進国がさらなる持続的な少子化に見舞われたら、経済活動が停滞して、資源配分をめぐる内圧が高まり、逆にODAはますます縮小せざるをえない。

「資本家的社会の本質が展開せらるればせらるるほど、出生率は減少し人口はその増加を休止するに至る」(高田、前掲書:211)。80年前の高田の時代には少子化という用語はもちろんないが、この人口史観はまさしく今日の少子化を捉える理論的射程をもっており、高度資本主義の時代に少子化が普遍的現象になることは、演繹的に見ても社会法則の一例であるといつてよい。この視点を産業化まで拡大した今日的な理論構成から、少子化を改めて把握してみよう。

人口方程式の解釈

高齢化は世界的な現象であり、放置すればマクロレベルだけでも多段階でのリスクが生まれるので、国際レベル、国家レベル、地域レベル、自治体レベルのタスクを想定しておきたい。元来、「高齢化率 = $100 \times \text{高齢者} / \text{少子化する総人口}$ 」なのであり、高齢者が増える長寿化と子どもが生まれにくい少子化による総人口の減少が同時進行する。

高田の人口方程式「 $S B = d P$ 」で証明されたように、豊かさ志向が人間の本性であるから、人間は手に入れた豊かな生活水準（ S ）を落とそうとはしない。しかし生産力（ P ）は自然災害、戦争、インフレ、デフレなどの経済現象などの影響により、常に流動的なために上下動を必然化する。

d は社会的な分配率なので、社会的勢力関係が変更されない限りは動かない。だから、不況により生産力が低下しても、分配率が変化しないために、人間は達成した生活水準を維持するために出生数（ B ）を落とすから、等式も守られる。先進国で少子化が普遍化して、それが中進国まで及んできた理由はここにある。

すなわち、豊かな社会では長寿化と少子化による社会全体の高齢化の進行は予防できないのだから、社会的「予備原則」で対処するしかない。年金、医療保険、介護保険制度はもちろん、「少子化する高齢社会」全体に備えて「予備原則」を活用する。

この活用に際しては、大都市か過疎地域か、高階層向けか低階層向けか、自立高齢者志向か要支援・介護高齢者志向か、対象は高齢の男性か女性かなどに配慮して、それによってリスク緩和やタスクの方法も異なってくる。

予備原則

このように、「少子化する高齢社会」では、合計特殊出生率を急上昇させ、根源的リスクとしての社会システムレベルの高齢化率を減らすという「予備原則」の適用は難しい。総人口と年少人口の減少、高齢人口の増大、要介護率の増大、小家族化、単身化、年金・医療保険・介護保険制度の危機、過疎化と限界集落発生、社会全体の衰微などは「予防」ができないが、いずれも近未来日本を激変させる「大きなリスク」として、第1章のリスク分類におけるBになる。

ただ「少子化する高齢社会」への備えは長期間「過小評価」されてきたので、即効力があるタスクは見当たらず、それぞれに対処する「予備原則」を活用するしかない。

高齢化を促進する少子化をリスクとみると、タスクの一つには、保育をめぐる勤労女性と在宅の専業主婦との行政支援の格差是正があげられる。なぜなら、保育園の入園資格に、幼児の母親が働いている、本人が病気、夫や親の介護のために自らが保育できな

いという判断基準が50年以上続いてきたために、子育て者間における不公平性というリスクが生じたからである。

二つには、「ワーク」の意味が依然として公務員と大企業勤務者に偏重しているというリスクが指摘される。政府主導の「ワーク」は中小零細企業の従業者まで届いておらず、しいていえば正規雇用に代表される「エンプロイメント」(雇用)にすぎない。加えてもし「ワーク」に固執するのなら、「正規労働」(regular work)を強調しないと、日本の少子化対策では無力となる。

逆に、「エンプロイメント」(雇用)を超えた仕事全般を意味するならば、「家事労働」(household tasks)までを含めたい。その意味で、保育園の入園資格を撤廃した「認定子ども園」には、社会保障国民会議とともに強く期待したい。

第3節 少子化の静かな進行

都道府県の合計特殊出生率

少子化傾向はもちろん都道府県レベルでも確認できる。10年前の2年間の傾向を整理した表8によれば、2003年に比べて

表8 都道府県別の合計特殊出生率(2003年、2004年)

	2003	2004		2003	2004		2003	2004		2003	2004
東京	0.99	1.01	岐阜	1.3	1.31	山梨	1.37	1.36	福井	1.48	1.45
京都	1.15	1.14	広島	1.34	1.33	高知	1.34	1.30	長崎	1.45	1.46
北海道	1.20	1.19	三重	1.35	1.34	栃木	1.38	1.37	熊本	1.48	1.47
神奈川	1.21	1.20	徳島	1.32	1.31	山口	1.36	1.36	鹿児島	1.49	1.47
奈良	1.18	1.16	秋田	1.31	1.30	香川	1.42	1.43	山形	1.49	1.47
埼玉	1.21	1.20	茨城	1.34	1.33	新潟	1.34	1.34	鳥取	1.53	1.50
千葉	1.20	1.22	富山	1.35	1.37	滋賀	1.41	1.41	福島	1.54	1.51
大阪	1.20	1.20	石川	1.38	1.35	岡山	1.38	1.38	島根	1.48	1.50
兵庫	1.25	1.24	静岡	1.37	1.37	青森	1.35	1.35	宮崎	1.50	1.52
福岡	1.25	1.25	愛媛	1.36	1.33	大分	1.41	1.40	佐賀	1.51	1.49
宮城	1.27	1.24	和歌山	1.32	1.28	長野	1.44	1.42	沖縄	1.72	1.72
愛知	1.32	1.34	群馬	1.38	1.35	岩手	1.45	1.43	全国	1.29	1.29

2004年で減少したのは30道府県(63.8%)、同じであったのは9県(19.2%)、増加したのが8都県(17.0%)であった。沖縄県でさえ、僅かずつではあるが合計特殊出生率は落ちてきた。

全体的な動向としては、第三次産業に特化した東京や京都や北海道などでは少子化傾向が強く、農業がまだしっかりしている第一次産業県では相対的な出生力の高さを維持していることが指摘できる。これは北海道内でも第一次産業が中心の地域では出生率

が高く、第三次産業とりわけサービス業に特化した都市部では低いことから、産業構造の特性と家族構成そして出生力の高低との間に、緩やかな相関が窺える。

第一次産業中心の地域では出生率が高い

なぜなら、第一次産業が元気な地域では、まず家族従業の機会に恵まれること、第二に通勤時間が不要かまたは極端に短いこと、第三には平均世帯人員が多いこと、そして第四に結婚や出産という社会規範への同調志向が残っているからである。このような地域では家族従業による女性の有職率が高くなる。水田農業や畑作それに酪農業では女性労働は必至であり、漁業や水産加工業でも事情は変わらない。当然ながら男女ともに有業なのである。

したがってその反対の第三次産業に特化した大都市においては、いわゆる男性サラリーマンや働く女性から構成されるカップルというカテゴリーに該当する「共働き世帯率」が、2000年国勢調査の結果でも全国平均で28.1%であり、2010年になると24.5%にまで低下した。ちなみに2000年段階では東京が一番低く19.9%、大阪が21.3%、神奈川が23.3%、福岡が24.3%、北海道が24.4%となっていて、「共働き世帯率」の低い都道府県では合計特殊出生率の低さが目立つ（総務省統計局編、2005；2013）。

小家族化が進む

表9は「住民基本台帳人口要覧」による2004年の都道府県別の表9 都道府県別の平均世帯人員（2004年3月）

東京	2.09	岐阜	3.00	山梨	2.77	福井	3.16
京都	2.45	広島	2.47	高知	2.37	長崎	2.56
北海道	2.24	三重	2.76	栃木	2.86	熊本	2.70
神奈川	2.39	徳島	2.70	山口	2.44	鹿児島	2.33
奈良	2.74	秋田	2.86	香川	2.64	山形	3.16
埼玉	2.62	茨城	2.88	新潟	3.03	鳥取	2.83
千葉	2.56	富山	3.04	滋賀	2.94	福島	2.95
大阪	2.37	石川	2.82	岡山	2.67	島根	2.82
兵庫	2.55	静岡	2.80	青森	2.68	宮崎	2.47
福岡	2.48	愛媛	2.48	大分	2.56	佐賀	2.99
宮城	2.74	和歌山	2.61	長野	2.83	沖縄	2.72
愛知	2.67	群馬	2.81	岩手	2.88	全国	2.54

（注）「住民基本台帳人口要覧」による。『日本国勢図会 第63版 2005/06』矢野恒太記念会、2005:57.

平均世帯人員である。少ない方からは東京の2.09人と北海道の

2.24人が特に際立つ。逆に平均世帯人員が3.0人を超えた岐阜県、富山県、新潟県、福井県、山形県などは基本的には農業県であり、3.0人に近い佐賀県や福島県も同じである。表10から合計特殊出生率の高低と平均世帯人員の多少との間に、ゆるやかな相関があることに気がつくであろう。

そしてこれは「政令指定都市の平均世帯人員」（表10）と「政令指定都市の合計特殊出生率」（表11）や表12でより鮮明になる。政令指定都市の平均世帯人員は都道府県のそれよりもかなり少ない。

表10 政令指定都市の平均世帯人員（2003年）

札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	東京都区部	川崎市	横浜市	名古屋市
2.14	2.37	2.51	2.44	2.02	2.21	2.36	2.35
京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市		
2.29	2.09	2.32	2.37	2.31	2.23		

（出典）『地域経済総覧2004』東洋経済新報社、2004.

表11 政令指定都市の合計特殊出生率（2003～2007年）

札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市
1.01	1.16	1.26	1.23	1.23	1.22	1.25	1.10
大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市			
1.20	1.19	1.32	1.34	1.13			

（注）『都市データパック2011年版』東洋経済新報社、2011.

表12 政令指定都市の合計特殊出生率（2011年）

札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市
1.09	1.18	1.28	1.30	1.34	1.28	1.38	1.21
大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市			
1.29	1.29	1.48	1.53	1.25			

（注）『大都市比較統計年表2013年版』大都市統計協議会、2013.

すなわち日本における政令指定都市は少子化の先進地帯であり、平均世帯人員の低さとの関連を想起するに十分なデータを提供する。しかも興味深いことに、合計特殊出生率の約2倍が平均世帯人員になっていることが比較検討によって分かる。

平均世帯人員の多さは相対的な合計特殊出生率の高さと結びつき、逆もまた真であるという観察された事実から、世帯人員の応援に匹敵するような近隣家族的な項目を、日本における地域子育て

て支援に盛り込むことの必然性が感じ取れるであろう。

以上が概略的な日本における人口減少社会のスケッチである。

都市の少子化

私は 20 年近く少子化関連でのテーマうち①未婚率の上昇、②既婚者の子育て支援、を同時並行して研究を進めてきた。時代によってまたは自らの研究関心に応じて時として①か②に収束しがちであった

2010 年国勢調査に基づく主要な政令指定都市年少人口比率は表 1 3 の通りである。このうち、0～4 歳、5～9 歳、10～14 歳の中で幼くなるほど出生数が少ない都市は、札幌、さいたま、千葉、横浜、京都、神戸、広島、北九州の八都市である。8/14 だから、57.1% が該当する。日本社会の動向を先取りする政令指定都市では、全国平均よりも年少人口比率が低く、幼くなるほど出生数が少ない。

表 1 3 政令指定都市年少人口比率（%、2010 年国勢調査結果）

札幌市 11.7	仙台市 13.1	さいたま市 13.7	千葉市 12.9
東京都区部 10.58	横浜市 13.18	川崎市 13.02	名古屋市 12.79
京都市 11.61	大阪市 11.56	神戸市 12.63	広島市 14.29
北九州市 12.9	福岡市 13.11		

なお、合計特殊出生率の推移で見ると、札幌市は政令指定都市では最低の値が続いてきた。札幌市の合計特殊出生率は昭和 40 年（1965 年）の 1.93 をピークに低下傾向を示しており、平成 24 年は 1.11 であった（図 5）。

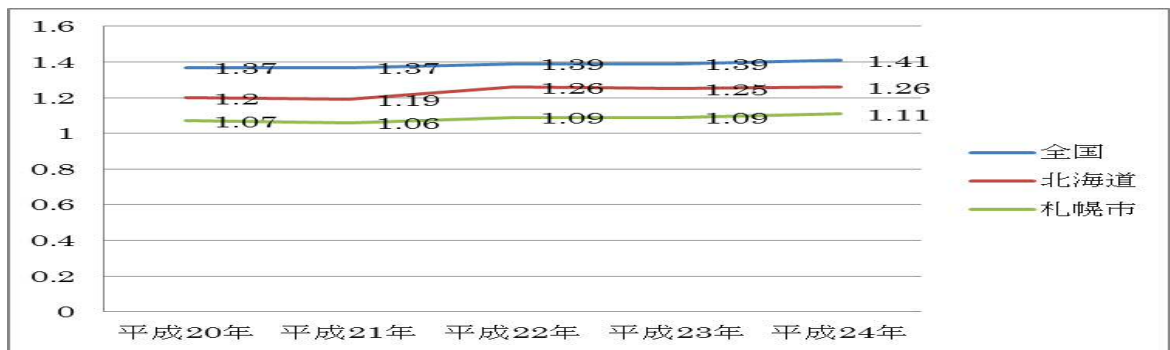


図 5 札幌市の合計特殊出生率の推移

（出典）「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」（平成 24 年度実施状況報告書）2013。

札幌市の少子化要因

ではなぜ札幌市は他の地域に比べ少子化が進行しているのでしょうか。私は札幌市の少子化の要因を大きく6点にまとめたことがある。それは、

- ① 他の都道府県に比べて1人暮らし世帯が多く、平均世帯人員が少ない。
 - ② 二人暮らしの快適さを求める夫婦が多い。
 - ③ 三世帯同居世帯が少ない。
 - ④ 持ち家率が低く賃貸住宅が多いため、住宅が狭い。
 - ⑤ 地縁の中での子育て活動と子育て支援が乏しい。
 - ⑥ 子育てをためらうような貧困世帯が増加した。
- になる（金子、2010：115）。

もちろんこれらは相互に深く関連しており、全体としては家族力が弱いという札幌市や北海道の社会的特性に結び付いてくる。

なお、都道府県の2011年と2012年の合計特殊出生率は表14の通りである。2012年のそれは1996年以降久しぶりに1.30台から1.41になったが、もちろんこれは誤差の範囲を出ない。合計特殊出生率の高い県は沖縄県1.90、島根県1.68、宮崎県1.67であり、低い方は東京都1.09、京都府1.23、北海道1.26であった。日本全体の微増に逆行したのは青森県、福島県、群馬県、京都府、岡山県、大分県、宮崎県の7府県が該当した。

表 1 4 都道府県の合計特殊出生率

	2011年	2012年		2011年	2012年		2011年	2012年
北海道	1.25	1.26	石川	1.43	1.47	岡山	1.48	1.47
青森	1.38	1.36	福井	1.56	1.60	広島	1.53	1.54
岩手	1.41	1.44	山梨	1.41	1.43	山口	1.52	1.52
宮城	1.25	1.30	長野	1.50	1.51	徳島	1.43	1.44
秋田	1.35	1.37	岐阜	1.44	1.45	香川	1.56	1.56
山形	1.46	1.44	静岡	1.49	1.52	愛媛	1.51	1.52
福島	1.48	1.41	愛知	1.46	1.46	高知	1.39	1.43
茨城	1.39	1.41	三重	1.47	1.47	福岡	1.42	1.43
栃木	1.38	1.43	滋賀	1.51	1.53	佐賀	1.61	1.61
群馬	1.41	1.39	京都	1.25	1.23	長崎	1.60	1.63
埼玉	1.28	1.29	大阪	1.30	1.30	熊本	1.62	1.62
千葉	1.31	1.31	兵庫	1.40	1.40	大分	1.55	1.53
東京	1.06	1.09	奈良	1.27	1.32	宮崎	1.68	1.67
神奈川	1.27	1.30	和歌山	1.49	1.53	鹿児島	1.64	1.64
新潟	1.41	1.43	鳥取	1.58	1.57	沖縄	1.86	1.90
富山	1.37	1.42	島根	1.61	1.68	全国	1.39	1.41

（出典）厚生労働省「人口動態統計」各年度

合計特殊出生率は都道府県間に差異がある

また、10年前に比べて、合計特殊出生率の都道府県間の差異は大きくなった。2011年では、東京都が最低の1.06、北海道、宮城県、京都府がその次に低い1.25になった。1972年以降は、本土復帰した沖縄県が合計特殊出生率の最高を一貫して記録してきており、1.86であった。2011年の1.60以上は宮崎(1.68)、鹿児島(1.64)、熊本(1.62)、佐賀(1.61)、長崎(1.60)の各県であった。ここから、風土的な特徴としては温暖であり、農業にもまだ力が残っており、平均世帯人員の数も相対的に大きい県の合計特殊出生率が高いようにみえる。したがって、九州では0歳から15歳未満を表わす年少人口比率も相対的に高い(表15)。

表15 九州地方の年少人口数比率

福岡県	13.5%	宮崎県	13.8%
佐賀県	14.4%	鹿児島県	13.6%
長崎県	13.4%	沖縄県	17.6%
熊本県	13.7%	日本全体	13.0%
大分県	12.9%		

(注) 総務省「人口推計」(2012年10月)

昭和の後半から平成の世になってからの日本社会では、人間の行動を制御する社会規範は先細りして、社会全体の連帯性や凝集性が弱まり、国民全体が個別的な存在に特化する粉末化(powdering)の一途をたどってきた。それを私は第1章のように「粉末社会」(powdering society)と表現してきた(金子、2011;2013)。国民各層が自らに近い組織や集団の規範を優先させ、社会全体を束ねる規範が細ってきた事例は、少子化現象を筆頭に各分野から簡単に取り出せる。

粉末社会と並行する

たとえば「行政規範の粉末化」は無数だが、この数年でマスコミ報道により明らかになったものだけでも、①社会保険庁による年金記録紛失と改ざん、②文科省によるゆとり教育による学力低下、③各省による復興予算の目的外使用、などがあげられる。これらは日本国民および日本国益を損うという特徴をもっている。

しかし同時に「国民規範の粉末化」も激しい。身近なところでは、①保育料未払い、②給食費未払い、③生活保護費の不正受給、④国民健康保険費未払い、⑤企業の利益隠しなどがある。これら

もまた少しずつ増加しているのです、結局のところ「正直者がバカを見る」事例が増えてきたことになる。

この延長線上に国民総数が一億人を割る 2040 年を迎えれば、国民ともに日本社会の疲弊は著しいであろう。少子化現象に歯止めをかけて、社会システム全体の賦活を目指すことは、社会システムの粉末化を食い止め、私化する国民意識の方向を変化させることにも役に立つはずである。

将来人口推計

社会保障・人口問題研究所が 2010 年に行った将来人口推計によれば、2050 年が 9300 万人、2100 年が 4800 万人となり、2500 年には 26 万人と予測されている(表 16)。少なくとも 2200 年まで、政府機関の度重なる予測によって 50 年ごとの人口半減の法則が明瞭なのだから、この急激な人口消失を受け止めて、社会全体とりわけ政治家が肝に銘じて、それを阻止するための政策策定を最優先することが望まれる。その意味で、ヴェーバーが政治家に求めた規範である「情熱、責任感、見識」(Weber, 1921=1962) は現在でも真実である。この先行き不安の突破口の一つにこれまでの少子化対策の修正改変がある。

表 16 2500 年までの人口推計

2010 年	1 億 2800 万人
2050 年	9300 万人
2100 年	4800 万人
2150 年	2500 万人
2200 年	1300 万人
2300 年	351 万人
2400 年	95 万人
2500 年	26 万人

(注) 国立社会保障・人口問題研究所推計(2012)
合計特殊出生率を 1.39 として計算

「少子化対策事業」が乱立

このような少子化動向を緩和するために、過去 20 年間様々な対策事業が行われてきた。しかしそこには必要十分条件の発想もなく、インプット指標とアウトプット指標を混在させたままの「少子化対策事業」が乱立してきたという印象が強い。

たとえば札幌市でも「次世代育成支援対策推進行動計画」から関連事業を拾い上げると、小中学生の「国際交流」、小学校における「太陽光発電設置事業」、「魅力ある高校づくり」、「子ども議会」、「ミュージカル観劇」、「若者むけの起業家講座」、「公園・緑地の整備」、「冬の公園利用活性化事業」など、どこが少子化対策に結びつくのか理解できない事業が多かった。

これでは抜本的な少子化動向の解消は不可能である。加えて、相変わらずの既婚者支援のみを見据えた少子化対策として、「待機児童ゼロ作戦」ばかりが突出している(金子、2006a;2007;2013)。施設を作れば希望者が増えるという繰り返しが目立っている。

横浜市の待機児童の大幅減少

その中で、2013年の横浜市の待機児童対策は絶賛されている。なぜなら、瞬間的であるにせよ2013年4月には待機児童をゼロにしたからである。少し調べてみると、保育所に行ける年齢の児童を抱えた保護者への丁寧な聞き取りや地域情報を基にした施設拡充を推進して、それまでは社会福祉法人や学校法人が経営主体であった保育業界に、新しい試みとして企業参入を積極的に認めてきたことで、横浜市では待機児童の大幅減少を実現したと評価されている。いわば「商助」の積極的な活用である。

しかし企業参入による「保育の質」の変化の問題には、まだ決着がついていない。また、待機児童ゼロという数字の背景にある課題として、別の福祉課題としては複数申請込みで40万人とも言われている特別養護老人ホーム(特養)待機高齢者対応も行政には求められる。これは一人の高齢者が複数の特養に申し込みをしている事実を勘案しても、最低でも15万人以上はいると推定されているから、待機児童の5倍は確実に申請者がいると思われる。

保育所創設と特養設置の費用

ちなみに保育所創設と特養設置とを予算面を中心として概算で比較してみよう。たとえば、札幌市内に定員90人で、延長保育あり、一時保育ありの条件で、延床面積が約1000㎡、うち一時保育用の部屋が55㎡で、子育て支援の部屋が80㎡の施設建設費用の内訳を調べたことがある。

まず「資金計画」としては次の三点が最低限不可欠になる。施

設設備費用（1億9000万円）、運営・運転資金（700万円）、③用地賃借契約は年間で288万円となり、合計すると約2億円が必要になる。

この財源の筆頭には札幌市補助金（9100万円）があるが、もちろん不足するので、医療福祉機構からの借入で7000万円が充当されて、これに設置者の自己資金が3000万円あれば1億9000万円になる。あとは寄付金を1000万円集めれば、合計で約2億円が揃う勘定である。

特養施設では3倍の予算

しかし地域密着型の特養施設ではこの3倍の予算が必要になる。通常の設備人員として、定員が30人、ショートステイ5人、デイサービス60人を予定すると、建物は鉄筋コンクリート地上4階建てになり、敷地面積4500㎡が求められるからである。2階に全室個室ユニットで、個別ケアの実践を行う施設にすると、利用者の個人負担は約10万円（居住費と食費、社会福祉減免を用いる）程度になる。もちろん個室ユニットではなく多床室ならば、月額6万円に収まる。

私が調べた施設での「資金計画」の内訳は

- ① 施設設備 4億8338万円
- ② 施設整備 4800万円
- ③ 経営・運転資金 9865万円

この合計は約6億3300万円になる。この場合用地取得費はゼロとして、借地としてそれを50年契約とすると借地料は月額103万になるという試算が得られた。

この財源の筆頭にも札幌市補助金（6000万円）はあるが、設置者負担金5億2000万円が大きな比重を占めている。さらに自己資金としては2300万円と福祉医療機構借入3000万円が加わり、合計6億3300万円になる。

したがって、保育所新設よりも特別養護老人ホーム新築のほうが3倍の予算を必要とするし、数倍の敷地も前提とする。大都市ではこのための用地難も深刻であるから、待機特養高齢者向けの施設の増床は難しいのである。加えて介護専門スタッフ不足もあるが、これについては給与面と長時間労働時間面を軸とした職場改善が喫緊の課題とみなされている（金子編、2011；金子、2013）。

専門スタッフ不足

もちろん専門スタッフ不足は保育所でも変わらない。日本全体では、株式会社でも2000年から認可保育所事業への参入が法的には可能となった。横浜市はこれを積極的に活用して、02年から保育所への門戸を会社にも開いてきた結果、2013年4月では株式会社や有限会社を問わず企業が経営する保育所は市内全域で152カ所に上り、民間保育所490カ所の3割を占めるまでに増加した。ちなみに2010年4月の認可保育所は436カ所だったが、2013年4月には580カ所(公立90所、私立490所)となり定員も約1万人以上増加した。

もちろん、これは現在の横浜市長の強いリーダーシップの故である。これを全国的にみると、2012年では株式会社経営は保育所全体のわずか1.6%にすぎない。たとえば同じ神奈川県内でも5カ所、首都圏で約30の保育所を運営していた企業が08年に経営難で撤退した例もあり、継続性などの懸念から企業参入に慎重な自治体も多い。

横浜市は専門家の診断を導入して保育所経営状況の把握に努めていて、その成果が待機児童ゼロという成果を生んだこともあり、政府は横浜にならない、各自治体に株式会社の参入を積極的に認めるよう通知している。これは一つの方向性ではある。

企業による保育所の新設・拡充

経営難とともに、企業による保育所の新設・拡充に伴い、大都市では保育士の獲得競争が激化している。横浜市も例外ではなく、単独施策として保育士の復職を支援して、ハローワークとの共催の面接会では2年間で約120人の新規再就労につなげた。保育士不足の背景には給料面と労働時間面での待遇の悪さが指摘される。

このあたりは介護労働者と同じ構図が読み取れる。国の賃金構造基本統計調査(2011年)によると、民間保育士の平均給与は月約22万円で、他業種に比べかなり低水準となっている。政府は保育士給与の引き上げを示してはいるが、これもまた介護関連や看護の専門家処遇の低さと同質であり、大幅な改善には程遠い。

さらに急増した保育所数のために、横浜市内の地区によっては定員割れの保育所が出てきた。横浜市では2011年に定員割れ対策として「送迎保育ステーション」事業を開始して、その対応も始

めたが、需要と供給のミスマッチ解消が進んでいない。

「待機児童ゼロ」は少子化対策のうち既婚者子育て支援の一部に属する。必要だがそれだけでは十分な少子化対策にはならない。なぜなら、保育所利用は保護者全員に機会均等ではなく、フルタイムパートタイムを問わず働く母親、本人が病気がちで自らの保育ができない母親、保育よりも自らの親の介護を優先せざるをえない人々しか入所機会に恵まれないからである。

そして横浜市の待機児童ゼロ水準は半年で終わったことを、2013年2月10日付の全国紙は報じた。横浜市が待機児童ゼロを達成したと知った子育て中の男女が市内に転入したこと、「預けられるなら」として母親が働きにでたケースが増えたこと、これらが相乗作用して、10月1日現在で待機児童が231人になり、せつかく4月1日に達成した待機児童ゼロは半年で終わってしまった。

破格な税金投入

札幌市でいえば、ゼロ歳児保育には補助金（税金）が幼児1人当たり毎月約40万円投入されるが、これはゼロ歳児のわずか12%にしかならない。一歳児保育では25%が保育所に行くが、この1歳児保育のための毎月の補助金は約20万円になる。平均すると、ゼロ歳から5歳までの就学前児童数の比率は札幌市では25%程度であり、この保育予算は年間200億円程度であるから、平均して毎月11万円が児童1人当たりの予算額になる。しかし、専業主婦が在宅で育てる全体の45%の就学前児童には全く使われてはいないのである。これは社会的に見て不公平ではないか。

今後の保育行政の課題としては「保育士の確保」と「保育の質の維持」があるのは当然だが、45%の就学前児童はその母親により在宅で育てられているという実態についても積極的な考慮と支援がほしいところである。

少子化の主要因である高い教育費

さて、少子化の原因の主要因に高い教育費があることはもはや周知の事実になっている。特に高等教育のうち大学教育費用がかかり過ぎている。全体としても教育費の割合は収入が低い世帯ほど上昇し、家計を圧迫する。この問題の検討は少子化対策の十分条件を構成する。

たとえば、2006年段階でも、子どもを大学卒業まで育てると、教育費と養育費を合計した金額は2500万円から4000万円くらい使うという最新の試算がある（『エコノミスト』2006年12月5日号：20）。この金額はいつの時代でもあまり変わらない。

日本政策金融公庫による2010年度（カッコ内は2011年度）教育費調査では、公庫の教育ローンを利用する約21302世帯（21368世帯）を対象にして、5409世帯（5200世帯）からの回答が集約されている。そこでは62.4%の家庭が「教育費以外の支出を削っている」という回答になっている。複数回答にみる節約のトップは「旅行・レジャー費」が61.3（62.2）%、「外食費」が50.8（49.3）%、「外食以外の食費」が50.0（47.9）%と続いており、「衣類の購入費」も「保護者のこづかい」も40%を超えていた。

子ども一人当たりの年間教育費の平均は、大学が153.0（152.4）万円、専門学校や高専が146.6（148.6）万円、短大が143.0（140.8）万円、高校が99.5（94.5）万円であった。急激な年少人口消失を放置すれば、事実としての格差と不安としての格差が社会全体でますます強くなる。

その意味で少子化対策格差に直結するのは、所得に占める教育費率増大である。それによると、2011年度の日本政策金融公庫概算の世帯年収の平均は572.5万円であり、小学生以上の子どもがいる全世帯の平均教育費は年収の37.6（37.7）%に達した。教育費高騰は変わらず、子どもを産み育てると家計が苦しくなる。とりわけ高校入学から大学卒業までに必要な費用は、子ども一人当たり1059.8（1042.3）万円にも上っている。

これらの子育て者の負担の事実を無視した「おひとりさまの老後」賛歌は全く無意味である。産んだら損して、産まなければ得するような社会は「少子化する高齢社会」では確実に破綻する。

今後の日本を展望して、その発展への具体的提案は、社会全体に蔓延したフリーライダー「お得感」の払拭を政治によって開始し、各方面での「粉末化現象」を解消する社会規範を回復することを基調とするしかないであろう。

第3章 子育て共同参画社会

「行く先の港のない船にはどんな風も役に立たない」(モンテーニュ、『エッセー』(I) 筑摩書房 1580=1966:239)。

第1節 社会的ジレンマとしての少子化問題

少子化問題がもつ社会的ジレンマ

ジレンマ(dilemma)という言葉はすでに日本でも日常語として使われている。個人でジレンマが発生するのは二種類の選択肢をめぐる状況によるが、多くの場合、それは好ましくない途方に暮れるような悪い状況である。『広辞苑』では「進退両難」と簡略化している。だから、何らかの理由でどちらかを選択できれば、ジレンマは解決する。

社会学の中では1968年にハーディンの「共有地の悲劇」として定式化されてから、個人だけでの使用に止まらず、社会的ジレンマという考え方が環境問題をはじめ社会問題にも応用されてきた。たとえば、「社会的ジレンマとは、それぞれの個人の目的(私的利益)の達成という観点からは望ましい行為がすべての個人の目的(公共的利益)の達成という観点からは望ましくない結果をもたらす、という事態を意味している」(土場、2008a:2)。

したがって学問としての社会的ジレンマ研究では、私的利益達成と公共的利益達成が衝突するという状況において、その解決のメカニズムを探求する。それは個人が(C)「協力行動」(cooperation)をとるための条件を導き出すことに繋がってくる。

その条件としてたとえば、①選択的誘因や強制の導入、②共有物の区画化や私有化、③リーダーへの権限移譲、④成員の異質性の活用、などがあげられてきた(海野、1991:147-149)。ただし、これらは実験室では該当しても、社会的文脈では結局のところ①に収斂することになる。なぜなら、②③④を使おうとしても、それらでは(D)「義務不履行」(defection)の危険性が払拭されないからである。

フリーライダー問題の解決

私は①を制度化することを通じた「子育て基金」によって子育てフリーライダー問題を解決して、社会的ジレンマとしての少子

化を緩和する手法を目指してきた（金子、2003；2005；2006a）。「社会的ジレンマ・モデルの射程は、もっとも根本的には、社会はいかにして可能か、という究極的な問いに及んでいる」（土場、2008b:272）ならば、なおさらのことである。各種人口予測が示すように、「社会が消えるかもしれない」という危惧の共有によって、「社会はいかにして可能か」という具体的なテーマも正確に得られる。

もちろんこのまま社会消滅の予測が実現することはないであろうが、2050年からの50年ごとの「人口半減の法則」作動の確率は高い。1世代は30年で交代するので、2050年の9000万人は仕方がないにしても、その後に人口半減の法則が具体化しないような①選択的誘因や強制の導入を伴う制度を2020年までに創っておきたい。その意味で、「少子化危機突破」の現代的必然性もある。

実体水準の社会的ジレンマ

このための手掛かりは「実体水準において定義される社会的ジレンマは、（1）コスト性、（2）危機性、（3）無効性、の三つの基本的性質を備えたものであり、この三要素は、行動の選択に直接影響する要素である」（海野、2006:16）にという視点に求められる。

まずそのような制度創設や維持のために要するコストはどの程度かが問われる。コスト負担を国民や国内に立地する企業やその他の法人がどこまで受け入れるかを念頭に置き、少子化対応のために創設した制度を維持しながら、たえずコストを秤量して、数年ごとに臨機応変に対応していけるか。

社会的リスク

危機性とは現状の社会的ジレンマを放置しておけば、ますます社会的危機が大きく広がることを意味する。この危機が制御できないと、少子化リスクがますます高まる。本研究におけるリスクの判断要素には、第1章で示した範囲、人数、期間の組み合わせがある。すなわちAは「狭小—少数—短期」、Bは「拡大—多数—長期」、Cは「全体—全員—永久」となり、リスク次第でABCが決まり、それに沿った対応が具体化する（第1章）。

危機の中での少子化が続けば、それはCの典型になる。範囲としては日本社会全体を包み込み、影響は社会構成員全員に及ぶ。

50年で「人口半減の法則」が作動すれば、この期間も世紀を超えてしまう。

「無効性」とは社会全体に関わる問題なのだから、私一人が協力しなくても全体の動向には関係がないという個人レベルの判断基準である。一人の行為など全体社会の遂行にとっては「無効」であるとはいえ、その集積は「拡散」するし、「拡散」すれば社会現象になるのは、未婚率の上昇や生涯未婚率の増大、さらに児童虐待の急増からも理解される。その意味で、一人の行為もまた決して「無効」ではないと考えておきたい。

ミクロとマクロ

少子化が社会問題とされるのは、その原因としてミクロ的には男女間の行為が出生行動とますます切り離されてきたところが想定される反面、マクロ的にはその積分効果として社会システムの現状維持が困難になってきたところに集約される。いいかえれば、少子化は、男女個人の自由で合理的な行為が社会システムの解体を促進し、そのことによって同時に社会システムの不・非合理性を強める。そのうえで、自由に生きようとする男女個人にも、不・非合理性に付随する不自由さを味あわせるという社会的ジレンマの典型として理解できる現象である。

だから社会的ジレンマとしての少子化現象は、「個人の自由が価値判断の基準とされる限り、マクロ的な全体社会の持続がそのミクロの判断基準に算入されるプロバビリティはほとんどない。世界の状況にラディカルな変更がない限り、少子化という傾向に転換が起こる条件は、目下の都市社会には存在しないのである。だから近代は自滅過程を不可避免的にたどることになる」（鈴木、2001:12）。自滅は危機の延長にあるリスクの究極の姿であるから、それを回避するには「選択的誘因や強制の導入」を伴う制度の創設が緊急の課題とならざるを得ない。

数理人口学でさえも「今日の先進諸国の人口のように制御された減衰過程に入るか、制御不能な破局的減少に見舞われるかのいずれかである」（稲葉、2002:v）といわれはじめた。現実問題としては、数理的な「制御」の可能性ではなく実態としての「制御」が求められているのであり、私はそれを社会全体で少子化に対応する政策制度創設に求めてきた。

合理性と非合理性の衝突

一般的にいえば、社会的ジレンマは個人の合理性が社会における集合的非合理性を導くという状況を指す。すなわち社会的ジレンマとは、個人的には合理的で利益をもたらす行動が、社会システム全体を現在の状態よりも不・非合理的な側面を強めて不利益を生じさせることを意味する。したがって、社会的ジレンマ研究は個人の合理性と集合的合理性との間にある緊張の研究であるという合意に直結する。しかし、そのような理解の仕方は、これまでの世界でも日本でも、少子化研究では皆無であった(金子、2003)。

なぜなら、従来の社会的ジレンマ研究の多くは環境問題に応用されてきたからである。この傾向は、学術的な社会的ジレンマ概念自体が環境問題研究から生み出され、応用されてきたという事実と無関係ではない。ゴミ問題に象徴されるように、個人が分別収集しないでしかもゴミ捨て時間さえ守らなければ、それは時間の節約になる。それは個人の合理的な行動かもしれない。しかし、その集積が結局はゴミステーションを汚して、ゴミ収集時間を延長させ、時間通りに清掃車が巡回できずに、市域全体でのごみ収集ができなくなってしまう。この社会的ジレンマが、極めて不合理で不利益な状況を社会システム全体に生み出すのである。

社会的ジレンマとして少子化

このような個人にとっては利益となるが、社会にとっては不利益となる現象は環境問題に限らない。この理解に立って、私の少子化克服論の基点は、社会的ジレンマとして日本における少子化論に適用することであった(金子、1998;2003;2006a;2006b)。しかし、そのような理解の仕方は学界でも政界でもまったく黙殺されてきた。

自由な生き方を擁護することは私も同じであるが、私の「少子化する高齢社会」論の基本は長寿化と少子化との同時進行を現代社会に読み取るところにある。そのためには、個人の自由を高唱するだけでは不十分であり、次世代育成や子育て環境の改善には、自由な個人にも積極的に関与した社会全体での責任ある取り組みが必要であるというメッセージを含まざるを得ない。

いいかえれば、産む産まない自由や、直接に育てる育てない自由はすべての個人にももちろん認められるが、だからといって産んだ親だけが22歳までの子どもの養育費や教育費を一人当たりで

3000万円負担する構造を放置していいということにはならない。

社会システムの人口静止構造に必要な二人の子どもの生育過程に、その親が自らで6000万円負担する一方で、産まない選択や育てない道を選んだ成人男女はその生育費負担がゼロになる。この両者が同じく70歳になって、「おひとりさまの老後」を主張しても説得力に欠けるといふ私の主張は、多くの賛否両論を引き起こしてきた。「おひとりさまの老後」を主張する側は個人の生き方の自由を強調する一方、子育てする側の主張によればその自由は「フリーライダー」にすぎないといわれる。前章でも簡単に触れたが、以下、少し詳しく両者を検討しておこう。

負担の重さは時間面と金銭面

おそらく個人レベルで子育てしなくなる男女が増大すると、社会システム全体では少子化がますます進む。そのような男女には子育てのための時間的負担と経済的負担とがないために、日常生活全般においては全く身軽になる。それによって、子育てしない個人はライフステージ全体を通して自らの能力を最大限発揮できる条件を獲得する。なぜなら、子育ての過程は経済的、身体的、時間的、精神的な負担の連続でもあるのだから。

第2章末尾で示したように、2011年度の日本政策金融公庫概算の世帯年収の平均は572.5万円であり、小学生以上の子どもがいる全世帯の平均教育費は年収の37.7%に達していた。同じような生活水準であれば、子どもがいないと、この37%に該当する211万円はそのまま可処分所得に転用できるはずである。

年間200万円にもなる子どもの養育費や教育費がゼロであることは、高齢期になればなるほど、それを負担した子育て世帯との格差を生み出すはずである。これを考慮しないような「おひとりさまの老後」は不公平であるというのが、世代内公平性から見た一つの結論である。

子育て世帯の負担が重い

この子育て世帯の負担は、子どもが0～3歳までの幼児期には時間的な側面に特化して、15歳を過ぎて高校から大学にかけては金銭面の負担に推移する。換言すれば、20代30代で親になったばかりのライフステージ、すなわち誕生直後からの子育ての過程では、時間的な負担が大きく、50代にかけての中年期では教育

費の負担が非常に重い。その結果、60代以降の預貯金は子育てに負担した分だけ少なくなるのは当然である。

反面、子育てしない選択をした個人や夫婦は、子育てする個人や夫婦よりも時間面や金銭面でかなり有利になる。その意味で、「経済成長によって全体的に生活水準が向上し、子育てにかかわる費用の負担が生活困難に結びつく状況は、少子化の進行する過程ではむしろ減少している」（蓮見、1999:491）とはいえない。逆に当時の実態からも、「45～59歳の家計費の教育費……の負担をみると、子供を自宅から大学に通わせている家庭で、所得が平均未満の家庭では、教育費の負担が極めて重く、特に私立大学に通わせている家計での可処分所得に占める教育費は、およそ27%にのぼっている。また、これらの家計では、消費性向も120%前後と所得を超えた消費を行っており、その分、貯蓄を取り崩して教育費をまかなっている可能性がある。……こうした家庭では、老後のための貯蓄をする余裕がない」（経済企画庁、1998:200）という分析さえも存在した。

世代内不公平性の解消が急務

私はこの世代内不公平性の解消こそ、究極の少子化対策の軸になるという提案をしてきた（金子、1998:57）。ともかくも子育てをすれば時間負担と金銭負担が必然であり、子育てしなければ両方の負担を免れることができる。同じく少子化が進むドイツでも「子どもがいない生活の方が、子どものいる生活よりも魅力的に作用している（カウフマン、2005=2011:167）がいわれているが、この理由は、子どもがいない生活の方に資源獲得の機会が多い、獲得能力も高い、生活が楽になるからであった。しかし、この負担の不公平性を直視しないと、少子化問題の処方箋は描けない。ただし繰り返すが、負担とは別次元で、産む自由も産まない自由もあるのは当然である。

フリーライダー論から見た少子化

しかし、親の時間的負担と金銭的負担によって育てられた子どもたちが、年金や医療保険や介護保険の掛け金を拠出したり、自らの職業活動を通して、親を含むすべての前世代を公平に支えることも理解しておきたい。けれども、それでも「このような先行き不透明な社会では、子どもを産まず育てない男女がいても仕方

がない」という意見もマスコミ界や学界で根強く残ってきた。

ジェンダーシステムの縛りの強弱

それは学術的に、ジェンダーシステムの縛りの強弱を少子化の説明要因とする傾向が強かったからである。具体的にはその縛りが弱いと思われるアメリカ、イギリス、フランス、スウェーデン、ノルウェー、デンマークの合計特殊出生率が相対的に高いことを示す一方で、同時にその縛りが強いとされる日本、ドイツ、イタリア、スペイン、オーストリアでは合計特殊出生率が相対的に低いことが指摘される。

一見すると、これは公平な比較研究の印象を与えるが、肝心の婚外子率、消費税率、国民負担率、公務員比率などの諸データが提示されないことも多い。このような不十分な比較研究の結果として、日本における少子化克服にはジェンダーシステムの変更こそが重要である論理が導き出される。ジェンダーシステムの縛りを弱めて、男性の家事分担や働き方の修正を求め、これが達成されなければ、今しばらくは少子化が続くことは仕方がないと結論される。20年に及ぶ厚生労働省や内閣府による少子化対策の根幹にも、このような発想が見え隠れしてきた。

しかし、このような推論の仕方は、ちょうど重病人を前にして健康や体力の重要性を改めて強調するに等しい。「文化を変えよう、働き方を変えよう、婚外子などを含めて産み方を変えよう」という提言は、日本においても長期的に見たらそれなりの意義はある。しかし、落ち込んだ出生率の回復を目指すという少子化危機に対応した緊急の処方箋としての意味には乏しい。なぜなら、ジェンダーシステムの縛りの強さを強調し、その変更を主張する提言は結論ではなく、研究の出発点の確認にすぎないからである。

「子育て共同参画社会」づくり

2013年8月の『社会保障制度改革国民会議報告書』にいわれるように、「子ども・子育て支援は未来社会への投資であり、量的な拡充のみならず質の改善が不可欠である」(p.19)。私はこの文脈を先取りして、もっと積極的な「子育て共同参画社会」づくりを提唱してきた。これはもちろん「男女共同参画社会」からの派生語であるが、似て非なるものである。むしろ「男女共同参画社会」論には、ジェンダーシステムの縛りが強く、女性ばかりに負

担がにかかる社会システムでは、個人の生き方は自由であり、子育てをしなくても構わないという主張者や実践者の賛同が目立つ。

「レギュラーワーク・ケア・コミュニティ・ライフ・バランス」

さらにその裏返しとして、個人の自由を唱えつつも生きる男女には「ワーク・ライフ・バランス」しかないような不自由な生き方を強制する傾向があった。この「バランス」は働ける人や働きたい人にとっての生き方の一つであろう。しかし、これは誕生から数年でも、在宅で自分の子どもを育てようという女性にとっての選択肢ではありえない。むしろ自由な生き方として、ワークの代わりに「コミュニティ・ライフ・バランス」でも構わないのではないか。

歴代の少子化対策にみる「両立ライフ」や「ワーク・ライフ・バランス」理念こそ、日本の健全な少子化対策を阻害してきたイデオロギーであると私には思われる。なぜならそこでは、国民が本来もっている自由な生き方を国家が否定しているからである。札幌市の就学前児童の内訳をみると、この10年間の保育所入所の児童は25%前後の現状にあるが、保育予算の95%が保育所だけに投入されてきた。この傾向は日本全国の自治体でも同じく認められる。

しかし、結局それらは少子化対策として失敗したのだから、そろそろ「両立ライフ」や「ワーク・ライフ・バランス」を押し付けずに、「レギュラーワーク・ケア・コミュニティ・ライフ・バランス」を根幹とする自由な生き方を国民に認める時期なのではないか。その理念が「子育て共同参画社会」づくりである。

すべての子育てする親への支援

時代の推移のなかで発表された『社会保障制度改革国民会議報告書』では、「すべての子育て世代の親が、働いている親だけでなく、在宅で子育てをしている親も含め、幼児教育及び保育の専門職のサポートを受けられるようにする」(p.17)ことが書き込まれた。これこそ「子育て共同参画社会」づくりの原点になる。この点が高く評価できるのは、従来の厚生労働省や内閣府の官庁作文では「在宅で子育てをしている親」が軽視されることが多かったからである。

今後は、この実践のために世代内でも世代間でも、限りなく公平に近い子育て負担軽減の具体的処方箋の作成が課題となる。そ

れは、子どもが幼児期には時間面の社会的支援、青年期には金銭面での社会的支援を軸とする。しかし、今のところ、適切な処方箋はなく、「エンゼルプラン」も「男女共同参画社会法」も「少子化社会対策基本法」も「子ども・子育てビジョン」もまた、そこまでの目配りはない。

まさしく全国知事会（2013年7月9日、10月9日）が危惧するように、少子化の進行が「国家的な危機」（全国知事会「次世代育成支援施策の充実に関する提言」）を招きつつある。

第2節 新しい社会の構築

公共的視点

社会学では、「社会生活の型式を破壊する力が天災であれ人災であれ、これらの力は、結局、社会の成員に対して解決すべき課題を突きつけており、しかもその対策の性質は社会学の原則としてその社会の構造によって、その社会の制度や価値によって大いに影響を受ける」（マートン、1969:421）といわれて久しい。

本研究の少子社会とは、合計特殊出生率、年少人口数と比率が人口維持に必要な再生産水準を大幅に割り込み、合計特殊出生率が減少するか低位安定で動いている社会を指す。それは産まれる子どもが極端に少なくなりつつある社会変動過程でもある。

日本では1974年の単年度210万人の出生から、徐々に低下して単年度出生が170万人になり、150万人となり、120万人が10年続き、21世紀になると、110万人を割り込む時代になった。2013年の総出生数は実に103万余りであり、死亡者が127万人だったので、人口の自然減は24万人に上った。このままでは日本の豊かさを支えて続けてきた社会システムは確実に解体する。

その認識から開始して、「人口減少社会へ変化することはもはや変えようのない事実であり、むしろ人口が減少することのメリットを最大限に生かした社会の構築に向けて準備を始める」（三和総合研究所、1999:16）ことは正しいが、この現状追認的な姿勢から15年経過した現在でも、「社会構築」はほとんど進んでいない。そのような言明とは無関係に、この15年間の日本では、「少子化する高齢社会」に関する適切な「社会構築」案がないままに、「待機児童ゼロ作戦」と「ワーク・ライフ・バランス」の諸事業だけが独り歩きしてきただけだったからである。

少子化は神が示した摂理か

なにしろ少子化危機が表面化した平成の初頭から、「21世紀に向けて海図なき新たな航海に旅立とうとしている」と政府が認めているのだから（「1999年2月27日 経済戦略会議最終報告」）。その後15年が経過した「少子化への対応」において鮮明な「海図」は見当たらず、「保育バウチャー制の導入による選択の自由化、保育サービスの多様化、企業託児所への支援などの保育制度の充実、子育て減税、児童手当の拡充」が描かれたただけであった。そこには、少子化対策とはいつまでに何をどうするのかという社会計画の基本さえも含まれてはいなかった。

当時も今も「マスコミ識者」の意見も低調であり、社会的ジレンマ論に基づく私の「子育て共同参画社会」論（『高齢社会とあなた』1998年9月）を批判して、少子化を「孫の世代に理想国家を贈るため」としたり、「少子化は神が示した摂理」とする発言が繰り返された（第1章参照）。

21世紀になっても、「木を植えるのは自分だけのためだけではなく、皆で納涼するため」なのに、「皆」が見えない人が多くなってきた。粉末化した個人は自らの自由のみを優先して、社会全体への目配りができず、公共的な視野に欠ける。

社会問題の社会学

以上の問題意識から、私は積極的に社会学的知見を応用して、少子化が急速に進む日本社会の現状分析と解決の課題を探求してきた。一つは少子化がもはや「変えようのない事実」にしても、阻止の方策を明らかにしたい。加えて、その趨勢のなかで社会システムを設計し直す原理を志向したいからであった。

その際の指針を「地域共同体にとってのもっとも深刻な問題は、『ただ乗りをする人間』、すなわち、自らの働き以上に受け取って、善良な市民が投資に見合う正当な見返りを得るのを妨げてしまうような人間をどうするか」（ベラーほか、1985=1991:211）に求める。ここにいわゆる「子育てフリーライダー論」が誕生したのである。この概念には賛否両論が多くあり、本研究ではその論争の紹介は割愛するが、「フリーライダー」論そのものは、以前からの環境問題やコミュニティ研究で使用されていた学術的概念であることを再度指摘しておきたい。

少子化要因の計量的分析

さて少子化の要因は多数あるので、とりあえず 8 つ変数を想定して、総務省統計局編『社会生活統計指標』（2012 年）を素材して合計特殊出生率との相関係数をとると表 1 が得られる。計量的にみて、どの要因が合計特殊出生率を左右しているかを概観する手段として、この方式を採用した。

これは、説明因子として、「持ち家率」、「世帯人員」、「共働き世帯割合」、「保育所数」、「一人当たり教育費」、「一人当たり住民税」、「男 30～34 歳未婚率」、「女 25～29 歳未婚率」、「女子労働力率」、「離婚率（千人当たり）」を想定して、非説明変数の合計特殊出生率との間で単相関係数を算出したものである。プラスは正の相関、マイナスは負の相関を意味しており、因果関係ではない。ns は相関がないという表示である。すなわち、合計特殊出生率と正の相関を示した項目は、「世帯人員」、「共働き世帯割合」、「保育所数」、「一人当たり教育費」、「女子労働力率」であった。これらからはたとえば「世帯人員」が多いことと合計特殊出生率の高さとの関連があることを知る。その他の項目でも納得のいく傾向にあるが、注目すべきは合計特殊出生率と「女子労働力率」との間にも正の相関が確認されたことである。

表 1 都道府県に見る合計特殊出生率の要因（単相関）

説明因子	標準偏回帰係数	p 値	有意差	決定係数
1 持ち家率	0.1180	0.4295	ns	
2 世帯人員	0.3266	0.0025	**	0.1067
3 共働き世帯割合	0.3216	0.0275	*	0.1034
4 保育所数	0.2923	0.0462	*	0.0854
5 一人当たり教育費	0.3913	0.0065	**	0.1531
6 一人当たり住民税	-0.5029	0.0003	**	0.2530
7 男 30～34 歳未婚率	-0.6841	0.0000	**	0.4680
8 女 25～29 歳未婚率	-0.6147	0.0000	**	0.3773
9 女子労働力率	0.3503	0.0158	*	0.1227
10 離婚率（千人当たり）	0.0358	0.8111	ns	

（資料）総務庁統計局編『社会生活統計指標』（2012 年）

* p<0.05 **<0.01

ここから、いわゆる「男女共同参画社会」の方向も少子化対策に有効であると考えられる面もあるが、この法案で提唱された方向はかなり都市型の共同参画社会であり、九州や四国や北海道のような過疎地を抱えるところでは修正を必要とする。第一次産業が未だ残っている地域社会では、家事労働として農業に従事する

女性が多く、その合計された労働力率は高くなるから、都市型だけの職場への共同参画だけではないという事実についてもしっかりと理解しておきたい。

住民税とは負の相関

反対に、負の相関が得られたのは、「一人当たり住民税」、「男30～34歳未婚率」、「女25～29歳未婚率」の3指標であった。日本の場合は税金が上がると、生活は苦しくなるという認識が一般的であるから、未婚のまま暮らすか、結婚しても産み控えという選択が多くなる。税金による政策が国民生活の細部にプラスの影響を与え、したがって「国民生活の質」(QOL)を上昇させるという発想を取りえない日本人が多い。これは、政府、政治家、官僚への積年の不信感が大きな理由であろう。年金記録の紛失や復興財源の目的外使用などは、その端的な例である。

また、第2章の表2で示したように、東アジアでは結婚しないと子どもを産まない特有の文化的規範により、婚外子率が欧米よりも著しく低いので、男女ともに高い未婚率は低い合計特殊出生率と密接になる。

同じ手法でベルギー、チェコ、デンマーク、エストニア、アイルランド、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、ハンガリー、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、イギリス、アイスランド、ノルウェー、スイスの24か国でも計算した結果が表2になる。

表2 O E C D 24カ国に見る合計特殊出生率の要因 (単相関)

説明因子	標準偏回帰係数	P値	有意差	決定係数
1 婚姻率	0.2422	0.2541	ns	
2 婚外子率	0.5298	0.0078	* *	0.2807
3 国民負担率	0.2874	0.1836	ns	
4 社会保障給付比率	-0.4479	0.0321	*	0.2006
5 租税負担率	0.5176	0.0114	*	0.2679
6 教育投資	0.6993	0.0001	* *	0.4890
7 高齢者支出費率	-0.4184	0.0419	*	0.1750
8 家族支出割合	0.5907	0.0024	* *	0.3489
9 女子労働力率	0.5437	0.0060	* *	0.2956

(出典) Euro Stat, Statistical database-data by themes-Population and social conditions-Demography-National Data.

* p<0.05 **<0.01

日本の都道府県の指標と重なる項目もあるが、計算結果では日本の場合とかなり異なることに留意しておきたい。

まず、ヨーロッパ特性ともいえる婚外子率の高さが、合計特殊出生率の高さと結びついている。これは日本と全く違うところである。OECD諸国では、未婚でも既婚でも出産行動に結びつくのである。東アジアの文化規範とはおよそ異質であり、ここではこの多文化をそのまま受け入れるしかないであろう。

租税負担率は正の相関

また、高い租税負担率が合計特殊出生率の高さと正の相関を示した。日本では税負担の重さが出生行動を抑制させる働きを示すが、OECD諸国では反対に促進する傾向を示す。これは長年にわたり高負担ではあっても、「福祉先進国」として世界標準になってきた実績を国民が評価しているからではないか。

すなわち、その正相関の背景には、2009年の国民負担率がデンマークで69.5%、スウェーデンで62.5%、オーストリアで61.9%、フランスで60.1%、フィンランドで59.2%と高くても、国家が必ず必要な分を戻してくれるという信頼感の国民への浸透があると解釈できる。

一方、高い「教育投資」が合計特殊出生率の高さと整合するのは日本での分析結果と同じであった。子どもへの教育投資が多くなれば、親による子育ての経済的負担が緩和されることへの期待が大きくなる。そのために、出産への動機づけが強まるのである。同じく「家族支出割合」の多さもまた合計特殊出生率の高さと関連していたが、「教育投資」の場合と同じ理由であろう。

女子労働力率とは正の相関

日本でもOECD24か国でも「女子労働力率」と合計特殊出生率とは正の相関にあった。農業に代表される第一次産業では家族力の基盤である世帯人員が相対的に多いので、女性が働いていても家族が支えることが可能である。加えて、高い国民負担率により維持されてきた高水準の福祉サービスが、子育てや親の介護を代替できるから、出生行動を促進する要因になりやすい。

それは、「社会保障給付比率」と「高齢者支出費率」が合計特殊出生率と負の相関を示したことでも説明できる。なぜなら、「社会保障給付比率」が上がれば、わざわざ自分の子どもを産み育てな

くても、老後の生活は社会保障給付に依存できるからである。

「民衆知」としてもよく使われるように、国が国民の老後生活を十分に保障してくれるならば、20年以上も養育費と教育費に膨大な個人負担を余儀なくさせられる子育てを選択しない国民が増加するのは必定である。しかしだからといって、国が「無料デパート」(清水、1993b: 356)としての福祉サービスを無限に肥大化させることの困難性は洋の東西を問わず真実である。

「高齢者支出費率」の高さと合計特殊出生率の低さとの関連は、高齢者に回る分が子育て家族支援分を減らすことにより説明できる。予算総額が限られているから、高齢者向けが増えれば、子育て支援に回される資源は減少するので、この両者間には負の相関が出やすい。

第3節 少子化とフリーライダー

40年前とは逆転した認識

21世紀の今では驚くことだが、わずか40年前の世界の人口学界においては、発展途上国だけの人口爆発現象だけではなく、日本も含む先進国の将来でも人口増加問題がありえるとして真剣に危惧されていた。人口は先進国と発展途上国を問わずこのまま増加していき、宇宙船地球号としての許容限界を超えてしまうのではないかとして各方面で心配されていた。だから当時の論調では、人口爆発の危機が政治問題、経済問題、食糧問題、人権問題などに関連づけられて議論されることが普通であった。論者の多くが「出生率をどのようにしてさらに下げるか」と問いかけていたが、それは時代を象徴している。

当時の文献を読むたびに、私は隔世の感とともに学問的な生命の短さと儚さをそこに感じることもある。たとえば、1970年における厚生省人口問題研究所の未来予測では、2000年の年少人口比率を20.9%と見なしていた(舘稔ほか、1970:225)。しかし2000年国勢調査の年少人口比率は14.6%であった。この予測と実際の大きなズレから、学問がもちうる将来予測の困難性の理解はもちろんだが、正確な現状認識とその背景の分析およびそこから理論化の重要性も学んでおきたい。

デュボスの出生率低下論

ハウザーと同じ時期の1965年に、デュボスは世界人口の爆発を危惧して、「社会保障、一夫一婦制、晩婚、生活と住居の条件の改良、そしてより高度の個人の安全性が……出生率を低下させる上でずっと有効であろう」（デュボス、1965=1970:253）と述べていた。この当時は、今からみると意外なことにデュボスほどの碩学でも、「出生率を低下」させることを課題としていたのである。

しかし、21世紀の今日における先進国の大半は人口爆発への処方箋ではなく、「低下してきた出生率」がもたらす少子化問題の解決と少子化克服そのものを主要なテーマとしている。

その事実逆転を知ったうえでさらに日本の少子化で興味深いのは、デュボスが指摘したこの5つの出生率低下の要因間における均衡が乱れ始めたところにある。すなわち、低出生率の一要素である晩婚化がさらに進むと、社会保障、生活と住居の条件の改良、そしてより高度の個人の安全性が阻害され、それら全体の水準が低下するという「社会法則」が、現代日本も含めた先進諸国で認められるようになったのである。

日本でも、社会保障全般、とりわけ年金財政の逼迫と医療保険制度解体の危険性が顕著になってきた。さらに少子化に伴う企業の業績悪化傾向は老舗の倒産というかたちで日常化している。たとえば、創業が大正10年1月で、ベビー向け高級衣料ブランド「CELEC（セレク）」などで知られる老舗の子供服販売会社、フーセンウサギ（大阪市中央区、資本金5億5300万円）が2013年10月15日、大阪地裁に破産を申し立てた。負債総額は約30億円といわれる。少子化による売り上げ縮小は歴然としている。

さらに、このような企業倒産に付随して個人生活面では失業率の増大、自己破産者の増加、生活保護受給率の増加などが、年少人口の減少とともに日本では強くなってきた。

蜂の寓話

有名なマンドヴィルの「蜂の寓話」は「私人の悪徳・公共の利得」に象徴される。「部分はすべて悪徳に満ち、しかも全部が揃えば一つの天国」（上田、1987:275）や「部分は不平不満をならべても全体は立派に治まっていく」（同上:276）という逆説もある。

もっとも社会的ジレンマ論では、それは「私人の利得・公共の悪徳」に構図が逆転する。ただしこれら両者の対偶命題は「公共

の利得でなければ、私人の悪徳ではない」か「公共の悪徳でなければ、私人の利得ではない」になるので、ともに不正確な面がある。したがって、マンドヴィルの「蜂の寓話」も社会的ジレンマ論の「私人の利得・公共の悪徳」も、少子化が進む社会では特定条件の下でしか成立しない。

ただそこでの注意点は、社会システムには一定の許容限界があるために、ある程度は「私人の利得」をのみ追求するフリーライダーをも認めうるという現実にある。一般に、経済成長の結果「物の豊かさ」が得られ、その先に「心の豊かさ」が希求されるようになると、結果的に子どもが少なくなる。

まさしく「自己の為に子孫の為に、高き地位と高き教育程度と安固なる生活を保障しようとするがゆえに、出生が制限せられる」（高田、2003:239-240）のである。第2章「人口方程式」で詳述したように、国民性とは無関係に、一度上がった生活水準を低下させることへの抵抗は大きくなるという社会法則が存在する。それは未婚率の上昇と出生率の低下として現れる。日本も含めた先進国では、この社会法則が貫徹し、男女の未婚率は急上昇し、夫婦は経済的、心理的、身体的負担を考慮して、一斉に出生率を低下させていることが分かる。

子どもは負担になる

アメリカとスウェーデンを除けば、「豊かな社会といわれるこの日本で、こと子供に関しては、昔の貧しい社会と同様の、『子供は回避すべき負担以外の何物でもない』という認識が定着した」（竹内、1992:204）のは、ODAを出し続けている先進国共通の動向なのである。

鮮明な少子化を伴わなかった1980年代までの高齢社会での「福祉」と同じく、「少子化する高齢社会」においても総論的な「高齢者福祉」反対論者はいないであろう。実質的内容についての異論はあるにしても、介護保険制度や一人暮らし高齢者支援策それに高齢者の生きがい対策などは、全体として否定されることはない。なぜなら、読者も含めたすべての人は必ず歳を重ねて高齢者になるからである。いくら若くても、老化は忍び寄る。かつての「高齢社会とあなた」（金子、1998）という問いかけは確実なメッセージとして受け手全員に届くし、それによって自己責任による個人的な対応や社会的な取り組みに国民の視線も伸び、関心が高まる。

しかしながら、少子化はどうか。「少子社会とあなた」という問いかけは正確に読者に届くだろうか。社会変動としての少子化研究過程において、これが私の疑問であり悩みでもあった。誰でも高齢者になるから「高齢社会」への想像力は比較的得やすいのに対して、大人は決して子どもにはなり得ない。しかも職場にも都心にも通勤の電車やバスや買い物先のデパートでも子どもが見えるために、個人にとっても社会にとっても少子社会の到来は深刻な問題を引き起こすという想像力が働きのにくい。

「両立」だけではない自由な生き方

その結果、少子化でも一向に構わないというメリット論への支持が残り、社会的視野が欠落したかつての「勝ち犬負け犬」といった個人レベルのライフスタイル論争が時には過熱するが、どちらも大事だという平凡な結論しか見出せない。

「集合行為問題は、共通の利益のために人々を協力させるのが難しいために生じる。この問題を『解決』するということは、お互いに利益をもたらす協力を達成するということである。全員の協力が望ましくないときには、協力する人と協力しない人を選別するのが一つの解決である」(竹内、前掲書：157)。次世代を育成することは国民の「共通の利益」である。「全員の協力」がうまく行かないならば、「利益」のみ享受するだけのフリーライダーを何らかの方法で「選別する」動きはいずれ発生するであろう。

「報復」や「返礼」や「選別」を避けるためにも、「全員の協力」の一環として、子育てしない人もその一部の費用負担をするような制度の創造が待たれる。この20年間に実施されてきた日本の少子化対策では、このような視点が皆無であった。

原則として個人は自由なライフスタイルを選択できるのに、ひたすら「両立」ないしは「ワーク・ライフ・バランス」だけしか提唱しえなかった発想の狭さは反省の余地が大きい。人間はシングル、ディンクス、両立ライフ、介護ライフ、地域活動ライフ、趣味ライフ、ボランティア活動ライフなど、仕事のみの一立ライフから仕事、家庭、地域活動、趣味活動、ボランティア活動を全部包摂する五立ライフまで、自由に選んで生きる権利をもつことから。

新たな制度作りを

そのなかでの次世代育成にとって、全員が積極的に協力する介護保険なみの制度づくりしか、少子化を打開する活路は開けないと思われる。

少子化を放置すれば、社会的ジレンマとして個人にとって安全で快適な社会システムは破壊される恐れがある。子どもが生まれにくくなった少子社会では、次世代育成が不十分なために各方面で人材が不足し、通勤通学のゆとりや受験勉強からの解放や住宅事情の緩和などが事例とされる少子化メリットなど、簡単に吹き飛ばす猛威を振うであろう。国内の若者文化が衰退し、スポーツもジリ貧になり、たぶん学術研究の裾野も縮減するはずである。その被害は次世代育成を回避した人びとだけではなく、子育てを行った人びとにも等しく及ぶ。

個人の自由なライフスタイルは権利であるが、次世代をきちんと育成することに関心を持ち、今以上に何らかの行動を起こすことは国民としての個人の義務である。本研究で私が伝えたいメッセージはこれに尽きる。

個人の自由とフリーライダー

さて、少子化が顕在化して、世間の注目を集め始めた 20 世紀末、『朝日新聞』（1998 年 11 月 8 日）の「少子化が止まらない」特集で、千葉市の地方公務員女性（27 歳）の投書として「少子化が進めば進むほど内心喜んでいきます」「子どもを産まないことが女性に残された唯一のストライキ」という内容が紹介されたことがある。

この公務員女性は国民年金課や健康保険課そして介護保険課や教育委員会に配属された時、そしてそれから 15 年が経過して、全国知事会が「少子化危機突破」を繰り返す宣言する現在、そこでの実状を見てやはり喜ぶであろうか。

私が『高齢社会とあなた』（NHK ブックス、1998 年）で「少子化」を社会的ジレンマ研究におけるフリーライダー論で解釈して、「男女共同参画社会」ではなく「子育て共同参画社会」を具体的に提唱してから、多くの賛否両論をいただいている。反響が大きいことは著者冥利につきるが、反論の主たる立脚点は投書と同質の「産む・産まない自由」の延長にある「個人の自由」に止まり、「社会システムの解体的変動」までの目配りはない。

この「個人の自由」の極めつけは、「他人の子供は可愛いけど、

自分とそっくりな子供ができてしまったら耐えられない。それに今の日本が置かれた厳しい環境を考えると、余計作りたくない」(「子供拒否する女たち」『A E R A』1999.2.22)という自分勝手宣言であり、この内容を自由と履き違える人間の増加である。

次世代への配慮が皆無

これは「産めない」女性の主張ではなく、「作りたくない」に象徴されるように、「産まない」女性の宣言である。しかし「厳しい環境」は事実だが、少子化が自らのあるいは配偶者が依存する労働市場と消費規模を縮小させ、年金や医療保険の制度を破壊させる勢いを持つことへの社会的配慮がいささかでもあれば、このような宣言を堂々と公表することはないであろう。

少子化による年金制度の破壊

残念なことに、少子化による日本の年金制度の破壊はこのような意識をもつ人にも等しく影響を及ぼす。誰でもが65歳を過ぎて「主体的で自由な人生」を送るには何らかの年金が不可欠なのに、それを提供する次の現役世代の育成に関してはフリーライダーであるという意識が希薄すぎるのは困ったことである。

さらに少子化問題は、依然として世界的には人口爆発現象が続くので、日本などの先進国の少子化による人口減少は望ましいという発言に結び付くことが多い。しかし、先進国のODAが南北間の所得移転に役に立っている部分があり、全体としてもODAは「地球規模」の「国際貢献」をしているのだから、先進国の少子化は南北間における富の移転を難しくする場合が出てくる。

社会システムを解体する少子化

私は、高齢社会を推し進める人口構造の変化とりわけ少子化が、個人における雇用の確保と暮らしの安心を直撃するという逆説に注目してきた。すなわち、少子化の「意図せざる効果」としては、「市場の縮小」と「経済成長の減速」と「仕事減少」がある。年間110万人しか生まれなかった12歳までの子供たちを相手とする教育、食品、娯楽、医療、衣料などの市場は、すでに停滞から縮小へと速度をあげているのだから。

しかし、年間103万人しか生まれなくても危機感は依然として乏しい。高齢社会関連では年金の掛け金を、健康保険料を一体誰

が払うのかという視点と、次世代育成の子育て費用が結び付かない人々が多い。

育児の経済的負担の克服への途

少子化の根本原因は育児に伴う4つの負担にあるから、これらを抜本的に改善することからしか展望は開けない。経済的負担には、子育てフリーライダーを防止する意味で、子どもの有無に関わらず、「子育て基金」を別枠で作り、社会全体でこの「基金」を支えて、そこから子育てする家族への適正額の支給を行うところから始まると私は主張してきた。それを政府が責任を持って子育て家族に再分配するのだ。

この主張を始めたころ、藤原正彦は「金を配るとは品が悪い」と批判した（藤原「未知知るべ」『朝日新聞』（1998年11月7日）。しかし、奨学金は「品が悪い」ものなのか。

ちなみに本章の表1からは、「一人当たり教育費」と合計特殊出生率との間での決定係数は0.1531であり、1%で有意であった。これは行政が支出する「一人当たり教育費」が多いことと出生率が高いこととが、強い関係にあるという意味である。つまり「行政が教育に金をかけると、少子化防止に結びつく」傾向にあると想定できるのだ。ただこの教育費もまた、税負担や保険金負担が裏付けとなって始めて実効性をもつ。そのため、ここにもフリーライダーが発生する余地がある。

時間的負担の克服への途

時間的負担では、育児期にある夫婦への制度サービスを充実させることに尽きる。周知の育児休業、保育時間延長、低年齢児保育などの制度を拡充し、民間の参入を進め、規制を緩和して、総力戦で取り組むしか道はない。「育児介護休業法」にも実質的な機能が必要だ。具体的項目としてあげれば、

- ・ 低年齢児保育を中心とする保育需要への対応
- ・ 公的な保育サービスを受けることができない者に対する支援
- ・ 延長保育、休日保育、病児保育等多様な保育サービスの提供
- ・ 学童保育の整備
- ・ 職住近接の住宅の整備、職場に近い住宅への子育て世帯優先入居
- ・ 専業主婦（夫）家庭における子どもの一時保育等育児者の

精神的、肉体的負担を軽減する措置

- ・ 専業主婦をはじめ、子育ての不安や孤立感を持つ親に対する子育て相談など、子育てを地域で支援していく仕組みづくり
 - ・ 家庭教育に関する相談、情報提供体制の整備等
 - ・ 子育て世帯に対する経済的負担軽減措置のあり方
- などにまとめられる。

育児休業に関する法律（1991年法律第76号）の大幅な改正は1995年6月に行われ、従来の育児休業に加え、介護休業が法制化されるとともに、育児や介護を行なう労働者のための支援措置が盛り込まれ、99年4月から育児介護休業法として施行されている。

育児休業内容は、子どもが1歳になるまで、労働者はその権利を行使でき、事業者はこのことを理由に解雇できないことが骨子になっている。介護休業制度は、労働者が連続する3ヶ月を限度として、常時介護を必要とする対象家族（事実婚を含む配偶者）、父母及び子ども、配偶者の父母1人につき、1回の介護休業ができるというものである。事業者はこのことを理由に解雇できない。

深夜業の制限もある。事業主は、小学校就学以前の子どもの養育や、常時介護を必要とする対象家族の介護を行なう労働者を、深夜において労働させてはならない。これらを事業主は義務あるいは努力義務として措置しなければならないし、国もまたそれを援助する必要が生まれた。

「男女共同参画社会」を『平成10年版 厚生白書』では、「男女が従来の男女の役割分業にとらわれることなく多様な形態を認め合う中で、共に家事・育児をはじめとする家族内での責任を果たすとともにその喜びを分かち合い、そして就業している者にあっては職業上の責任との両立を可能とする」と位置づけて以来、この基本的な認識が続いている。

負担のゼロサム問題

ただし、「男女共同参画社会」論がフリーライダー問題解決への視点を欠落させている以上、その理論では子育てに関する負担のゼロサム問題は解消されない。日本全体における1.30台の合計特殊出生率は、「多様な形態を認め合う中で」、結局のところ「育児」負担を放棄し、その「責任」から逃れる男女の存在が増大してきたことを意味するからである。社会システムのフリーライダーが許容限界を超えれば、社会システムそれ自体が崩壊する

ので、「男女共同参画社会」もまた絵に描いたもちになる。

したがって、自立した個人の生き方が作り上げる「男女共同参画社会」は、子育てについてのフリーライダー化ではなく、子どもを産んでも産まなくてもそして産めなくても、次世代の養育費用を応分に負担し合うことを骨子とするものである。これを私は「子育て共同参画社会」とよんできた。繰り返し指摘してきたように、子育てする男女としない男女の間の負担格差が大きくなれば、「共同参画社会」は生まれえないからである。

総力をあげた実証研究の必要性

これまで論証したように、出生率を下げるのは子育てに関わる母親の時間負担と費用負担であるので、これらに対して有効な負担軽減策が実行されれば、その低下を食い止める可能性が存在することが分かる。

「女性の労働力率」の高さと合計特殊出生率との高さとは結びついたことから、取りあえず女性が働ける環境にあることと出生行動の促進との間に正の相関があることを重視して、そこから打開のための発想を具体化することである。女性が子育てしながら働ける環境が存在すること、具体的には地域単位当たりの保育所数や児童福祉施設数が多いこと、および社会システム全体の開放性の度合が優れていることが手がかりとなるであろう。

自分の親の介護費用でも、全体の介護保険からまかなうことを、つまり40歳以上の平等な負担によって介護費用を一部捻出することを、日本人は決定し15年間実行してきた。同様な事情は、21世紀の子育て負担にも存在する。介護保険を長寿化対応とみる私は、「子育て共同参画社会」づくりの具体案こそが少子化対応策と位置づけている。

第4章 社会の出生力の低下と児童虐待の問題

「すぐ前にある未来と遥かな未来を区別し、具体的現在が過去のみならず、未来のかくれた傾向も包んでいる」(マートン、森東吾ほか訳『社会理論と社会構造』みすず書房 1957=1961:453)。

第1節 少子化をもたらす出生面での動向

新しい出生動向

20年間近くの少子社会研究で私は、人口を出生面と養育面に分け、主に「出生力」低下を取り上げ、少子化対策とは出生率低下を食い止め、積極的に増子化を模索することであるとしてきた(金子、2003;2006a)。加えて、「観察された事実」としての出生面での変化と、実の両親による児童虐待事件に示される少子社会における「養育」機能不全にも取り組みを開始した(金子、2009b;2013)。

このような動向の中、日本では従来 of 現象に加えて少子化に関連する3つの新しい出生動向が鮮明になってきた。

(1) 低体重の新生児が増えている

一般に2.5kg未満の新生児を低体重児とよび、少子化が顕著な札幌市では1988年に産まれた新生児に占める比率は68%であったが、2012年には96%に増加している。都道府県でも単年度出生数の低下とは逆に、低体重児の比率が少しずつ増えている。

元来は沖縄県でこの比率が高かったが、2005年から山梨県や高知県などが肉薄してきて、2010年では山梨県が第1位となった。2010年で100%を超えたのは10県であった(表1)。首都圏や大阪府や愛知県などの大都市をかかえる地方よりも、山陰、四国、九州沖縄県などにこの傾向が顕著である。この低体重児の増加の原因としては、母親となる女性の過剰なダイエットがあるといわれる。体重の軽い女性の妊娠が増えたことが全体としての母体環境を変え、低体重児の出生増に結びついたものと思われる。

表 1 低体重児の出生率（単位は‰）

	1995	2000	2005	2010
日本全国	75.1	86.4	95.3	96.2
1. 山梨県	79.6	97.8	105.9	112.0
2. 沖縄県	93.1	103.4	108.5	111.8
3. 島根県	78.1	83.1	93.0	106.7
4. 高知県	73.4	92.1	103.4	104.7
5. 鹿児島県	76.8	87.5	97.7	104.3
6. 栃木県	88.1	93.8	96.8	103.1
7. 福岡県	84.4	94.2	100.3	102.0
8. 静岡県	83.3	92.9	105.1	101.6
9. 京都府	74.7	81.4	98.2	100.5
10. 宮崎県	80.4	88.2	102.0	100.1

（出典）総務省統計局『社会生活統計指標 2003』：143. 『社会生活統計指標 2013』：150.

（2）早産の割合が増えている

37 週未満児の割合を早産の指標とすると、日本全体では 2000 年の 5.4% から、2008 年には 5.8% に早産が増えている（厚生統計協会、国民衛生の動向 2010）。早産の原因の一つに、体外受精の増加があると複数の産科医は指摘して、体外受精の約 2 割は双子になり、双子のうち約半数が早産となるという。早産ならば、低体重児の出生につながりやすく、両者間には一定の関連が予想される。

（3）高齢出産の割合が増えている

少子化の直接の理由は晩婚化と晩産化であり、日本全体での初産年齢も、1980 年の 26.4 歳から 2000 年の 28.0 歳を経て 2011 年には 30.1 歳にまで上昇した（表 2）。

表 2 日本社会の第一子出生年齢の推移

年次	歳	年次	歳
1980	26.4	2005	29.1
1990	27.0	2010	29.9
2000	28.0	2011	30.1

（出典）内閣府『平成 25 年版少子化社会対策白書』2013：11。

これらを総合的に理解したうえで少子化対応策を打ち出すためには、他の部分を排除して一部分を分析するだけでは不十分である。なぜなら、少子化が社会システム全体の動きに多方面から強い影響を及ぼしているからである。さらに繰り返し指摘するように、少子化は高齢化とも密接な関係があるので、相互に影響し合うという観点を重視する姿勢があらためて求められる。この包括

的理解は社会学的政策科学の原則の一つである。

総合的視点から

その意味で今後の少子化対策に当たっては、部分的な対処だけでは不十分であり、総合的な都市全体の「産み育てやすい社会環境」づくりが望ましいことになる。そして、少子社会におけるリスク対応の先には、個人主義化してきた市民のライフスタイルの再点検としての粉末化の見直しがある。

「改革についての真の基準は、その速度ではなく、その現実主義……すなわち、それが根元に到達し、原因を変えようと試みるか、それとも、表面だけにとどまり、症状をあつかおうとするだけかどうかが問題なのである」(フロム 1955=1958: 307)。したがって、「変える必要がある」という結論ではなく、むしろ「どう変えるか」が問われる。加えて少なくとも、変える方向、変える方針、変える主体、変えるための資源、変えるに要する期間について、一定の社会的合意が速やかに求められる。このような議論こそが政策の生産性を豊かにするが、過去 20 年間の動向はこれらとは無縁であった。

新しい出生動向の変化に応じて、都市における出産に直結する社会環境への配慮の必然性が指摘できる。その一つの方向性を示すのが表 3「次世代育成を賢く安全に：市民啓発 9 か条」である。2010 年 1 月から札幌市ではこれを多用な機会に活用して、次世代

表 3 「次世代育成を賢く安全に：市民啓発 9 か条」

1. ダイエットによるやせ過ぎは赤ちゃんの健康を損ねます。
2. 妊娠前に[身長(メートル)の 2 乗]×20 (kg)の体重となるよう、妊娠前から心掛けよう。例えば、身長 158cm の女性であれば、妊娠前に目指す体重(? kg) = $20 \times (1.58)^2 = 49.9\text{kg}$ となります。
3. 妊娠したら 10kg の体重増加をめざしましょう。お母さんの体重増加不足は赤ちゃんの栄養不足をまねきます。
4. 妊娠前からの葉酸(ビタミン B 群の 1 種)摂取は胎児奇形の防止に役立ち、赤ちゃん発育を助けます。
5. 妊娠前から葉酸摂取を心掛けましょう。コンビニ・薬局・薬店で葉酸入りサプリを購入しましょう。(1ヶ月分およそ 400 円~1000 円程度)。
6. 母子健康手帳を持たない、あるいは未受診(妊婦定期健診を受けないこと)の場合、赤ちゃんへの虐待が発生しやすくなり、未受診は母児の危険を高めます。
7. 妊娠したら母子健康手帳の交付を受けましょう。
8. 母子健康手帳を持つと、健診費用が安くなります。
9. 妊娠したら母体と胎児の健康を守るために定期健診を受けましょう。

(注) 北海道大学大学院医学研究科水上尚典教授と金子が共同して作成した(金子、2011:114)。

育成に応用する取り組みを始めた。

コミュニケーション理論の応用から

今後のお産に関する市民啓発を考えるならば、医学的に正しく、しかも最新の知識をまとめた表3は有効であろう。なぜなら、コミュニケーション理論では、「“意見”を押しつけるよりも、“事実”や“現に起こったこと”を知らせることのほうが人々を動かす力が大きい（カッツ&ラザースフェルド、1955=1965:9）ことがすでに証明されているからである。態度変容に寄与する情報価値がない内容とは異なり、「市民啓発9か条」では社会学的情報(6)とともに最新の医学情報とが分かりやすく整理されている。

この情報提供には、マスメディアを媒体とする直接ルートの外に、コミュニケーションの二段流れ理論を応用したオピニオン・リーダーの経路が考慮される。ここでのリーダーとは、権力をもった実質的存在ではなく、「相互作用の通路のなかで一種の要路を占めている存在」（同上：101）と定義できる。

各方面に張り巡らした人間関係の通路において、情報の碇泊点としてのコアにあたる部分をオピニオン・リーダーとして、行政が政策主体となって開拓していく。その受け皿の一つに、子育て支援総合センター利用者の母親同士が開拓した、ソーシャル・キャピタルのネットワークを位置づけることができる。

第2節 児童虐待分析の理論と実態

アノミー論

養育力の低下としての児童虐待

少子化のなかで出産リスクが高くなっているにもかかわらず、札幌市では毎年14000人の子どもが生まれる。しかし、養育力の低下によって、少子化の中で誕生した子どもが、実の親から虐待を受ける事件も増加しつつある。これは全国的にも等しく認められる傾向である。不幸なことは、「危険に対する責任はすべての人々にあるが、その責任は誰にもない」（ベック、1986=1998:74）という傾向が、児童虐待事件でも強くなってきたところにある。

厚生労働省が2009年7月に発表した「児童養護施設と里親」調査（2008）によれば、「施設入所」と「里親預け」の全国合計は41602人であった。1998年から5年ごとに実施されているので、

今回は 2003 年に比べると 3284 人の増加があった。「虐待を受けた経験がある」という回答は、全体の 50.9% に達した。

社会学のキーワードの一つにアノミー (anomie) がある。これは社会的には秩序や価値体系の崩壊、個人的には自己喪失感や崩壊感を意味する専門用語である。元来はギリシャ語の廃語であったが、一九世紀末にデュルケムが社会学の専門語として復活させた (Durkheim, 1897=1985)。a は non を意味する接頭辞であり、nomie は学や法を表わし、したがって合成語としては法が貫徹しない状態として、通常は「無規範性」と訳して用いられてきた。

デュルケムのアノミー論を継承したマートンは、文化構造 (特定の社会ないしは集団の成員に共通な行動を支配する規範的価値の組織体) と社会構造 (特定の社会または集団の成員がさまざまな仕方でかかわりあう社会関係の組織体) に分け、アノミーは文化構造の崩壊、とりわけ文化的規範や目標と集団成員が、これらに応じて行動する社会構造上の能力との間に甚だしい食い違いがある場合に生ずるとした (Merton, 1957=1961)。

デュルケムやマートンの理論をより実証的な指標として再生させたものがシーマンのアノミー指標である (Seeman, 1959)。これは順不同であるが、無規制感 (normlessness)、無力感 (powerlessness)、無意味感 (meaninglessness)、孤立感 (isolation)、自己疎隔感 (self-estrangement) に大別されるが、自己疎隔感がわかりにくいため、多くの場合は絶望感 (hopelessness) に変えられてきた。

児童虐待とアノミー論

すなわち、家庭内での児童虐待をアノミー論でまとめると、貧困や病気などの理由により、将来を悲観して子育てに絶望し、毎日の暮らしに意味を感じとれず、無力感が増幅するという筋書きが得られる。さらに、いくら頑張っても子育てに伴う孤立感が拭い取れずに、ますます無意味感が強くなる。もちろんこのような状態は一つの理念型であるから、程度の差はあれ、この 5 つのアノミー指標に該当しない虐待も発生するであろう。

一般に「子育ては主として母親が行う」や「他者は子育て家庭内に介入できない」というような規範が強い社会では、子育て家庭の経済的貧困や親の世代の病気などにより、社会的に期待される子育てが困難になると、それからの甚だしい逸脱が発生する。

それが最終的には児童虐待として社会的には顕在化する。

児童虐待件数

全国の児童相談所が対応した児童虐待件数の増加率には目を見張るものがあり、2010年度の全国調査によれば56384件にまで増加している（内閣府、2012:127）。また、2012年度の児童虐待件数は、前年度比6888件（11.5%）増の66807件であることが2013年7月25日の厚生労働省の調査速報値で分かった。1990年度の調査開始以来、22年連続で過去最多を更新した。

都道府県別にみると、大阪が9875件と最多で、神奈川の8324件、埼玉の4853件の順となっており、いずれも大都市を抱えている府県が多いという傾向が出ている。

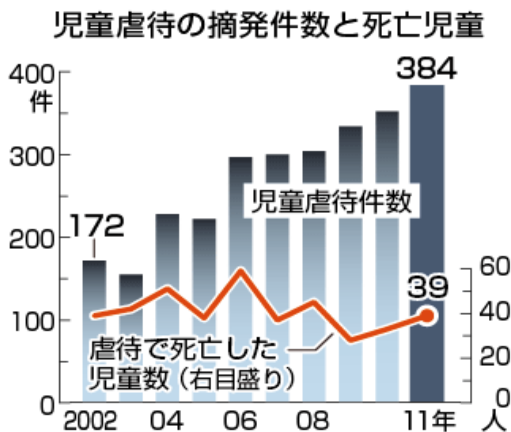


図1 児童虐待の摘発件数と死亡児童

（出典）警察庁発表資料（2012年2月16日）。

2012年の相談件数が6万件を超えたなかで、図1で示したように過去10年間の趨勢をみても50人前後が亡くなっていることが分かる。合計特殊出生率が低位安定して、年少人口数と年少人口率が毎年減少している少子化時代に、せっかく誕生してきた子どもを実の親が虐待したうえで死亡させるという事件は、悲惨というしかない。

たくさんの「児童虐待報告書」

ここで分析したのは次の児童虐待報告書である。福岡県『児童虐待死亡事例検証報告書』（2006）、東京都『近年の東京都内における児童死亡事例検証のまとめ』（2007）、千葉県『児童虐待死亡ゼロに向けて』（2008）、高知県『高知県児童虐待死亡事例検証委

員会報告書』(2008)、北九州市『児童虐待事例等検証委員会報告書』(2008)、札幌市『札幌市児童虐待予防緊急対策本部会議報告書』(2008)。福岡県『児童虐待事例検証報告書』(2010)。柏市『柏市における児童死亡事例の検証結果報告書』(2012)。横浜市『平成23年度児童虐待死亡事例検証報告書』(2012)。埼玉県『児童虐待重大事例検証報告書—春日部市5歳男児死亡事案』(2012)。埼玉県『児童虐待重大事例検証報告書—新座市9歳男児死亡事案』(2012)。大阪市『大阪市における小学生男児指導事例検証結果報告書』(2012)。東京都『児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について』(2012)。福岡市『児童虐待による死亡事例等検証報告書』(2012)。山口県『乳児死亡事例検証報告書』(2012)。大阪府『東大阪市における児童死亡事案検証結果報告書』(2012)。社会保障審議会児童部会『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』(第8次報告、本編、資料編、2012)。北海道『児童虐待死亡事例検証報告書』(2013)。

私自身もまた、札幌市における2例の児童虐待についての報告書執筆責任者を務めた(札幌市社会福祉協議会、2009;2013)。

発見された事実

この数年で全国的に報じられたこれらの事件を検証すると、以下のような事実が浮かんでくる。

- ① 虐待の事実の捉え方が児童相談所や市役所や警察などの公的機関によって統一されていない。ネグレクト、身体的、性的、精神的虐待は融合しがちであるために、期間によって力点の置き方が違い、そのために統一的な対応が難しくなっている。
- ② 市役所内部にさえも多くの組織(健康・子ども課、介護障がい担当課、生活保護課、児童相談所)などが関与しているから、事件のどこかの時点で課題ごとに問題点の共有ができずに、組織ごとにそれぞれで対応する傾向にあり、情報の共有のきっかけが得られていない。
- ③ 虐待する側の精神状態に対する主治医の判断が二転三転するような症状があり、特定化できないことが多い。
- ④ 精神疾患を含む統合失調症が当該の家族員複数に認められることがあるのに、その全体像の認識が不十分であり、個別の対処に終始することも多い。
- ⑤ 対応の主軸に「多次元的なきめ細かいアセスメント」(飛鳥井

望・杉山登志郎, 2012: 343) が頻繁に指摘されるが、実際のところこれは何をどうすることか判然としない。

- ⑥ おそらく「処置」(treatment) することは、望ましいと考えられる状態を手に入れるために、対象となる虐待者および被虐待者に適切な取り扱いをすることであろうが、依然として「言うは易く行うは難し」の段階にあることが多い。
- ⑦ 同じ暴力でも素手の場合と道具を使う場合とでは重症度が異なる。貧困がネグレクトや虐待暴力の根底にあるのは間違いないが、階層的には中流でも同じくネグレクトや虐待は生じるから、経済的要因だけに限定しないで文化的要因にも留意しておきたい。

以上は、札幌市における 2 例の追跡調査を行った際にも痛感したことである。

介入のためのリスク判断基準

事例の検討を通して介入のためのリスク判断基準は以下のいくつかの原則による。

- ① 通告ケースの調査への判断
- ② 通告への対応時間の判断
- ③ 子どもの安全性のアセスメント
- ④ 子どもを保護する必要性の判断
- ⑤ 今後のリスクへのアセスメント
- ⑥ リスク軽減支援計画の作成
- ⑦ リスクの再アセスメント
- ⑧ 家族の再統合
- ⑨ ケースの終結

この一連の介入 (intervention) とは、一定の状況の中である結果を変えたり、予防したり、いいと思われる方向に結果が得られるように影響力を行使することである。

この理論的支柱には、社会的ネットワークと育児の幅広い社会化こそが、子どもの虐待を防止する決定的な手段であるという認識がある。なぜなら、とりわけ地域における社会的ネットワークは、子どもたちを守るさまざまな機能を潜在的に持っているからである。

高齢者だけではなく、子どもの社会的ネットワークでさえも、実際に日々の育児を援助して、親の責任や負担を軽くするし、一

時保護、施設措置、里親委託、養子縁組などにより、子どもたちを地域社会的に再配分する機能があるからである。

顔見知りの密度が予防に有効

すなわち地域社会のネットワークやソーシャル・キャピタルは「顔見知りの密度」(density of acquaintanceship)を増やすので、虐待や犯罪予防にも有効であるという立場から虐待問題にアプローチしたい。

『社会保障制度改革国民会議報告書』がいう「地域の治安にも懸念が多くなっている今日の状況」(p.17)は、いたずらに職場のワークと家庭のライフを強調して、コミュニティの視点を喪失してきたからではないか。

したがって、ここでの図式は、児童虐待の背景としては、地域社会レベルでのソーシャル・キャピタルが低下して、社会的な荒廃が進んだという事実を踏まえておきたい。その意味で、高齢社会でも子どもの虐待死は地域社会の核心的な社会問題の指標になりうる。同時に、一人暮らし高齢者の支えあいもまた、コミュニティネスや地域社会レベルでのソーシャル・キャピタルの現状から構築されるからである。その意味でも、子どもや高齢者への虐待の発生は少子化する高齢社会におけるリトマス試験紙の役割を果たすものである。

次いで、児童虐待の原因としては、家庭の貧困(家族の粉末化・家庭内暴力の日常化・所得の低さ・住宅の狭さ)を確認したい。

第三にはコミュニティを排除したままで、「ワーク・ライフ・バランス」に専一する行政に見る硬直化した社会福祉政策の現状が指摘できる。

札幌での児童虐待相談件数

さて、札幌での児童虐待の相談件数は2009年度が620件、2010年度が478件、2011年度が437件、2012年度が435件であった。これらは具体化すると、ネグレクト、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待にまとめられる。

図2は札幌市の過去5年間のそれらの内訳である。全体的基調は変わらず、ネグレクトが70%で第1位であり、以下、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待の順になっている。ネグレクトは単次元ではなく、分野が複合することが多い。それは子どもの身

体的、知的、情緒的な能力の発達に不可欠であると考えられているものやサービスを子どもに提供しないことである。具体的には、食物、衣類、住まい、安全の確保、身体的および情緒的養育、家庭教育、医学的ケア、学校教育などが該当する。これらの提供や確保は親の義務であり、子どもの権利である。

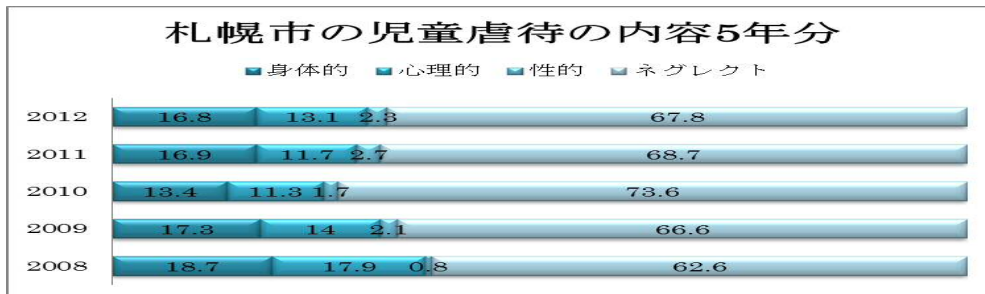


図2 児童虐待の内容

(出典) 札幌市児童相談所提供資料 (2013年6月)

通常の子育てとは、これらを万遍なく親が子どもに提供することを意味する。したがって、子育て支援とは親が行う食物、衣類、住まい、安全の確保、身体的および情緒的養育、家庭教育、医学的ケア、学校教育などの一部を、行政を軸として社会的に肩代わりする行為を指す。

虐待される児童の年齢構成

虐待される児童の年齢構成は図3の通りである。札幌市の5年



図3 被虐待児の年齢構成

(出典) 図2と同じ

間の動向に大きな変化はなく、3歳未満が20%弱、3歳から就学前が20%強、小学生が35%前後、中学生が20%弱という傾向は変わらない。就学前まではネグレクトと身体的虐待が多く、小学生以上になると、心理的虐待が増加する。これは中学生以上では体格の点で親よりも大きい場合もあるために、身体的虐待が難しくなるためである。逆に就学前の乳幼児には言葉の理解力が不十

分であるから、心理的虐待は少数に止まるが、中学生以上ではそれがむしろ増加する。

この内訳は全国調査と同じ傾向を示しており、実母が70%、実父が20%は不変であり、残りがいわゆる義理の父母になる(図4)。しかし、児童虐待の主犯の70%が実母という事実は衝撃的である。家庭内外で発生する子育てに伴うさまざまな不安、負担、痛み、困難がその子の母親に収斂する環境が想定される。



図4 主たる虐待者

(出典) 図2と同じ

すなわち、子育ての主役は母親であるという社会規範のなかで、貧困、家庭不和、病気などの理由によって、十分な子育てができず、その裏返しとしてネグレクトや暴力的な虐待に向かうという構図がそこに読み取れる。貧困そのものが個人の怠慢、病気、労働意欲の低下とともに、もう一方の社会的要因として勤務先の人員整理や倒産による失業が絡んでくる。そのために生活保護やその他の社会的支援が一応は用意されてはいるが、もちろん子育て家庭がもつすべてのニーズを満たせるわけではない。

児童虐待通告経路

児童虐待そのものの予防にとって、児童相談所がもつ機能の重要性は指摘するまでもない。図5は過去5年の札幌市における児童虐待通告経路である。強調したいのは「近隣知人」の通告が半数を超えてきた事実である。ただし、この通告経路は複数回答の集計結果であり、2009年度が736件、2010年度が814件、2011年度は710件、2012年度が940件となった。

病気やけがにより医者診察を受けた際に児童虐待の事実が顕在化して、児童相談所に通報されるとともに、近隣からも同じ児童の虐待の可能性について児童相談所に連絡があることは珍しくない。その場合は2件とも計上されるのである。

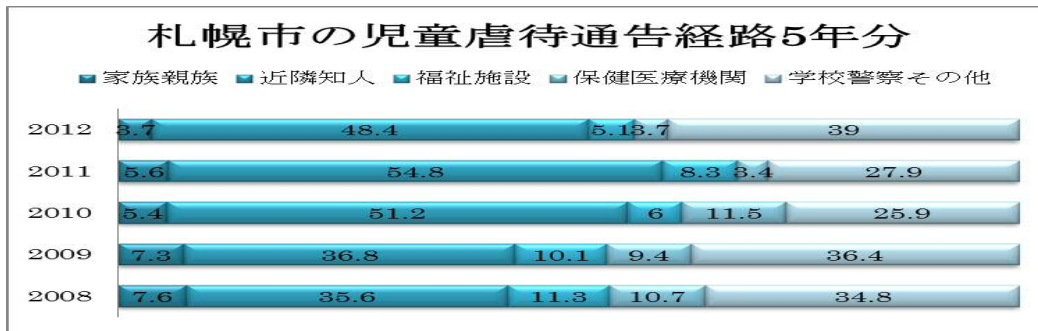


図5 児童虐待通告経路

(出典) 図2と同じ

学校ではいじめと虐待が結び付くことがあり、学校から直接に、または警察が学校から虐待やいじめの事件発生を受けて、警察から児童相談所に連絡されることもある。このような児童相談所制度を通して、子育て家庭や育てられる児童への社会の側からの支援が提供されることもある。

しかし、そのほとんどの子育て家庭では通告に値するような犯罪的な児童虐待は発生しない。これはその家庭が子育てに関して幾分かはアノミーを感じていても、それを払いのける総合的家族力があるためである。無力感を感じても孤立感に苛まされても絶望感が押し寄せても、家族内部の力とともにその家族が持つソーシャル・キャピタルとしての親族、行政、近隣、友人、地域社会などの支援の輪が全体として有効な機能を発揮して、何とか自らの子どもを育てていく。

インフォーマルケアとプロフェッショナルケア

とりわけ「児童虐待の通告経路」では、「近隣知人」の通告と専門的組織である「学校警察」による通告の合計が80%を占めている。前者が地域福祉でいう「インフォーマルケア」に該当し、後者は「プロフェッショナルケア」になる(金子、2009b:190-215)。研修だけでは虐待問題に対処できる専門家は育たないから、私は小学校と中学校に児童福祉や児童虐待の専門職として、「スクール・ソーシャル・ワーカー」の配置が急務であるとみて、少子化で削減された教師定員の枠内で、その増員は可能であると提言したことがある(札幌市社会福祉審議会、2009)。

スクール・ソーシャル・ワーカー

ここに提唱した「スクール・ソーシャル・ワーカー」とは、小

中学校で授業や担任クラスをもたずに、虐待やいじめなど広い意味での「校内社会問題」を専門的に担当する教師を意味する。2009年3月末に北海道教育委員会が発表した資料によれば、道内の公立小中学校のうち、この10年間で統廃合されたのは合計で356校に達する。1999年4月の小学校1545校と中学校752校が、2009年3月には小学校1277校に、中学校664校に減少したのである。

小学校1校あたりの教員と事務職員合計を25人、中学校を35人とすれば、小学校で6700人、中学校で3080人の削減になり、合計すれば9780人の採用減になると予想される。この枠を活かして、小学校に1277人、中学校にも664人の「スクール・ソーシャル・ワーカー」増員を主張したい。

少子化による学級減は全国的な趨勢であるから、このような観点から行政改革の一環として義務教育ではすべての学校に「スクール・ソーシャル・ワーカー」の配置ができれば、学内の虐待やいじめにも効果があると思われる。

この「スクール・ソーシャル・ワーカー」は、養護教諭と同じような特定課題に対応する専門的な役割をもつとする。これまでの追跡調査からみると、保育所や学校がらみの虐待問題ではコミュニティ問題処理力が十分に機能し得ないので、現状を打開するには、専門家による「プロフェッショナルケア」に特化しようというのが私の提言である。

第3節 出生力向上と養育力回復

good life

社会学におけるコミュニティ研究のすべてが人々の福祉やQOLに関係していることは事実であり、「コミュニティという言葉は、good life についての視点に結びつく非常に積極的な意味をもっている」(Bender, 1978:3)という学術的伝統からも明らかなように、ある意味ではコミュニティ論自体が広義の地域福祉研究の基礎をなすといってもかまわない。しかし、コミュニティづくりは希望的観測に止まりやすいので、コミュニティ内の専門アソシエーションによる代替を視野に収めておきたい。

コミュニティの構成要素の観点から、コミュニティケアに密接な要素をあげれば、社会関係(ヒト)になるのは自明である(金子、1982;1997)。この関係は通常「社会的相互作用」と表現され、

そしてかりに空間的限定を受け入れれば、それが「地域性」、また意識面での強いつながりを「共通の絆」と表す（ヒラリー、1955=1978）。

しかし、「都市の近隣における家族の役割が衰弱する時、コミュニティ帰属感は機能的ネットワークに置き換えられる」（Bailey et. al., 2000:41）から、コミュニティ問題解決力は、プロフェッショナルケアを担う専門アソシエーションと個人がもつソーシャル・キャピタルを活用した機能的なネットワークに代替されることになる。

おそらく、「経験的知識に関する理論によって初めて、思考の思弁能力は新たに『現実』に応用され、それと同時に理論と経験的知識の相互関係とのそれぞれの相互補完的役割が形づくられていく」（ベック、前掲書:374）はずであり、少子社会における子育てリスクの一環である「児童虐待」についても、経験的知識と理論との相互関連を読み解くことの意義は大きいであろう。

人間関係の機能による救い

図6ではソーシャル・キャピタルを人間関係として捉え、その機能を大分類として6項目に分けて整理した（金子、2013:69）。まず「救われる」機能は、人間の生命、生活、人生の全般において、他者の存在が本人の健康面での支えになり、他者から金銭面での支援を受け、生きる意欲や喜びさえも引き出すような関係に内在する。人間関係の中でたとえば肺がんの原因をタバコとして

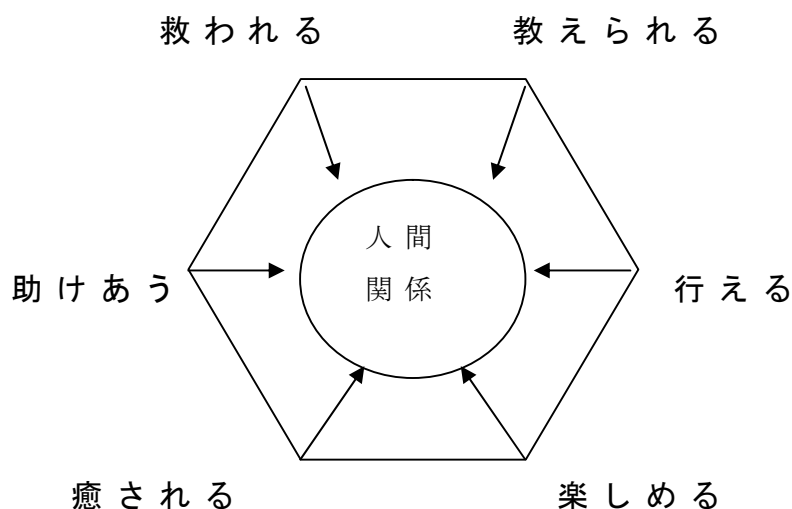


図6 人間関係の機能

言及しあえれば、その関係性のなかで「人は良薬」になる。知識や情報面で等価の関係を維持するには、それなりの学習や努力が前提になる。

金銭面での融通もまた人間関係に付着する機能の代表例であるが、そこには安心と信頼という意識媒体が不可避である。個人がもつソーシャル・キャピタルには、金銭面での支援をもたらす関係が含まれる場合もあり、仮に信頼が得られるなら、そのままそれは金銭関係に転嫁できる。さらに親密な他者の存在が金銭だけではなく、自らの仕事全般の励みになるという経験は、人生の中では珍しくない。ここにいう親密な他者は、家族、親族、友人、同僚、近隣、医師、看護師、ケアマネージャ、ヘルパーなど無数の関係の中で得られるが、実質的には数名もいればいいほうである。

「救われる」関係はまた「教えられる」関係でもある。生活でも人生でも必要な生活の知恵は自らの努力で手に入れるとともに、家族を含むさまざまな他者から教えられることが多い。それによっていくつになっても生き方や暮らし方にも幅ができて、人生が楽しくなる。現代社会では家族、友人、隣人、教師、マスコミなどがこの機能を果たしている。

癒される関係

日常的なストレスが人との交わりのなかで「癒される」ことも多い。家庭生活、学校生活、職業生活などでは、家族、友人、親密な他者、マスコミなどによって、心が豊かになり、気持ちに張りが出て、それらが生きるという意欲を引き出す。

「楽しむ」人生は自分だけではなく、家族、友人、同僚、学友、親密な他者、仲間、隣人とともに創りあげられる。なぜなら、人間関係の中でのみ、積極的な支援（positive help）、援助（assistance）、行動（action）、建設的な示唆（positive suggestion）、積極的美徳（virtue）などを互いに与えたり貰ったりできるからである。

積極的な支援

たとえば積極的な支援が身近にあれば、仕事、労働、活動、学業も「行いやすい」ので、支援を受けた人の生活でも人生でも、生きるうえでの楽しさが追求できる。これには家族、親族、友人、

同僚、教師、親密な他者、同僚、仕事の相手、生産流通消費における二次的関係などがあり、ほとんどの人間関係で潜在的には可能な機能と見られる。

また人間関係には、一方的に「助けられる」だけでなく「助けあう」場面もあり、これは家族、近隣、コミュニティ、企業職場、学校生活、入院生活などのあらゆる人間関係に存在する。すべての老若男女の人生においても、家族、友人、親密な他者、同僚、仕事の相手、生産流通消費における二次的関係、乗り物で隣合わせた人、そして仕事、労働、活動のすべてで「助け合う」関係が生じるところからも明らかである。

まさしく「人間の社会関係は、絶えず結ばれては解け、解けては再び結ばれるもので、立派な組織体の地位に上ることがなくても、永遠の流動及び脈搏として多くの個人を結び合わせる」(Simmel、1917=1979: 21) ものである。

人は良薬

その意味で、ソーシャル・キャピタルを軸とした人間関係による子育て支援の事例分析を行い、「人は良薬」であるという命題を論証して、今後の大都市における子育て環境づくりの方向性を探究することは有効であろう。

団塊世代全員が残らず 65 歳を超える 2015 年に向けて、政治は子育て共同参画社会を軸とする「老若男女共生社会」づくりへの優先順位をあげられるか。結婚や出産の自由を認めあいつつ、社会全体で次世代育成を義務とする社会システムをそれまでに創造できるか(金子、2006a; 2006b)。

この両者に関連する現行の少子化対策について、私の事実判断は以下の通りである。

- ① 子育て間接支援としての行政の保育環境の整備は必要だが、すべての子育て家庭への直接支援も欠かせない。
- ② 政策によって利益を得る際には、可能な限り多くの住民が等しく受益者になることが望ましい。
- ③ 政策の基盤は個人や法人からの租税収入であり、国民負担の議論は不可欠である。
- ④ 国民の利益も負担も公平性が鉄則である。
- ⑤ 利益のみは獲得するが、負担は回避するという「フリーライダー」の発生をなくす方式と組み合わせて、少子化対策は効

果がある。

- ⑥ 個人の利益は社会全体の不利益という社会的ジレンマの発生を防止する。

出生力の向上と養育力の回復

これらの判断から、人口減少社会における都市における出生力の向上と養育力の回復に役に立つような展望を試みたい。

(1)日本では「婚外子」が2%に届かない現実があるので、産む決断をするのは既婚女性のみである。少子化とは継続的に子どもが産まれにくくなる現象のことであるから、その原因を未婚者の増大と既婚者の出生力の低下と判断したうえで有効な対策を創造する。

(2)少子化議論で頻発する仮定法議論ではなにも解決できないことを確認したい。「男女共同参画社会づくりができれば」「生産性の向上が可能ならば」「投資効率が高まるならば」「社会の改革ができるならば」などの仮定法を駆使した少子化議論は無益である。なぜならそこには二重の意味で建設的な提言が皆無であるから。

「男女共同参画社会づくり」が達成されたという判断基準がないうえに、それが少子化対策に資するという証明もない。「生産性向上」も「投資効率の高度化」も「社会の改革の推進」も同類である。これらは少子化をめぐる論調がもつ二重仮定法の代表であり、速やかな方針の切り替えが求められる。

(3)結論が「これから考えるべき」という内容では、生産的な議論はできない。「予算配分で子どもにシフトさせるべき」「皆が考えていかなければならない」「持続可能な家族制度も考える必要がある」「男性を含め仕事のあり方をもっと変える必要がある」「人口縮小のもとでの活力を探していくべき」というような議論が果てしなく続くのでは、何も解決しない。

(4)多様な働き方を主張しつつも、「仕事と家庭の両立」しか国民の選択肢を用意しないという政府の矛盾した固定観念から脱却したい。「仕事と家庭の両立」支援が、個人の「自立度」を高めるとするのは誤解である。「高い自立度」と国や自治体からの支援とは衝突するはずであるから。

(5)先進国では子どもや家族支援の給付水準が高いところほど少子化傾向の改善に結びついているのは事実だが、一般消費税が20-25%であり、国民負担率が70%前後に達しているという事実

触れてこそ、その事実を評価できる。総体的には政府の怠慢、議員の無力、政党の無理解、新聞の政府への迎合、学問の硬直性などが、過去 20 年間にわたり国民をミスリードし、少子化に対する国民の無関心を増幅させたといつてよい。

合計特殊出生率 1.30 台を少子化による社会システムの危機と受け止め、増子化のための出生率 1.80 を念頭に置いた対策を考究したい。従来の子化対策不発の最大の理由は、原因の一つである未婚率の増大に考察すら加えず、個人の自由を宣言する「子育てフリーライダー」という逃げ道を用意していたことにある。これには厚生労働省の頑なまでの姿勢が筆頭理由にあげられる。同時にかつての「負け犬」の遠吠えの扱いに象徴されるように、少子化をひたすら個人のライフスタイル問題に矮小化してきたマスコミの体質がある。

そのような議論には社会的視点が皆無なので、有効な少子化対策案が得られなかった。危機は年金だけに現れるのではなく、「2015 年問題」に象徴されるように、「少子化する高齢社会」全体にも発生する。学問としてもこの事実を正攻法で取り組みたい。

第 5 章 次世代育成の方法と課題

「誰でもつまらぬことを全然言わないというわけにはいかない。困るのはそれを本気で言うことである」(モンテーニュ、原二郎訳『エッセー』(Ⅱ) 筑摩書房 1588=1968:136)。

第 1 節 次世代育成方法論

フランスの成功例

世界で少子化対策が最も成功したフランスでは、合計特殊出生率が低迷していた 1999 年に PACS (pacte civil de solidarité) という、実際は事実婚でありながらも、同性のカップルを含め、婚外同棲者にも一定の民法上の権利を認める民事契約制度が誕生した。

そして、2013 年 5 月には同棲カップルの結婚と養子縁組の合法化法が成立した。もっとも同性婚の反対運動は今日でも根強く行われている。この同性婚を合法化した国は世界の 194 国のうち、北欧諸国をはじめベルギー、スペイン、ポルトガルなどのヨーロッパに多く、フランスは 14 番目の国になった。日本を含む東アジアの文化ではそうはいかないであろう。

少子化対策のなかで「検討すべき複数のシナリオ」の中にフランスの実情を含めるのは正しいとしても、そのやり方が日本でそのまま踏襲できるとは思われない(表 1)。

表 1 日本とフランスの合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39
フランス	1.88	1.88	1.87	1.88	1.90	1.92	1.98	1.96	2.00	1.99	2.01

(出典) 国立社会保障、人口問題研究所『人口統計資料集 2012』、『WHO 世界保健統計 2012』。

確かにフランス男性の初婚年齢は 31.1 歳であり、女性は 29.1 歳なので、日本の場合とそれほどの違いはない。しかし、たとえば国民負担率(租税負担率+社会保障負担率)でいえば、フランスのそれは常時 65% 前後にあり、日本の 40% 程度とは大きく異なっている。加えて 2012 年 10 月時点でも、消費税では 5% の日本とはかけ離れている。フランスでは食料品と書籍が 5.5%、医薬

品が 2.2%にとどめられているが、残りすべては 19.6%が標準である。

また、内閣府の「少子化社会に関する国際意識調査」(2010年10～12月調査)によれば、「希望子ども数にまだ達していない」と回答した人々に対して、「子どもをもっと増やしたいか」という質問をしたところ、フランスでは 79.7%が「増やしたい」と答えたが、日本では 48.8%にとどまった。これもまた制度の相違による文化の差異の一断面であろう。

少子化する札幌

本研究で繰り返し指摘するように、外国の成功事例を学ぶことはもちろん重要だが、その歴史、社会システムの規模、文化などの相違点に留意しないと、むしろ弊害が大きくなる。

その意味で、21世紀の日本社会において、出生動向が変化し、その帰結として合計特殊出生率が低下しつつ、年少人口が合わせて減少する少子化を深刻な問題として受け止めた場合、その最終的な打開策は日本の文化に合致したやり方で工夫するしかない。全国知事会が危惧するように、この20年間の政府による少子化対策を踏襲するだけではその危機は解消できない。

危機はすでに顕在化してきた。32年にわたり年少人口数が減少し、その比率は39年間連続して低下してきた現在、子ども関連マーケットの縮小は顕著になり、業界の正規雇用は手控えられ、それだけ経済的側面の沈滞が進み、国家の租税収入にも影響を与えている。加えて、若い世代の文化力やスポーツ力の低下は深刻であり、学術的には後継者難、スポーツ面では相撲界への参入者の減少をはじめ、記録達成やメダル数においても日本社会には負の影響が出はじめている。

札幌市は、政令指定都市の中で最も合計特殊出生率が低いので、少子化がもたらす原因や対策の研究には適した社会的実験場である。北大に29年勤務するなかで、私はそれを念頭に置き、「少子化する高齢社会」の調査を進め、各種の委員会を引き受けてきた。

小家族化

札幌市や北海道が少子化する理由の第一には、他の都道府県に比べると一人暮らし世帯が多く、平均世帯人員が少ないという意味で小家族化があげられる。国勢調査結果によりそれを見ておこう。

札幌市の一般世帯数は、過去40年間上昇傾向が続いており、1970年の98万7千人から2010年には187万人へと倍増したが、同じ期間に一般世帯数も33万9千世帯から88万5千世帯に増加したため、1世帯あたりの世帯人数は1970年の2.91人から、2010年には2.11人へと減少した。家族類型別の世帯割合（図1）を見ても、1970年に

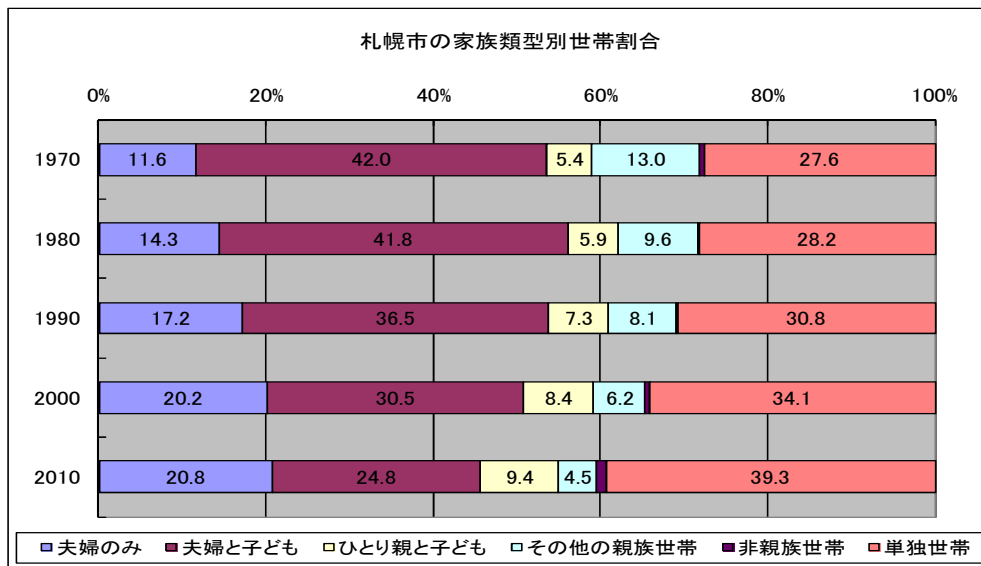


図1 札幌市の家族類型別世帯構成割合ⁱ

42.0%と最も割合が高かった「夫婦と子ども世帯」が、2010年には24.8%にまで縮小し、三世帯同居家族を含む「その他の親族世帯」も13.0%から4.5%に減っている。世帯人数3人以上の世帯割合が縮小した半面、世帯人数2人以下の「単独世帯」や「夫婦のみ世帯」は、一般世帯全体の6割を占めるまでに拡大している。とりわけ「単独世帯」の急速な増加が特徴である。札幌市では「少子化する高齢社会」のなかで、小家族化が同時進行してきた。

第二に、「夫婦のみ世帯」の増加が示したように、二人暮らしの快適さを求める夫婦が多い。必然的に第三として、「夫婦と子ども世帯」が減少して、三世帯同居世帯も少なくなった。第四に、持ち家率が低く賃貸住宅が多いため、住宅が狭い。2008年の「住宅・土地統計調査報告」によれば、札幌市の1住宅延べ面積は79.13㎡でしかない（表2）。ちなみに東京都区部の平均は60.83㎡であり、それ以外の代表的な政令指定都市でも狭い状態にある。これは子ども部屋を独立させにくいという意味で、子育てにも負の要因となる。

第五に、2011年の生活保護率37%に表されたように貧困化が進んだ。これらは相互に関連しており、家族力が弱い札幌市や北海

表 2 代表的な政令指定都市の 1 住宅延べ面積

政令指定都市	1 住宅延べ面積	政令指定都市	1 住宅延べ面積
札幌市	79.13	名古屋市	78.04
仙台市	77.56	京都市	73.44
さいたま市	81.97	大阪市	61.00
千葉市	81.70	神戸市	76.72
東京都区部	60.83	広島市	79.50
横浜市	74.32	北九州市	81.30
川崎市	62.78	福岡市	65.57

(出典) 総務省統計局『統計でみる市区町村のすがた 2011』。

道という社会特性が引き出せる。第六に、地縁のなかで子育てを支えあうという関係が乏しい。

特に地域における子育て支援の問題は、コミュニティレベルでの支援が不十分であるために、それを補うための子育て支援総合センターや児童会館などのアソシエーションとしての行政活動が重要になってくる。この観点から、私はこの 4 年間、北大の社会システム科学講座に所属する学部生と大学院生らの有志とともに、札幌市子育て支援総合センター（以下、センターと略記）と児童会館でのインタビュー調査を重ねてきた（金子編、2009a; 2013）。

質的調査

一貫して行ってきた社会調査は、質的調査に属するインタビュー調査法に依拠した。これには、①対象者の「言葉による語り」が得られる、②インタビュー相手との質疑応答の繰り返しにより、精錬された「ニーズ」が発見できる、③調査対象者の考え方や日常生活行動がきめ細かく把握できる、④調査結果を整理し、総合して、加工すると、有益な情報（仕分けされたデータ集合）になるというような、いくつかの特徴がある。

インタビュー調査法と整理法について、特に以下の 4 点に留意した。

- ① データの把握（生の声の記録、背景の記述）
- ② データの整理（問題意識の確定、仮説の設定）
- ③ データから情報へ（何を明らかにするのかを明示する、記録データの並べ替え）
- ④ 情報の記述と蓄積（何が明らかになったか、調査項目ごとの結論）

札幌でも 2013 年 2 月に調査をした福岡でも、児童会館の活動は就学前の幼児にとって歌って、踊って、簡単なゲームをして、体

操をして、紙芝居をみて、みんなで楽しむ機能をもっていた。その姿をじっくり観察していると、一緒に遊ぶ子どもたちよりも、後ろや横に控えた母親の熱心さが伝わってくる。平日の児童会館に集まれる母親の階層は高く、専業主婦が大半である。児童会館の駐車場スペースはどこでも皆無か数台だから、札幌でも冬場を除けば徒歩か自転車かバスか地下鉄の利用者になる。もちろん雪が降っても子育て支援センターには親子連れが来るし、児童会館の子育てサロンにも参加者がいる。

ここでの仮説は3点にまとめられる。(1) センターや児童会館の利用はその保護者のソーシャル・キャピタルを増加させる機能をもつか。(2) 行政が提供する子育て支援サービスに利用者のニーズは高いか。(3) ソーシャル・キャピタルが増加すれば、子育てに伴う負担が軽減されるか。

これらを念頭において、大学院生や学部生とともに、支援総合センターを利用する母親と父親とのインタビューを継続してきた。現在のところは60名近くに達するが、その記録からソーシャル・キャピタルについては、次の実態と評価が得られた。

インタビューから浮かび上がってきた特徴

母親はなぜ我が子をそこに連れて行くのか。いくつかの結果からまとめると、

- ① 児童会館での遊びや指導に関心を持たない我が子に正対して、歌や踊りにかかわるように子どもを方向づける意欲が、そこに参加する母親には強く感じられる。
- ② 紙芝居でも歌でも踊りでも、母親と一緒に楽しんでいる様子が窺える。
- ③ 自分の子どもに関わりながら、周囲の母親とともに子ども全員への視線が行きとどいている。
- ④ 母親は幼児の介添え役というよりも、幾分かは自らが歌や踊りの主役になっている。
- ⑤ これは経験の共有に結びつき、そこからいわゆるママ友への機会が自然に増える。
- ⑥ 会場は市の施設の一部であり、社会的共通資本とし理解できるが、そこでの歌や踊りによって、ママ友や職員とのつながりが強化されて、結局は社会関係資本の拡大に寄与するという機能が読み取れる。

- ⑦ 子育て支援センターや児童会館の機能が要するに「子どもの遊び」だから、少子化する時代ではその規模やスタッフの人数を縮小してもいいということにはならない。
- ⑧ 子どもの遊びは母親同士を密着させ、児童会館で社会関係資本を作り出す大きな働きをしている。
- ⑨ 但し、平日の午後にその会場に出かける階層の母親は限られていることには留意しておきたい。
- ⑩ センターも児童会館もこどもの遊びを提供するが、母親のストレス解消とママ友へのきっかけになり、その経験は父親を含めたお茶の間の話題にもなる。
- ⑪ 行政が提供する公助が、市民同士の自助や共助を引き出す契機になっている。
- ⑫ 誰でもが自由に使える公的施設利用による子育て支援活動の意義は極めて大きい。
- ⑬ そのなかでの楽しさ、喜び、社会的機能を母親間で共有することは、すぐ後に控える結婚を考える世代としての男女に知らせることの意義は大きい。
- ⑭ なぜなら、子育てに伴う数多い「些細な苛立ち」がこれまでの調査結果から精選された情報の主流であったからである。

おもしろし、食事中に席を立つ、ご飯をこぼす・残す、反抗する、反論するなど、母親だけではなく、父親もまた子育て環境のなかで直面する幼児からの反応の一部であり、周知の事実に属する。もちろんこれは親としては不安であり、負担でもあるが、就学前の幼児の育みは決してそれだけには止まらない。

負担や不安の解消

したがって、第二の課題はそのような子育てに伴う負担や不安の現状を理解して、その個人的社会的打開策を探究することである。専業主婦が子育てを自分一人でやっていると、孤立感が深まることが多い。とりわけ札幌特有の三世帯同居世帯が非常に少なく、夫の帰りが遅い状態では、専業主婦はその種の観念から逃れられなくなる。もちろん親と同居の場合でも、子育ての仕方意見が合わず、世代間対立として嫁と姑の問題や母娘間のコンフリクトが強まることもある。

しかも一人での子育てに特有の負担感からも自由ではない。私た

ちは負担を経済面、精神面、身体面、時間面の四点に分け聞き取り調査をした。その結果、負担の原因には二種類が大別されることが分かった。

一つには子どもの行動や態度に原因がある。二つには親として育児以外の時間が足りないなどの焦燥感が負担感に直結することがあげられる。これらの現状を踏まえて、その緩和の方策としては「交友関係の支えが負担を凌駕する」という事実が指摘できる。さらに、センターや児童会館は、就学前までの子どもをもつ母親同士が知り合う機会を提供する。また、利用する母親たちも自然発生的な親密な集団を形成している。そして、センターや児童会館での出会いが、利用者同士で豊かな子育ての知識と智恵の交換のきっかけになる。

ソーシャル・キャピタルの形成

アソシエーションとしての子育て支援総合センターや児童会館利用者の母親のうち大半が新しい知り合いを得て、それをコミュニティレベルにおけるソーシャル・キャピタルとして相互に活用している現状が把握できた。すなわち仮説(1)は支持された印象を受ける。

しかし、この仮説は父親には非該当であった。なぜなら父親はその妻と一緒に来ることが多く、父親同士は知り合いになりにくいからである。ましてそれがソーシャル・キャピタルに発展するという効果は、これまでの調査では認められなかった。すなわちセンターや児童会館利用によるソーシャル・キャピタル拡大には、男女の相違としてジェンダーによる違いがあるように思われる。

次に、行政サービスについての回答をまとめる。

- ① 子育て支援総合センターは12月29日から1月3日までが休館で、残りの年中無休の開設は素晴らしい。
- ② 利用できる曜日が限定される地元施設は利用しにくいだが、センターはそうではないから助かる。
- ③ センターは子どもを遊ばせるためとともに、母親である自分が休むためにも有益である。
- ④ センター以外にも、子育て中の親や家族に理解のある商業施設やサービスが欲しい。

母親の精神的負担感

さて、子育て支援総合センターや児童会館での長時間インタビ

ューで、子育て中の母親に精神面での負担感が大きいことも判明した。まず、現在進行中の子育てを担当するのは自分一人という、強迫観念をもつ新米ママが多い。

第二には、精神的負担をひき起こす原因の一つは子どもの行動や態度であり、もう一つは母親が感じる元の職場や社会活動との乖離感および総合的な焦燥感であった。前者は子どもの生育過程に伴う反抗期にうまく対処できない新米ママであるから、ソーシャル・キャピタルも含む交友関係の支えにより、精神的負担が軽減することがある。この辺りは無子家族では理解しにくい負担内容であろう。

ただし、子育て経験者のアドバイスでも親の援助でも、新米ママの精神的負担が解消されないことがある。しかしこれには、同じような経験をもつ同世代の母親によるアドバイスと支援が有効であるとの回答が寄せられている。

第三に、子育て中には、自分の時間が足りないという時間面での負担感も根強い。その際に、周囲からの子育て支援があれば、時間面での負担感は軽減するというインタビュー結果が得られた。とりわけ働く母親にとって、子どもを安心して預けられる認可保育施設が不安解消の要件になっている。同時に、子どもの病気やケガに速やかな対処が出来る職場内環境も求められるが、これには勤務する企業の体質や財務の制約も大きく、それほど高いニーズとはなりえていない。

また、子どもがゼロ歳から2歳までは、8割程度が専業主婦である母親によって在宅で育てられる(第1章)。そのような母親がセンター来所者には多いが、この層は金銭的な直接支援サポートを求める傾向が強い。なぜなら、たとえば紙オムツ費用が嵩むからである。

0～2歳までの在宅育児率は半数以上

在宅育児の理由の筆頭は、自分の子どもだから、2歳くらいまでは他人任せにしたくないという母親の判断による。そして子育ての手伝いの範囲も、せいぜい祖父母までしか想定していない。もちろん子育てにはつらさばかりではなく、在宅での育児に伴う喜びも大きい。なかでも子どもとお風呂の時間が幸せという回答が複数あり、3人の子どもと一緒にお風呂に入って10まで数える間の数十秒に喜びを実感できる幸福を表明した母親がいた。

おもしろしをしたり、食事中に席を立ったり、ご飯をこぼしたり、おかずを残すという「些細な苛立ち」がある反面で、子どものお風呂体験や言葉を少しずつ発する子どもの成長過程を楽しめる「些細な幸せ」も、インタビューのなかで獲得できた。これら子育てに伴う喜びの側面は若い世代にも正確に伝えておきたいことである。

コミュニティ論からすれば、児童会館の子育てサロンに時々でも出かければ、自然に顔を合わせられる同じ世代の人と深く付きあうことになり、ウェルマンがいうように、コミュニティは喪失でも存続でもなく、その出入り自由（community liberated）は確保される（Wellman, 1979=2006）。子育て支援総合センターの利用者範囲は全市域に及び、一部は隣接する江別市や石狩市の居住者であったから、特定の範囲でコミュニティ関係が生じることはないが、全市で104の児童会館と67のミニ児童会館の利用者は徒歩圏内の居住者が大半であったから、ソーシャル・キャピタルが狭域の中でも作り上げられやすい。そしてそこからコミュニティ関係創造の可能性が出てくる。

第2節 子育て負担感の現状分析

社会的ネットワークの機能重視

ここでは、社会的ネットワークと育児の幅広い社会化こそが、子どもの虐待を防止する決定的な手段であり、社会的ネットワークは、子どもたちを守るさまざまな機能を潜在的に持っているという立場を取る。虐待防止にも子育て支援にも被支援者を取り巻く社会的ネットワークの機能は有効であるから、二重の意味で実際に子どもをめぐる社会的ネットワークの現状を具体的な調査によって確認する。

一般に社会的ネットワークは、

- ① 実際に日々の育児を援助して、両親の責任や負担を軽くする
- ② 一時保護、施設措置、里親委託、養子縁組などにより、子どもたちを社会的に再配置する
- ③ 社会的ネットワークがもつ集団的標準を個々人に提供し、その基準が順守されているかどうかを監視する

という機能を持っている。ただし、逆に作用する社会的ネットワークもあり、一緒に虐待に加担する親族などの社会的ネットワー

クも珍しくないことにも留意しておきたい。

この際に重要な項目は個人を識別できる情報として、性、世代、居住地、階層、親と同居の有無という5点の存在が挙げられる。インタビュー調査でもこの5点を尋ねることにより、調査結果の精度が向上するために、意見聴取の際にも意を注いだ。

育児の負担感

最初に「育児の負担感」についてまとめておこう。私はこれまでの調査結果を基にして、それを時間的負担、身体的負担、精神的負担、経済的負担として類型化してきた(金子、2006:31)。この観点からインタビュー結果をまとめると、母親たちから最も多くあげられた回答は、「育児の時間的な拘束」に関わる負担であった。育児に追われ、夫との時間や自分の食事や身支度、趣味や買い物など、自分自身のことをする時間的余裕がなくなることや自分のペースが乱れることが、精神的負担の原因になっている。

まず負担に感じることとして、「自分の時間が持てない」が多く、次いで「一人になりたいと思うことがある」というように子どもから手が離せず、自分の時間を確保できないことが挙げられた。複数の母親からは「子どもの夜泣きで、睡眠不足」もあげられた。「食材を買いに行くとき、あるいは試着するとき、不便なので、仕方がなく通販を利用している」は現代消費の一面をのぞかせた。

「忙しすぎて、手が空いていないときもあるので、家事の間、子どもを泣かせるしかない」には罪悪感さえ窺える。「ずっと子どもと近くにいると気が詰まってしまってイライラする」、「双子を育てているので、両方一緒に泣かれると『誰か助けて』と思う」、「自分が具合悪いときに休むことが出来ない」など、子どもに対して自分一人しか世話をする人がおらず、誰にも頼る事が出来ない閉鎖的な境遇に負担を感じる人が多かった。その延長上にはネグレクトが待ち構えているが、アノミー論ではこのような負担感 は孤独感や絶望感に直結する。

深刻な孤立感

とりわけ孤立感は深刻であり、「子どもと二人きりで、リフレッシュの時間がない」、「自分が病気の時、あるいは出かけたとき、子どもを見てくれる人がそばにいない。頼りにできる人がいない」、「遊びたい気持ちがあっても、一時保育も使えるけど、そこ

までして遊びに行けない」というような言明がインタビュー記録には残っている。子育てする親の周囲がどこまで孤立感を緩和できるか。

しかし、「基本的に他人からの協力は得られないので、常に子育て中は閉鎖環境にいる。子どもには自分しかいないと思っている」というように、孤立感を甘受しつつも子育てに使命感を表す母親もいた。これはアノミー指標における無意味感の裏返しであり、そのまま子育ての幸せ感にも隣接する。この個人的応援が社会的に可能か。

たとえば「言葉を覚えて会話ができるようになった」、「全部ご飯を食べてくれたとき」、「笑ったり、ハイハイができるようになったとき」、「寝顔や笑顔を見ているとき」など、子どもとの暮らしにある少しの瞬間に幸せを感じるという意見も多く見られた。

ただし、それでも負担感が重い。たとえば、夜泣きや、癩癩、反抗など「子どもの行動」に対処することが、寝不足などの身体的な疲労を伴い、最終的には「イライラ」といった精神的な負担感に繋がっている。さらに、妊娠や出産、授乳によって母親の身体に生じる「生理的な要因」も身体的、精神的な負担に関係している。「離乳食を食べてくれない」不安感も少なからずみられた。

身体的負担

子育てに対する身体的負担は、特定の状況で感じるものと常に感じるものの二通りに分けることができる。特定の状況で感じる身体的負担は以下の通りである。

「自分が体調を崩した際、どこかに預けたくても預けられずに苦労した」、「子どもが暴れるとき」、「昼間、子どもを遊ばせないと夜中起きてしまい、自分の睡眠時間がたりなくなる」、同じく「ほぼ毎晩、夜中に母乳をあげなくてならないため、寝不足が続く」、「夜中起きだすと3時間くらい遊びだす」など、乳児期特有の昼夜逆転の苦労と負担が多く母親から出された。

「子どもが風邪を引いた時と同様、自分が風邪を引いた時も辛い」という回答にも考えさせられる。「常に子どもにつきまといられる」は喜びの場合もあるが、自分の時間が得られないという辛さとも同居してもいる。しかも、親族が近居していない核家族の子育て世帯では、特に夫が長時間労働や単身赴任などで家にいない場合に、身近なサポートが得られないために、「孤立育児」の状態

に陥り、これが大きな身体的・精神的負担を引き起こすと考えられる。それがますます大都市特有の「孤立感」を深め、「育児ノイローゼ」のリスクを高める原因ともなる。

働いていた母親からは、「自分が一人目を産んだ後、職場に復帰したが、長い間席を外していたので、後ろめたい思いをする。二人目を作ると、また迷惑になるし、職場もそういう雰囲気じゃないので、たぶん二人目が産めない」が代表的な意見である。

経済的負担

育児の経済的負担としては、子どもの「養育費」があげられる。全体的には就学前の子を持つ保護者が大半であったためか、「まだそこまで金銭的負担はない。幼稚園に入ったらかかるのかなと思う」など、大きな経済的負担はないという意見が多かった。また札幌市の「私立幼稚園保育料補助」を受けている保護者も、「幼稚園費用は、毎月助成金があるので、負担とは言えない」と回答した。しかし、市立幼稚園の月謝8700円に対し、私立は月額2~4万円かかることを受けて、「私立幼稚園が高すぎる。義務教育のようにしてほしい」、「幼稚園に二人入れるのは高い」など、費用負担に関する意見は少なからず聞かれた。確認できた大きな傾向を整理すると、

① 自分の時間がない（精神的負担）

最も多くみられたのは、子供と一時も離れられないため自分の時間がないという意見であった。ショッピングや美容院、レジャーなど、気分転換をしたり、自分のために時間を使う機会が減少するという悩みが多い。これらが子育てをする親にとって最も大きな負担であるということが分かった。また、余暇活動の時間だけでなく、子供がいるために働きたくても時間がなく、働けないという意見も聞かれた。

② 睡眠不足（身体的負担・精神的負担）

①に次いで多かったのが、子供の夜泣きを主な原因とする睡眠不足であった。子育てをするうえでは避けられない悩みではあるが、身体に負担がかかることにより結果として精神面でも悪影響が及ぶことが考えられるので、簡単に見過ごすことのできない問題となっている。

③ 子どものけんかやわがままなど、しつけ等に関する悩み（精神的負担）

第三位の回答が、子供のけんかや外出先でわがままを言うなど、しつけに関する悩みだった。これらは子育てをする親を取り巻く配偶者・友人・親族との連携が、問題解決のためには重要であると考えられる。「子どもが泣いていても、言葉がわからないため辛い」は「物事を教える際、子どもがなかなか理解してくれず苦労する」と同じ種類の不安感である。「自分の気分で我が子を怒る時がある。度々、後悔している」は親ならば誰でもが経験してきた後悔であろう。また、その他の少数意見としては、「複数の子どもがいるため子育てが体力的に厳しい」（身体的負担）という回答も見られた。

ほとんどの調査員からは、「意外にも経済的な支援を求める声はあまり聞かれなかった」という報告で寄せられた。しかし、これは札幌子育て支援総合センターを平日の昼間に利用する母親は比較的経済的に余裕のある階層に帰属している可能性があるためと、子どもが乳幼児期に属しているので、教育費の負担がないからである。

第3節 子育て支援施設の評価の構造

施設の評価

利用者の満足度が高い子育て支援総合センターやエルムの森児童会館その他は、利用者によるどのような評価の構造を持っているだろうか。札幌市でのインタビュー調査ではソフト面とともにハード面の内容までも項目に加えた。共通した回答として総合すると、開放型施設であることへの肯定的な評価が強いこと、利用する母親間にはママ友づくりの可能性に富むこと、そこからソーシャル・キャピタルの増加が予想され、そのまま利用者には新しい人脈の活用が期待されていることなどが指摘される。

各施設の評価項目としては以下の三点に絞った。

- ① 公的施設そのものについての評価
- ② 子どもの遊び相手の有無
- ③ 母親がママ友を得るか、また獲得したママ友との親密な関係が維持できるか

子育て支援施設内部だけではなく、そこまでの交通手段や隣接する設備についても調査した。

好意的な施設の評価

施設そのものに対する評価は、どこでも好意的なものが多かった。子育て支援センターでは、広いスペースや玩具の豊富さ、利用可能日の制限が少ないことが高い評価につながった。内部の空間については、子どもが自分で動き回るようになると狭いかもかもしれないが、乳幼児ならば広さには問題がない。また、設備の清潔さ、安全性が挙げられていたことも特徴で、「施設の清潔さは、利用を決める一番重要な条件」や「広くて見通しがよいので、子ども2人を同時に遊ばせられる」と評価された。

遊ぶための空間と遊び相手の存在への期待や、「一人ではつまらないから兄弟姉妹がいるようにしたい」といった回答からも、空間とそこを利用する人々の存在が重視されていることが窺える。特に冬期は、各施設の利用者から異口同音に遊べる場所の減少を危惧する声が聞かれたので、乳幼児期の子どもが思い切り遊べて、運動することができる街中施設は、今後とも札幌の子育て空間としても貴重な存在である。

内部設備については、自宅などでは保有していない玩具や道具がたくさんあり、自由に利用できる開放性が高い評価を得た。これは母親による種類の多さと清潔さなどの設備面の評価を押し上げるとともに、乳幼児がそれらに飽きないし、スタッフの努力によりそれを用いた新しい経験が得られるという連結した回答に結びついた。また、「子どもの成長は日々実感できる」が、それが公的な施設や設備を経由した「遊びの中で成長を実感する」という意見も得られた。これは将来への希望につながる。

スタッフの真摯な姿勢にも評価

また、施設での人間関係についても好意的であり、スタッフの真摯な姿勢には評価が高く、乳幼児でも施設スタッフを慕う傾向があることが語られた。したがって、「少し目を離してもスタッフがみているから安心」という回答も出た。スタッフが施設内で行う対応全般が好意的に捉えられている。これは札幌だけではなく、福岡市の中央児童会館でも確認された。

どこでもリピーターは確実に存在しており、新たな人間関係としてのママ友の獲得が挙げられた。母親同士の会話の機会を得られることが、親たちの関係の維持とともに子どもの関係もまたできることも評価された。同年齢の子ども間では、それぞれの母親

が「子どもにも兄弟姉妹がいるようにしてあげたい。一人では寂しいから」と積極的に関わろうとした事例も複数存在した。

人は良薬

その延長線上にママ友を初めとする母親の人間関係がある。「人は良薬」だから、良質なソーシャル・キャピタルは双方の安心感や満足感を増幅させ、子どもの病気やしつけなどを相談できて、不安解消に結びつき、孤立感を減少させる。「他の母親と話ができるから気分が楽になった」、「子どものしつけで、話しあえるので安心」などの利点があげられた。

相談相手としては祖父母も挙げられているが、相談の内容はママ友と祖父母で異なっている。祖父母の場合には、子育て関連情報が古いこと、または近くに居住していない場合には実際に子どもを見ていないために、話が伝わりにくいなど、内容や個人の状況によって、日常的な支援にはならないことがある。但し、インタビュー相手の多くは親の支援があることは有利だと認識しており、近居・同居の場合には、積極的な利用がみられる。祖父母が預かるなど、手を貸せる状態にある場合には、それが支援として認識されていて、母親の無力感は認められなかった。

いずれの施設でも、身内と他者を問わず人との接触が重要な要因となっていて、母親が家族以外の他者と接触することによる負担解消が窺える。また、「施設では子どものことだけみていればよいので、家事などから離れられる」というように、施設利用の積極的意味を挙げる人もいた。接触会話する他者とは、ママ友、別居の両親、義理の両親、施設のスタッフが含まれるが、部外者の調査員でさえも「話をすると気分転換になる。話が出来てよかった」という感想が寄せられたことには驚きを禁じ得ない。これはアノミー指標「無意味感」の裏返しとあってよい。

施設自体に対する不満はあまり聞かれなかった。若干の不満としては、「駐車場から施設内に直接入れるようにしてほしい」、「サロンの時間を変えて欲しい」があった。また、児童会館子育てサロンについては、もっと時間や回数を増やしてほしいという要望が聞かれた。

行政への要望

施設についての不満は少ないものの、行政による育児支援全体

の要望はもちろんある。各施設で共通して挙げられたのは、そこに通う親子の移動への配慮不足である。出された例としては、「地下鉄駅のエレベーターはすぐ使える場所には無いことが多い」、「百貨店などで、入るのは比較的楽だがその後が動きにくい。地下歩道も便利だが、出入りは大変」などであり、主に上下方向への移動による負担がのべられた。

次に挙げられたのは、一時保育など保育施設の機能整備である。今後、母親が再就職する際など、一時的にでも子どもの預け先として使える施設が少ないことへの危惧や改善への要望が繰り返し聞かれた。

子育て施設の利用目的には、今回のインタビュー調査結果からは、育児支援施設そのものへの評価と、そこを活用した友人関係の形成などによる主に精神的な安定感に関する評価の二機能が確認された。前者が公的な面であるのに対し、後者の支援は非専門的な側面に該当し、自分の利用意思に左右される支援形態である。

施設に対する評価は、施設の利用者が、スペースやスタッフの質、設備など、公的な面から保障された安全な空間として施設を認識しているとまとめられる。その中で、個人の利用関係を利用・形成することで、施設そのものに加え、ネットワークへの接触、利用機会を得ていると考えられる。

他者との接触

後者については、育児において家庭外との接触が親子双方にとって重要なために高い評価を受けたのであろう。母親の精神面の負担解消という意味でも、ママ友を含む他者との接触を得て、その関係を維持することで、それを提供してくれる支援施設への肯定的な評価につながる。また、子どもたちの関係をみてわかる「初めて」の相手への関心や、同じ年の子どもが自然に関係を結ぶ機会を得る場所としてみられている。同時に、そこは親の間で子育て情報などが飛び交う機会でもある。

自らの育児で感じたことを、他者しかも同じ状況にある母親と共有することで、精神的な負担感が緩和できる。即ち、親も子どももそのネットワークの窓口として、子育て規範の標準的規範への接触の場として施設が捉えられる。子どもにとっては社会化の初期段階の経験として、母親にとってはいったん途切れた社会との繋がりを得るための機会を提供する機能を、センターや児童会

館という施設が担っている。

同時に、「あまりに長い間、子どもだけとの関わりが続くと、お互いに参ってしまう」という母親からの回答にもみられるように、親と子・夫と妻など、関係が単一でごく近い対象だけの場合は、その内部的な関係を強める（bonding）効果はある一方で、外部との橋渡し（bridging）効果が得られずに、自己閉鎖性につながる恐れがある。

「アクセス」の重要性

ここで、必要な支援に挙げられた「アクセス」の重要性に着目したい。調査結果からも、施設までのアクセスとしては、公共交通、駐車場、施設内エレベーターの位置などが問い直される。その他の交通機関や移動に関する質問をすると、「交通手段の不足や不備を認識している」ことも分かった。居住地から施設までの移動は、施設来訪だけではなく、その途上に日常的に必要な買い物などのニーズ充足を含んでいる。

交通面に加えて、施設や支援などの情報面へのアクセスを同時に考察すると、「外出する（遊びに行く、日常生活として子どもと一緒に出掛ける）ことでアクセスの大変さが認識出来た」という回答になる。

施設内で実際に会う相手はどのような属性にあるか。まず子育て支援総合センターでは、同じ年頃の子どもを持っている母親たちおよびその子どもとの関係がみられる。そこから子育て支援ネットワークに育つかどうかは分からない。なぜなら、一人の調査員の場合、質問で得られた実際のネットワーク形成は、14人中1人のみとなっていたからである。

「ちあふる」など他の同じ形式の公営施設の利用についても、「知人と一緒ならばよいが、知らない人しかいないとわかっていると行きにくい」、「仲間と連絡を取り合って、行く場所を決めている」というように、知人の存在が想定されている。既存関係を利用する際には、事前に何らかの手段でコンタクトを取り、利用時間の調整がなされるのが普通であった。年中無休であることの逆機能として、特定の個人との接触機会は限定されているからである。

出合いの機会の限定

出合いの機会の限定は、子育て支援総合センターの場合個人的な事情によるが、逆に児童会館では開催日が設定されているため、それに合わせるという意味での公的な制約が認められた。

いくつかの児童会館では、来訪者の居住地が徒歩圏内であったのに対し、子育て支援総合センターでは遠距離に拡大していた。とりわけ徒歩圏内の児童会館では、地域の子育てサロンなどでの出合いをきっかけに、子どもを得てから形成されたネットワークが利用されている。この関係は、子どもにとっては第一次集団への発展が期待されるもので、親にとっても「親密な他者」とみられる第二次関係になる。ここでは、センターとは逆に、元からの友人関係を利用するケースは殆どみられない。その意味で全市の中学校区にある児童会館は「移動の負担」が少なく、そこで形成される「ママ友」はサロン以外の日常生活でも確実に機能する。

全体の傾向としては、多くの利用者が現在の施設の状況に満足していた。区民センターや児童会館と併用しているという利用者も、子育て支援総合センターほどの設備が充足された施設はないとのべていた。特に評価が高かったのが以下の二点である。

まず開館時間が長いことが指摘される。午前中のみ・午後のみというのではなく、9時～17時まで開かれている点、および年末年始を除き土日・祝日も開館しているという点で評価が高かった。

内部的にはおもちゃが豊富という評価基準が使われた。子育て支援総合センターには、各種おもちゃや絵本など子供を遊ばせる道具が多く用意されているという意見が聞かれた。

子育て支援総合センターに対する要望

一方、センターに対する要望としては、以下のような声が聞かれた。食事のできるスペースが狭いことが筆頭にあげられる。センターで昼食をとる利用者からは、もっと食事のできるスペースを増やしてほしいという要望が寄せられた。

また、近くまで自動車で来館する利用者にとっては、駐車スペースに問題があるという意見が見られた。センターや子ども未来局の方針もあり、駐車場の拡張は困難であろうが、遠方からの利用者のなかにはそのような声を出す人もいた。

さて、道外から転居してきた母親が最も行きやすい場所として、近場の施設として児童会館を選んでいった。「来たばかりで何もわか

らなかったが、ここ（児童会館）に来るようになって、話ができる人を見つけることができた。知らない土地だったから、もし（話せる）人がいなければ、どうなったかわからない」というように、「新参者」にとっては、近所にある施設が精神面の負担軽減に大きく作用していることが窺える。新たな日常の中でも人間関係が得られており、児童会館は新たなネットワーク形成に寄与していることがわかる。社会的共通資本が社会関係資本のインキュベーター機能を持っているという証明が得られたとあってよい。

第4節 支援構造とママ友ネットワーク

直接支援と間接支援

子育て支援構造は、地域組織や民間企業・NPO、そして国や自治体が行っている「制度的支援」と、夫や親族、ママ友、近隣の人が母親に対して行っている支援である「関係的支援」に大別される。それらから引き出される支援機能は、(A) 母親の育児行為を直接的に肩代わりする「直接的支援」と、(B) 母親がそのまま育児行為を行えるように援助する「間接的支援」に分類できる。さらに、それぞれの支援機能は、パーソンの行為論における「道具性」と「表出性」の区別を用いて、①目的達成のための労働、情報、物資、手段の提供が主機能である「道具的支援面」と、②情緒や認知、知能への働きかけが主機能である「表出的支援面」から捉えられる（パーソンズ、1951＝1974）。これらをまとめると表3を得る。

表3 支援の分類

		直接的支援	間接的支援
制度支援	道具的	A	E
	表出的	B	F
関係支援	道具的	C	G
	表出的	D	H

行政にとっての子育て支援の筆頭は、支援総合センターや児童会館や保育所など制度に基づく施設がどのように機能しているかにあり、表3ではAに分類される直接的制度的支援がその代表例

になる。すでに施設そのものについての評価は紹介したので、インタビューの際に特に要望が強く出た一時保育を含む「預かり」機能についてまとめてみよう。

道具的な支援

子どもの一時保育に関しては、発達教育など表出的側面を含みつつ従来の幼稚園や保育所による道具的な支援が一般的に求められている。ある時間帯で、どうしても二時間程度の一時保育がほしいという日常は珍しくないからである。自治体の保育所や民間保育所などで実施されている一般的な一時保育については、すでに関係的支援の代替として緊急時や母親のリフレッシュ目的でかなり頻繁に利用されている。

それに対し、NPOなどが運営する活動型一時保育については、母親が週に一回自由な時間の確保を目的に活用したり、再就業のきっかけや幼稚園入園前の集団保育を目的として活用されていた。

もちろん一時保育の問題点は多い。たとえば、「料金が高いので、自分のリフレッシュのために利用するのは贅沢と思う」は代表的な意見である反面、「買い物などで利用したいので家の近くよりは、街中であってほしい」など、立地場所やサービスの利便性さらに受け入れる側の一時保育の質への不安などが指摘される傾向は、2009年の調査以来変わっていない。

次に、制度面における間接的支援についてまとめておこう。支援総合センター、児童会館、保育所などで日常化されている保育士・看護師・栄養士による子育て講座、情報紙、子育て支援情報サイト、家事ヘルパーサービス、遊具施設などへの利用者満足度は総じて高い。これらは道具性に富んでいて、利用者に情報提供、育児講座、家事支援、遊び場を提供してくれる制度的支援の核をなす。

表出的支援

他方、表出性に富む専門的相談や母親のリフレッシュ支援などもまた、保育士や保健師による講座が用意されているので、こちらもまた評価が高い。たとえば支援総合センターでは、離乳食や遊びなど育児に関する各種の講座や母親のリフレッシュ講座、専門家による育児相談を実施するなど、道具面でも表出面でも必要な支援活動を提供している。

また、表出的サポートとしては、「保育所の先生には毎日会うので、子どもの行動などについて話す」、「下の子ができてから、上の子と下の子の仲が悪くて困った時に、子育ての電話窓口相談したことがある」など、専門家による育児相談に対するニーズは大きい。ここには保育の専門性への信頼が認められる。

ただし、「家の近くのサロンは狭く、開放時間が短い」、「保健センターの育児相談を予約して数カ月待った」なども聞かれたので、制度的支援は地域間のサービス差の是正や利便性の向上が今後とも行政の課題としてあげられる。

どの施設に託児をするかを尋ねたところ、多様な回答が得られた。たとえば「子育て経験者に預かってもらいたい」という人のレベルでの要望が一方にあり、他方には「保育所などの公的施設の保育士にお願いしたい」という制度重視のニーズが拮抗した。「安全なところがよい」のはどちらも当然だが、「お金はかかってよい」という意見とともに「できるだけ安い方がありがたい」までの幅が認められる。

一時保育

一時保育の施設としては圧倒的に「保育所」が多い。そのうえで「目が行き届く人数で託児しているところに預けたい」や「家族で店を営業しているので、店の都合から夜10～11時まで預かって欲しい」などばらつきも多く、専門性、料金、安全性、緊急性、託児人数、時間帯などさまざまな要望が聞かれた。

保育施設以外に「預ける相手はいる」と回答した場合には、直接的関係支援として表3のCに収斂する傾向がある。「下の子の出産の時には主人に預かってもらったが、他はよっぽどのがないと預かってもらえない」、「年に二回くらい夫に預け、美容院に行く」、「友人の結婚式などがあれば、母に見てもらおう」、「半年に一回ずつ、友人と兄嫁に預けて、自分は病院に行く」といったように、年に数回どうしても外せない事態や一人になる必要があるときのみ、この直接的関係的支援を活用しているというのが実情であった。

支援の代替

直接的関係支援による「支援の代替」の実態については次のことが明らかになった。その支援が直接的な応援となりうる道具的

支援面に関しては、夫や親族、ママ友による子どもの世話、送迎、預かりが、母親の支援を直接的に代替する。「夫が子どもの寝かしつけや、おむつの交換をしてくれる」、「休みの日などは、着替えなど上の子のことは夫がしている」、「平日にできる時は夫がお風呂に入れさせたり、ご飯を食べさせたりしている」、「資格の勉強をする二時間くらいの間、主人に預ける」などは、配偶者が直接的で道具的な場面での支援を行う事例である。

親族もまた道具的支援に関与する。「子どもが風邪をひいた時など保育所に預けられない場合で、仕事がある時に、親に預ける」、「美容室に行く時や結婚式など用事の時に実家の親に預ける」、「実家でお風呂に入る時は、母に子どもを渡してタオルで拭いてもらい自分はゆっくり入る」などは親族が道具的な支援としての有効な機能を果たしている例となる。

子育て支援の認知や満足度に関連する表出的支援面に関しては、子どもの遊び相手や、子どもの教育、しつけを母親に代わって行う応援が母親自らの負担を軽減していることが指摘できる。「家にいる時には夫が子どもと遊んでくれる」、「土日に公園に連れていき、遊んでくれる」などは表出性に富む支援になる。

支援の代替にみえる限界

しかし、道具的でも表出的でも支援の代替にはいくつかの限界がある。なぜなら、夫の職場における長時間労働や休暇を取りにくい環境が残っており、夫による家庭内支援を不定期的で時間限定的なものにするからである。子どもや妻が病気の際の休暇は「忙しい時期でなければ有給をとれる」という意見がある一方で、「病児休暇も絶対無理」、「夫の休みは不規則なので、いつ預けられるかは定かでない」という現状は広く認められるから、全体として母親が必要な時に夫から道具的・表出的支援を受けられる可能性は高くないと考えられる。

また、親族による支援も近居の有無の他に、親の年齢や健康、就業状況などに制約される。ソーシャル・キャピタルとして位置づけられるママ友による支援も、預け先の近さや子ども同士の年齢などの条件の他に、ママ友同士の育児観が一致しなければ、簡単に頼めるものではない。

関係的間接的支援

また、関係的間接的支援として、夫が日常的な家事で支え、親族が炊事を手伝い、助言をし、ママ友が子育ての情報を提供する形で道具的サポートが行われている。「夫婦ともに働いているが、夫はお風呂の掃除をしたり、料理以外のことは育児も家事も全て分担している」、「妻方の両親には週に数回一緒に夕食を食べたり、助けてもらっている」、「二人目だからあまり困ったことはないが、一人目の時は姉に聞いたりした」などは、日常的に関係的間接的道具的支援が健在な事例になっている。

表出的側面については、「夫や周りの人、ママ友にしゃべって、すっきりする」のように、夫や親族が育児中の母親の相談相手となり、育児の大変さを理解し、苦労を評価することで支え、ママ友同士で育児の悩みや大変さを共感することで、母親の負担感が軽減されている。これには「子どもに怒りすぎた時など、夫に相談している」、「子どもの性格など内面的な成長について相談している」、「育児でつらい時は夫が車で連れ出してくれる」などが該当する。親族にも「両親に悩みを聞いてもらったりする」ので、関係的間接的道具的支援は認められる。

ママ友関連では「児童会館は毎週会う人がいるし、子どもも同じくらいの月齢なので、子どもの成長や育児で困っていることを話して、（おたくもそうなのねー）と共感する」が普遍的な表出的支援になっている。

表出的支援は、「近所の人とはあまり深入りしたくない」などに見られるように、母親が近所で親密なママ友関係を求めているとは限らない。そこにはコミュニティ間における距離を感じさせる事例も多い。

役割理論の応用

財源面とともに、社会学の役割理論の応用によって、「生活の質」維持に有効なライフスタイルの見直しも急務である。本研究でも、収集されたデータによって、親や祖父母としての固定役割、夫や妻としての固定役割、あるいは町内会、老人クラブ、NPOなどでの地域役割が多くなる方が、サクセスフル・エイジングに結びつくことが証明されている。ここにコミュニティがもつ子育て支援機能が期待される。

人間は役割を通して社会的な結びつきを持つしかないが、同居

の場合の親世代では、子どもが幼いころは家族内の「固定役割」が鮮明である。しかし子どもの成長に連れてそれは弱まり始め、子どもの就職や結婚による他出がそれに拍車をかけ、最終的に高齢者の一人暮らしになると、「固定役割」は失われてしまう（金子、1993）。

循環役割

親世代は定年を迎えるまで職場における日常生活を優先することが多く、職場における「循環役割」を維持している。「循環役割」の提供は職場での地位にあるとはいえ、主任や課長や部長などの地位は定年によりすべてが絶ち切られるので、その結果として職場から離脱した高齢者は「役割縮小過程」に突入することになる。同様に、嫁に実権を譲った姑もまた、家庭内での「固定役割」を喪失する。

地域社会における「流動役割」

高齢者男女ともに縮小した役割の復活基盤は地域社会にある。地域社会には町内会、年齢階梯集団である老人クラブ、女性だけの婦人会をはじめ、新しい社会運動、NPOなども存在する。その一部を担えば「流動役割」が生まれることになり、それは自助、互助、共助などにとっても有効な機能を果たす。同じく、子育て支援や近隣や趣味を通じた個人的な関係のなかでの「流動役割」づくりも有効である。

総じて「役割縮小過程の存在」として高齢者は位置づけられるが、生きがい論に絡めると、「限界役割効用」概念を使って、役割がゼロに近くなった高齢者に一つでも新規の役割が増加すれば、生きがいを含めた効用が大きくなると判断される。自助や互助など5種類のサービスの提供はもちろん、それとともに自立した高齢者は「固定役割」、「循環役割」、「流動役割」の一部の分担もまた、大きな意味をもつ。

「少子化する高齢社会」では、高齢者の生活も「老若男女共生社会」のなかで位置づけ直し、エイジズム（年齢差別）に敏感になり、全世代間で対等の関係を創造するしかない。それには子育て支援も含めた「子育て共同参画社会」を経由して、最終的な「老若男女共生社会」をめざして、自助・互助・共助・公助・商助を組み合わせて、国や自治体をはじめ諸個人がさまざまな連携を実現していくことに尽きる。

第 6 章 少子化危機突破基金の持続可能性

「作り出された危険は社会自体が克服してゆかねばならない」(マッキーバー、中久郎・松本通晴訳『コミュニティ』ミネルヴァ書房 1917=1975: 430)。

第 1 節 社会資源の優先的投入

全国知事会の「緊急提言」

2013年夏の『社会保障制度改革国民会議報告書』でのべられた「若い世代の将来への不安を安心と希望に変え」、「いずれの世代にとっても負担ではなく、今の困難を分かち合い、未来の社会に協力しあうためにある」(p. 20) ことへの理解を深めるには、世代間及び世代内における負担と受益のバランスを均衡させる政策的介入が必要となるが、その道筋はどこにも描かれていなかった。これはきわめて残念なことである。

全国知事会は「少子化危機突破に向けた緊急提言」と「次世代を担う『人づくり』に向けた少子化対策への挑戦」をまとめ、平成 25 年 10 月 30 日に猪口「自民党人口減少社会対策特別委員長代理」、山谷「自民党政務調査会長代理」に要請活動の資料として手渡した。同じく 11 月 11 日にも石井「公明党政務調査会長」、古谷「公明党厚生労働部会会長」そして野田「自民党総務会長」にも同様な要請活動を行った。さらに 11 月 22 日にも、佐藤自民党内閣部会長、金子自民党人口減少社会対策特別委員長、三原自民党女性局長、高木公明党内閣部会長などにも要請活動を行った。そして、11 月 25 日と 12 月 19 日には森少子化担当大臣に同じような要請活動をくり返した。

この「緊急提言」は全国知事会なりの「未来の社会に協力しあう」ための理念が盛り込まれている。

「緊急提言」の骨子

その骨子は以下のような内容である。

「国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中、首相は、今後の少子高齢化の急速な進展に備えるため、来年 4 月からの消費税率の引き上げを決断し、安定的な財源に裏打ちをされた持続可能な

社会保障制度の再構築に向けて、新たな一步を踏み出した。

生産年齢人口の減少による経済活動の縮みに加え、超高齢社会の到来に伴う社会保障負担の増大が確実に見込まれる中、全ての国民が安心し、将来に希望の持てる社会を築き上げていくためには、まずは、近い将来、国家的危機を招きかねない少子化の進行に歯止めをかけることが、喫緊の課題である。

(中略)

今般決定された消費税率の引き上げ分を、確実に社会保障財源に充てるとともに、将来の国家的危機に備え、地方が地域の実情に応じて独自に取り組む様々な少子化対策について、国が地方の取り組みをしっかりと後押しするための「少子化危機突破基金」の創設などを含め、必要となる社会保障財源の総額を確実に確保すべきである。

(中略)

消費増税は若い子育て世代を直撃することや、少子化対策は待ったなしの課題であることを鑑みれば、まさにこの機に基金を創設すべきである。

(中略)

少子化問題は、先送りのできない国策として本格的に取り組むべき課題であり、消費税率の引き上げに伴い社会保障のための安定財源が確保されるこのタイミングで、少子化対策を時限的なものから永続的なものとすべきである」。

新しい風を

政令指定都市とは異なり、「少子化する高齢社会」の比率が高い過疎地域や限界集落を広域的に含む全国知事会としては、深刻な現状が吐露されている「緊急宣言」である。

本章では「少子化危機突破基金」の必然性、およびその永続性としての持続可能性の条件を実践的に考察する。

これまでの20年近いマクロ社会学からの「少子化対策」研究を通して、私は「基金」の問題を社会資源の適正配分問題へと具体化したほうがよいことに気がついてきた(金子、2003;2006)。これは補助線を二者択一の配分問題とすれば、よりいっそう分かりやすくなる。

最終期限は 2015 年

日本において、少子化克服策の決定版を軌道に乗せる最終期限は 2015 年である。この認識は全国知事会の「危機」意識とも整合する。なぜなら、その年に団塊世代の最後に属する 1950 年生まれが 65 歳になり、全ての団塊世代 800 万人が高齢者になってしまうからである。同時に 2005 年から始まった「次世代育成支援対策推進法」が十年の期限を終了するのが 2014 年だからでもある。この高齢化と少子化両者の進展への目配りがますます重要になってきた。ただし幸いなことに、2013 年から「子ども・子育て支援法」による新しい取り組みも開始された。

『社会保障制度改革国民会議報告書』でも「困難に苦しむ子どもとすべての子育て世代を一人も残すことなく見守り、全世代参加で支援ができる社会を築く」(p.16)が指摘された。これは画期的なことではあったが、具体的な方法はどこにも描かれていないし、「全世代参加」とは何を意味するかにも細かな議論が不足していた。

資源の適正配分

資源の適正配分論は以下の問題を必然的に呼び起こす。すなわちまず、専業主婦とワーク・ライフ・バランス実践者間、子育て者と子育てフリーライダー間、保育要件に欠ける保護者と欠けない保護者間などの国民各層間において、保育予算にみる社会的不公平性を解消する努力がなされているかどうかの確認がある。

次に、政策面での少子化対策の優先順位は、政界、官界、財界、学界などで共有されたか。第三に、官庁間の事業に伴う利害調整や面子が優先され、少子化克服という根本課題が立ち消えていないか。第四に、少子化対策のための短期的事業は、長期的な社会全体の少子化克服にどこまで効果があると見るか。第五に、長期的事業は目標年次に合計特殊出生率や年少人口率をどう想定しているか。

以上の 5 点に、とりわけ国政で少子化、子ども・子育てを担当する者は見識を持った判断力ができるか。日本の少子化克服にとって、これら 5 点は抜本的な課題であり、政治と行政の機能はますます重要になってくる。しかし、現在までのところでは、厚生労働省や内閣府が主唱する「少子化対策」の基準が客観性を帯び

ておらず、優先順位が状況次第で左右されるために、合理的制御の可能性をもちえていないと私は判断してきた。

これらを打開するには少子化の総合的なロジカルシンキングが望ましく、ここでは少子化現象の観察、原因分析、比較、定義、事例、事実、指標、結論などに分割して考察してみたい。

少子化克服策の基本原則

少子化克服には子どもの有無に関連する社会的不公平性により生じた格差の解消が根本にある。男女、世代、都市と過疎地、政令指定都市と都道府県、既婚者と未婚者、両立ライフ実践者と専業主婦などの両方の立場に配慮しないと、少子化に関する総合的な問題解決の指針が得られない。

このような配慮を行いつつ、以下5本の補助線を引いておきたい。一つは「少子化が進む高齢社会」を自治体レベルで比較総合的に考えることである。たとえば、2010年に、北海道小樽市と江別市での合計特殊出生率は同じ1.04だった。しかし、高齢化率が31.5%の小樽市21.8%の江別市とでは、人口構成が全然違う。「北海道の少子化対策」としてこれらを一緒には語れない。少なくとも北海道では、都市部（札幌圏）と過疎地（札幌圏外）にわけ、二種類の少子化対策を考えたほうがいい。そしてこの原則は日本全国でも当てはまる。

だが、もっと率直に言えば、過疎地の少子化対策は難しいし、それだけでは限界がある。むしろ地域全体の活性化振興策に切り替え、増えつづける高齢者を地域社会でどう支えるかが大きな課題になる。だからたとえば、限られた福祉予算のなかで小樽市としては保育園を拡充していくよりも、高齢者施設を作った方がより現実的である。これをもっと一般化すれば、政府が熱心な就学前児童向けの待機児童ゼロ作戦で念頭に置かれる2万5千人の該当児童とともに、35万人とも言われる特別養護老人ホーム待機者への支援の優先順位をどのように決定するのかという問題に応用される。福祉としては、ともに手をさしのばすしかない。

必要十分条件の発想から

二つ目の補助線は、必要十分条件の発想からの「社会全体」での対策の具体化である。従来から明らかになってきたように、少

子化の原因は未婚率の高さと既婚者の出生力の低下が二大原因である。20年間積極的に実行されてきた仕事と家庭の「ワーク・ライフ・バランス」の支援策は、後者のみに配慮していると繰り返し指摘してきた。

しかし、いつでもどこでもかなりの頻度で発生する小学生の下校時における犯罪被害などを考慮すると、地域と家庭のワーク・ライフ・バランス実践者であり、「地域ぐるみ」の見守りなどの主力となる専業主婦の存在もまた、コミュニティで重要な機能を担っていることを忘れてはいけない。

このように現状は推移しているのに、国策としての認識は、相変わらず「フルタイムの就業者の子育て家庭は深刻な困難に直面している」として、就業者の子育て支援のみを優先し、家庭と地域で専業主婦が子育てしている困難性が軽視されてきた。

これまでの政府主導の少子化対策は、「保育充実」や「ワーク・ライフ・バランス」策を中心としてきた。政府は数年おきに政策方針を示し、それなりの予算処置を講じて多様な施策を実行してきたが、今日まで少子化克服に成功したとはいえない。なぜなら、それらはみな少子化対策の「必要条件」に過ぎなかったからである。日本の少子化対策史では、個人は自由なライフスタイルを選べるとして、未婚率の上昇をどの考えるかについては対応がなされてこなかった。

しかしこれからは、未婚者も含めたもっと社会全体で取り組む「十分条件」を考えたい。たとえばそれを介護保険と同じ論理で具体化する。周知のように介護保険では、40歳過ぎたら、国民全員がその親の生死にかかわらず、毎月3000円程度を払っており、これを14年間やってきた。

世代会計論

経済学と社会学の接点に位置する世代会計論では、「このまま放置すれば、責任を免れる世代とりわけ高齢世代が増え、子供たちの世代にいつそう負担がかかることになる。……我々が偉大な世代の域に達することは決してないが、なにか行動を起こさなければ『最悪の世代』の烙印を押されてしまうだろう」(コトリコフ&バーンズ、2005)といわれて久しい。この指摘は今日でも正しい。

このような立場から歴代の政府案に疑問をもち続けてきた私は、少子化対策とは最終的には「老若男女共生社会」づくりと見て、ジェンダー（男女）とともにジェネレーション（世代）が一致協力して前世代としての高齢者への福祉支援活動を行う一方、次世代育成を「社会全体」で取り組む姿を展望してきた（金子、2003:2006a;2007b）。「子育て共同参画社会」はその象徴的表現である。

「社会全体」の定義をしよう

したがって、私のパラダイムでは、子育て負担の「社会全体」における共有の具体化が前面に押し出されるから、「保育育児」と「働き方の見直し」は必要条件だが、十分条件ではないという扱いになる。少子化対策の十分条件の探求は介護保険の理念と同じく、「子育てフリーライダー」（金子、1998）をも「社会全体」に包摂する定義を基礎とする。親の生死とは無関係に40歳以上の日本国民は全員が介護保険料を支払っているので、15年続いた介護保険では、現世代が文字通り「社会全体」で前世代を支えていると解釈できる。

産まない選択も育てない生き方も自由であるが、次世代を現世代が「社会全体」で支え合うことは義務である。この義務を具体化した社会全体における抜本的な少子化対策は何をいつまでにどうすることか。その意味で、個人の自由と社会の存続との接点に少子化対策は位置づけられる。

カウフマンの理論

幸いなことに、私との接点が全くないままに、ドイツのカウフマンが全く同じ認識による「子ども連帯支援金」や「子ども保険」を提示した（カウフマン、2005=2011:105）。すなわち、ドイツでも少子化による人口減少の影響は、

- ① 経済圏における投資機会を縮小し、経済成長を減速させる
- ② 後継者不足や就業人口更新の遅れは、イノベーション達成と国民経済の生産性上昇を阻害する
- ③ 高齢化は社会サービスへの需要を高めるが、その価格の高騰が他の消費財に対する潜在需要を低下させる
- ④ 就業人口と非就業人口比率のシフトは、国民所得配分上の軋轢

を高める

- ⑤ 政治家は高齢世代の要求を優先させる
- ⑥ 生産年齢女性人口の減少が、出生減退傾向を指数関数的に加速させる
- ⑦ 無子割合の増加は、親族ネットワークを希薄にするとともに、高齢者単独世帯の増加をもたらす
- ⑧ 退職と老衰時期の間に、「人生の第3期」が新たに発生している

などを引き起こすことは、日本でもドイツでも同じようであり、先進国では共通の理解になっている（同上：105）。

カウフマンの主張をこれら以外にもいくつか拾い上げておこう。「子どもがいない人々は、国民経済的な意味で人的資本への投資を行っておらず、その不履行分を相殺する必要がある、その意味で将来の公的給付の削減対象となると同時に、自らの老後のために貯蓄形成を行なう義務を負う（同上：16）。「他の条件が同じなら、子育てする人の貯蓄形成能力は、子どもがいない人の場合よりはるかに劣らざるを得ない」（同上：149）。

私が繰り返してきたように、子育てする人の貯蓄形成能力が低いことは、経済的側面で老後の可能性を制約するから、これからは「おひとりさまの老後」が容易な人とそれが難しくなる人が生まれることを意味する。

「人口減少から予期される帰結は決して『良い知らせ』ではない」（同上：32）。「長期的な人口減少は福祉的展望にとっても不都合と思われる」（同上：56）。全国知事会の少子化危機という状況認識もまたカウフマンと変わらない。

ドイツでも「子育てフリーライダー」論

「子どもを自ら育てることは、次世代の生産力を増加させることに貢献することに直結する。逆に、無子で自分の蓄えを投資に回す人は、次世代の生産力をそこなっていることになる（同上：68）。「成人である世代あるいは親である世代は、将来、自分たちの世代が生んだ子どもたちによって保障されねばならない。しかし生涯無子にとどまる人々は、後継世代の育成にほとんど何も貢献しないに等しい」（同上：150）。これは私の「子育てフリーライダー」概念に近く、3年遅れでドイツでも同じ内容が公表されたことに

なる。

現代人が信奉する価値の一つは個人主義であり、社会学ではそれを私化（privatization）と表現することが多く、私はそれも含めて粉末化とした（金子、2011;2013）。まず文化レベルでは、それが自己中心主義のために、家族形成にいたらず、ましてや子育てには至らないという帰結を生む。

したがって、成人としての生き方の選択肢が増大するなかでは、男女ともに結婚志向の低下が顕著になる。2010年の日本の婚外子率は2%で、合計特殊出生率は1.37であったが、ドイツでは前者が32.1%であったものの、後者は1.36に止まっていた。

ヨーロッパの諸国では、フランスやスウェーデンに象徴されるように、婚外子率の高さと合計特殊出生率の高さは整合的であるが、ドイツに加えて、イタリア（婚外子率17.7%、合計特殊出生率1.41）やスペイン（婚外子率31.7%、合計特殊出生率1.40）というように、第二次大戦中の枢軸国では合計特殊出生率が低く出ている。

制度レベルでも不公平性が大きい。なぜなら、シングルかディンクスでは教育費への出費が不要なために、同じ福祉国家の制度の中では、子育て者よりも確実に老後生活が豊かになる。何しろ日本でも子どもを一人育てて、大学を卒業させるまで3000万円という親の出費がいわれて久しいから、このカウフマンの指摘に同意する日本国民は多いはずである。

個人レベルでは、「個人化の帰結を自己実現の可能性として肯定的に捉える」（同上：136）のが現代人の特徴である。だから、結婚生活の機会費用があり、これには既述した親としての子育て費用の増加に加えて、個人主義の現代人にとっては煩わしい姻戚関係も機会費用になりうるので、これを回避して、私化を貫徹し、粉末化に徹することが現代人の生き方の典型とされる。

象徴的な社会的ジレンマ

そうすると、日本の成人男女では無子が増えてしまい、結果的に少子化が進行する。ヨーロッパとは違う出産文化だから、これは仕方がない。もちろんそれも自由な生き方であり、他人がコメントする必然性はない。しかし、「少子化危機突破」の観点からならば、次世代育成にも積極的に関心を持ち、応分の負担をする生

き方もありうる。なぜなら、極端な少子化は自由な生き方を保障していた職業活動、年金、医療保険、介護保険制度の多くを消滅させる危険性を帯びるからである。

そして、現代の「少子化する高齢社会」では「子どもは『公共財』になった」(同上：151)。子どもを「公共財」とみることには反対意見もあるが、産んだ親のみの「消費財」でもない。子どもは生育するにつれて、親だけの「消費財」から離脱して、学校を卒業する頃には「公共財」や「生産財」に変貌する。

カウフマンは「公共財の理論では、親としての責任を担うことを拒否することは『ただ乗り』を意味する」(同上：151)と断言した。加えてカウフマンは、ドイツにおける家族間の対立を憂慮する。それらは、①家族生活と職業生活、②育児の私的側面と社会的側面、③育児の家族責任と社会的責任、④子育て家族と無子家族間の社会的(不)利益性の衝突、⑤子ども支援と母親支援、などで認められる(同上：177)。この論点は基本的には日本と同じである。

①は「ワーク・ライフ・バランス」そのものであり、②以降は世代内や世代間の公平性問題を形成する。すなわち、育児の基本は家庭内にあり、その意味では子どもは消費財であるが、成人すればその家族を超えて社会全体にさまざまな貢献をするので、社会的支援の対象にもなる。その際の子どもの位置づけは公共財となる。③は児童虐待に顕著なように、せつかくこの世に生を受けたのに、ネグレクトの形で育児の責任を当該家族が放棄する。さらに身体的虐待にまで及ぶ場合には、社会的義務として育てあげるといふ社会的責任を果たしていないということになる。

負担軽減の問題

④は私の「子育てフリーライダー」論で提起した論点であり、カウフマンもまた同じ認識にある。一人の子を育てる場合には、時間的、経済的、身体的、心理的負担が20年以上続くが、無子家族ではそれらが皆無である。その結果、高齢期における預貯金をはじめとするさまざまな格差が生じる。「子どものいない人に比べて子どもの親が引き受けている負担が大きいから、これを軽減したい」(同上：181)と考えるのは自然なことであろう。

子育てをした方が負担の面から見ると不利益になりやすいとい

う逆説性が、私の「子育て基金」、野田の「こども保険」、赤川の「子ども基金」、佐賀県の「育児保険」を例外として、日本でもドイツでも全く少子化論では取り上げられてこなかった。

「社会政策上、大切なことは、子どもの出生ではなく、子どもを引き受け、世話し教育することである。……重要な目的は、出生数の拡大ではなく、社会化に成功した家族を増やすこと」(同上:157)といわれる場合、そこから導かれるのは、無子世代もまた子育てフリーライダーとはならず、子育て世代への経済的支援を行い、子育てする家族の成功を支え合うアクターに変身できる制度の設計である。

それは「親のための施策(子育て費用の減少)と子どものための施策(育児環境の改善)の区別」をしたあとで、無子家族からも「子育て費用の減少」と「育児環境の改善」に直接的な負担を求める政策へと導く(同上:180)。

福祉国家が国民生活に関わる諸給付の社会的分配を保証する機能を持ち続ける限り、市場経済の生産能力と消費に直結する次世代の育成がなければ、どちらも不十分になり、いずれ社会全体が立ち行かなくなるからである。

その意味で「家族や子どもは……あらゆる社会領域の将来基盤であり、人間にとって不老不死の実現が不可能である以上、必然的に後継世代には依存しなければならない」(同上:169)や「後継世代の確保に必要な規模の人的資産が形成されなければ、社会的な諸関係のすべてが打撃を受ける」(同上:169)ことについて、社会全体での真剣な議論と成果の共有が求められるであろう。

「親としての責任を引き受ける人は、未来の人的資本や人的資源に、無報酬の投資を行なっているが、親としての責任を引き受けない人はこれを行なっていない」(同上:188)や「世代間均衡の傾きにより生じる公的財政付加は、子育てをする人々の方に遥かに重くのしかかる」(同上:209)。

カウフマンの結論

「親になる人と無子にとどまる者の間でますます明らかになる利害格差は、新しい形の社会的不平等を示しており、倫理的にも政治的にも注目せざるを得ない」(同上:215)。「(社会制度が)子どものいない人には有利な、子どものいる人には不利な作用をも

たらしめている」(同上:215)。「子どもを育てていない人は将来の人的資産に何も投資せず、結果として自らの老後保障にも投資していないことになる。従って、そのような人には自らの老後に備えた貯蓄によって物的資産を形成するように義務づけるべきである(同上:216)。「市場経済システムでは、親としての責任を全く負わない方が経済的に有利であり、この有利さはさらに年金拠出と年金給付における等価原則を通じ、倍増する(同上:216)。

以上のような議論を踏まえて、2005年にカウフマンは、1998年以來くり返してきた私の「子育て基金」に類似した「子ども連帯支援金」「子ども保険」を提起するに至った。

第2節 「少子化する高齢社会」の社会保障制度

機能別社会保障給付費の内訳

ILOが国際比較上定めた機能別社会保障給付費の内訳は、「高齢」、「遺族」、「障害」、「労働災害」、「保健医療」、「家族」、「失業」、「住宅」、「生活保護その他」の9分野に分けられる。また、それらを重ねあわせた「年金」、「医療」、「福祉その他」という3部門の分類もある。2009年度(平成21年度)でいえば、総額99兆9000億円のうち、「年金」が51.8%、「医療」が30.9%、介護を含む「福祉その他」が17.3%になる(国立社会保障人口問題研究所編『平成21年度 社会保障給付費』2011:8)。

また、2010年度(平成22年度)総額104兆6793億円のうち、「年金」が52兆9711億円(50.6%)、「医療」が32兆9190億円(31.4%)、「介護」が7兆5082億円(7.2%)、介護を除く「福祉その他」が11兆2816億円(10.8%)になった(国立社会保障人口問題研究所編『平成23年度 社会保障費用統計』2013:10)。

さらに2011年度(平成23年度)総額107兆4950億円のうち、「年金」が53兆623億円(49.4%)、「医療」が34兆634億円(31.7%)、「介護」が7兆8881億円(7.3%)、介護を除く「福祉その他」が12兆4811億円(11.6%)になった(国立社会保障人口問題研究所編『平成23年度 社会保障費用統計』2013:10)。

このうち「年金」には厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給および労災保険の年金給付が含まれている。「医療」には医療保険、後期高齢者医療の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医

療給付、結核精神その他の公費負担医療費が該当する。「介護」には介護保険給付と生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金及び介護休業給付が含まれる。「福祉その他」は社会福祉サービス費用、医療扶助以外の生活保護による各種扶助、児童手当、医療保険の障害手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付から構成される。

また機能別社会保障給付とは異なる計算式の「社会支出」は、人々の厚生水準が極端に低下した場合に、それを補うために個人や世帯に対して財政支援や給付をする公的あるいは私的給付を意味しており、制度による支出のみが該当する。具体的には社会保障給付費に、個人に帰着しない施設整備等の支出、就学前教育、自動車賠償責任保険、生活保護以外の住宅関係費などを加えたものである。したがって、国民による財やサービスの購入、個人単位の契約や世帯間の助け合いなどは非該当になる。

「社会支出」分野の項目

日本における現在の「社会支出」それぞれの分野の項目は以下の通りである。

高齢：年金、早期退職年金、高齢者向けホームヘルプや在宅サービス

遺族：年金、埋葬料

障害・業務災害・傷病：ケアサービス、障害給付、業務災害・傷病手当

保健：外来、入院ケア支出、医療用品、予防

家族：子ども手当、保育、育児休業給付、ひとり親給付

積極的労働市場政策：職業紹介サービス、訓練、採用奨励、障害者の統合、直接的な仕事の創出、仕事を始めることの奨励

失業：失業給付、労働市場に原因がある早期退職

住宅：住宅手当、家賃補助

その他：低所得者向けの他分野に分類できない給付、食事支援

政策分野別社会支出の総額

これらの政策分野別社会支出の総額は2010年度では108兆9195億円になり、対国内総生産比は22.69%になった。その支出内訳は、「高齢」(47.5%)、「遺族」(6.2%)、「障害・業務災害・

傷病」(4.2%)、「保健」(32.2%)、「家族」(5.6%)、「積極的労働市場政策」(1.3%)「失業」(1.3%)、「住宅」(0.5%)、「その他」(1.2%)の9分野に分けられる(国立社会保障人口問題研究所編、2013:6)。

また、2011年度では112兆437億円になり、対国内総生産比は23.67%になった。その支出内訳は、「高齢」(46.5%)、「遺族」(6.1%)、「障害・業務災害・傷病」(4.3%)、「保健」(32.4%)、「家族」(5.7%)、「積極的労働市場政策」(0.8%)「失業」(1.3%)、「住宅」(0.5%)、「その他」(2.5%)になった(国立社会保障人口問題研究所編、2013:6)。

「少子化する高齢社会」では、高齢化率も高齢者数も増加することから、年金、恩給、高齢者医療、介護保険給付、老人福祉サービスは着実に増えてくる。直近のデータから社会保障給付の対象者別にみると、高齢者向けに全体の約70%、非高齢者には約30%の配分率になる。後者には少子化対策に関連する「児童・家族関係」があり、出産育児一時金、育児休業給付、保育所運営費、児童手当、児童扶養手当などがここに含まれるが、これらが社会保障費全体に占める比率は4~5%程度で推移してきた。高齢者への手厚い給付と比べると、次世代育成の掛け声が空しく響く。

私はこの点を考慮して、財源の裏づけがない「子ども手当て」ではなく、社会全体での「子育て基金」制度の創設を主張してきた(金子、1998;2003;2006b;2007;2013)。

高齢者に手厚い配分

このうち、高齢者と子育て中の家族だけを抜き出せば、表1のようになる。一見して高齢者に厚く、子育て中の家族に薄い。また、表2に見るように、いくつかの先進諸国と比較すると、日本における費用面での家族支援の乏しさが鮮明になる。

表1 社会保障給付費(億円)

社会保障給付費	2010年度	2011年度
計	1,046,793	1,074,950
高齢	513,349(49.0%)	517,817(48.2%)
家族	54,795(5.2%)	57,232(5.3%)

(出典) 国立社会保障人口問題研究所編、2012:12)。

表 2 高齢者と家族の社会支出割合の国際比較（2009 年度）

	高齢	家族
日 本	48.24	4.27
ア メ リ カ	31.20	3.60
イ ギ リ ス	29.32	15.31
ド イ ツ	31.45	7.27
フ ラ ン ス	38.10	9.88
ス ウ ェ ー デ ン	33.74	12.39

（出典）国立社会保障人口問題研究所編、2013:9）。

（注）日本のみ 2011 年度。

さて、2014 年 4 月から消費税率 8% が施行されることになった。機能別社会保障給付費や社会支出分野の議論を受けて、1% が 2.6 兆円と見込まれるから、2% を「児童・家族関係」に限定使用できないかという希望は少子化研究の側から常にある。

本研究でも強調してきたように、子どもを生み育てる家族だけが養育費、教育費、学習費などを負担する。その半面で、直接的な次世代育成という選択をしなかった個人や家族では、そのような負担がゼロになるのは公平性の点で疑問が残る。この事実を軽視した権利主張だけでは、未曾有の「少子化する高齢社会」は乗り切れない。高齢社会のリスクと課題および高齢者個人が直面するリスクと課題を仕分けしつつ、制度改革の具体案と実行期間、そして財源の捻出方法について速やかな合意を図る時期に来ている。

第 3 節 報告書への疑問点と改善点

疑問点

2013 年発表の『社会保障制度改革国民会議報告書』は画期的な内容を含んではいるが、少子化危機突破のためにもいくつかの点でもっと掘り下げた議論がほしいところがある。以下、「報告書」に沿って順次のべていこう。

まず「少子化に対処するための施策に要する費用」（p.1）では、「少子化に対処する費用」は保育所だけではないことの自覚が不十分である。

これからの福祉や介護サービスの分類は「自助・共助・公助の最適な組合せ」（p.2）で済むのかどうか。民間病院や民間事業所が

たとえば「在宅支援サービス」を提供している実態は、私が長年使用してきた「商助」を取り込むが正確ではないか。なぜなら、「民間が主体となって医療・介護サービスを担っている国」(p.24)では「商助」もまた重要な支援の一部を担っているからである。

そして「24時間の定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能型サービスの普及を図る」(p.29)のも多くは事業所であるから、「商助」は公助とともにすでに十分な実績をあげてきたも忘れてはならない。

次に、「共助」の理解が「高齢や疾病・介護を始めとする生活上のリスクに対しては、社会連帯の精神に基づき、共同してリスクに備える仕組みである」(p.2)ことは総論としては正しい。しかし、この概念をより積極的に活かすために次のような思考方法に切り替えたい。まず①社会連帯の精神を定義する。②ただし、個人レベルではどのような定義をしても、10年前、20年前50年前という過去のそれと比べれば弱くなってきたとしか認識できない。一般的に言えば、国民一人ひとりがもつ「社会連帯の精神」は弱くなっている。

制度を経由した「社会連帯」

ただし視点を変えてみれば、介護保険サービスの浸透と定着により、介護福祉の団体や組織を経由した社会連帯の実現は、むしろ20年前や50年前よりも達成されていたと解釈できるのではないか。

だから「社会的なつながり・連帯感のほころびなど、国民のリスクが多様化する」(p.3)なかでは、個人レベルでは粉末化による連帯感の希薄化が進行してはいるが、社会的取り組みとしての介護リスクや福祉ニーズへの対応は相対的には進んでいるから、制度を経由した「社会的なつながり」が「個人的な連帯感のほころび」を補う関係にあると考えられる。「少子化する高齢社会」における社会保障機能強化の目的もまた、これらの二面的な動向とは無縁ではない。

制度の持続可能性

「制度の持続可能性や世代間の公平」(p.3)は総論ではその通りである。ただし細かくいえば、「や」ではなく、「制度の持続可

能性」にとって、「世代間の公平」と「世代内の公平」がまずは肝要となることに注意しておきたい。その意味で、『社会保障制度改革国民会議報告書』では、「世代内の公平」への目配りが弱い。

「報告書」にいわれる「現在の世代の給付に必要な財源は、後代につけ回しすることなく、現在の世代で確保できるようにすることが不可欠である」は全く正しいが、そのためにも「世代内の公平」が最優先されることになるはずであり、この大原則がまさしく「負担可能な者は応分の負担を行う」(p.3)に結びついていく。

「非正規雇用の労働者が少なくないことが大きな問題となっている」(p.4)。私も同感だが、それならば、非正規労働を減少させる方向を目指したい。しかし、報告書ではそういう選択にはなっておらず、かなり一般的な「経済・雇用政策等様々な政策を連携させて、すべての人々が安定して働ける社会を目指すことが求められる」(p.4)といわれるだけである。これは若い人々の結婚願望を充足させて、安定した育児環境を提供するという少子化対策原則のうえからも見逃せない判断である。

「社会保障をめぐる財政は、社会保障関係費が増大する中で、それに見合った税負担がなされておらず」(p.5)という認識は受け入れられるので、今後の「国民負担の適正化」に際しては、世代か、男女か、階層か、居住都市規模かで負担に相違が確認されれば、不均衡の是正に向かいたい。この軸をどこに求めるかは取り上げる分野により異なる。

年金は世代間で負担

このなかでたとえば「年金」に関しては、「給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心という構造を見直して、給付・負担の両面で世代間・世代内の公平が確保された制度とする」(p.6)と指摘された。年金問題はもちろんジェンダー軸だけでは解決できないから、この認識通り、今後は世代論を中心とした公平性を追求することになり、その意味では高齢世代の負担も避けられない。

ただ一方で、「現役世代中心」の負担に関しては、世代内の負担の不公平性が子育ての有無をめぐるますます顕在化してきた。そのために、「若い人々も含め、すべての世代に安心感と納得感の得られる全世代型の社会保障に転換する」(p.6)という際の説得力は十分になっていない。なぜなら、「将来の社会を支える世代の

負担ができる限り少なくなるようにする必要がある」(p.6)のは当然だが、どのような標準化が準備されるのかは「報告書」には書かれていないからである。

「年金制度が十分に成熟する以前の世代は、親の私的扶養もしながら、自らの保険料を納めてきたのであり、公的年金の給付と負担だけを見て損得論を議論するのは不適切である」(p.7)という意見には一定の見識がある。

それならば「世代間の不公平論が広まる土壌として、若年層の雇用環境が極めて厳しい現状にあることにも留意が必要である」(p.7)に止めず、その解消する方法までも主張に盛り込みたい。

21世紀(2025年)日本モデル

「21世紀(2025年)日本モデルでは、年金、医療、介護の前提となる、現役世代の『雇用』や『子育て支援』、さらには、『低所得者・格差の問題』や『住まい』の問題なども社会保障として大きな課題となってくる」(p.8)ので、「雇用」や「子育て支援」をどのようにすれば課題の解決に結び付くのが報告書にもほしかかった。これは喫緊の問題である。

同じく「21世紀(2025年)日本モデルの社会保障については、必要な財源を確保した上で、子ども・子育て支援を図る」(p.8)と謳われているが、「必要な財源」の確保については明瞭ではなかった。「必要な財源」として私は社会全体による「子育て基金」を提唱する。

「QOL(Quality of Life)の向上という観点から、様々な生活上の困難があっても、地域の中で、その人らしい生活が続けられる」(p.8)方法についても、もっと具体的な指標による建設的な議論が成立するはずである(金子、2008;2014)。

「こうしたまちづくりを、21世紀(2025年)の新しいコミュニティの再生と位置づけ、(中略)超高齢化の中にあっても、誰もが安心し、かつ希望を持って生きることができる『成熟社会の構築』に向けてチャレンジすべきである」(p.8)。その通りだが、誰がどのような方法でいつまでに行うのが全体として不明である(金子、2011)。コミュニティに期待することは時空を超えて各方面で認められるが、「成熟社会」における実践的なプログラムはなかなか提示されない(金子、2014)。

なお関連して、「ＱＯＬの維持・向上を目標として、住み慣れた地域で人生の最後まで、自分らしい暮らしを続けることができる仕組み」(p.11)についても、「すべての人が働くことができる社会」ではむしろその完成は難しい。「ＱＯＬの維持・向上」はワークとライフだけでは十分ではないからである。これには本研究ですすでに対案として提示した理念、すなわち「レギュラーワーク・ケア・ライフ・コミュニティ・バランス」しかありえないと考えられる。

「ワーク・ライフ・バランス」の限界

「女性の就業率の上昇は経済成長にも資することからも、子ども・子育て支援新制度による保育の充実に加え、父母ともに育児に関われるワーク・ライフ・バランスを着実に実現していく」(p.9)。ここには介護を理由とした「ワーク」からの離脱への配慮が見られない。この離脱は男女ともに漸増中なので、一定の取り組みが求められる。

さらに「ワーク・ライフ・バランス」の強要は人権の一部である自由なライフスタイルとは整合しない。加えて、「ワーク」と「ライフ」の突出は、コミュニティライフへの目配りの欠如を意味するし、子育て支援はワークレベルとライフレベルだけでも完結しない。これは札幌市におけるコミュニティレベルでの子育て支援の事例研究からも明らかであろう。

それは実のところ、「女性や若者、高齢者、障害者を始め働く意欲のあるすべての人が働くことができる社会を目指し、支え手に回る側を増やす」(p.9)という方向性ともそぐわない。なぜなら、ワークが職場を表わし、ライフは家庭を代表するのだから。

介護の実態

「女性や若者、高齢者、障害者」を在宅で支えたり、地域で支え合うには「すべての人が働くことができる社会」では無理がある。支える「ワーク」はもちろんだが、介護を理由に「ワーク」を離れた人の「ライフ」を周囲で支援する地域福祉システムも現実化したい(図表1)。

広がる介護者、増える離職リスク

図1 介護保険制度があっても
介護離職者は減らない

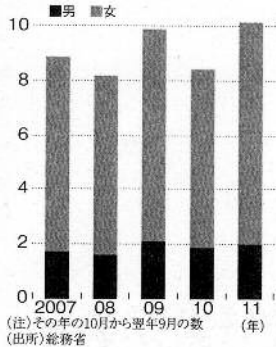


図2 夫や息子といった男性介護者が増えている



働いている人の
約5%が介護をしている

	総数	介護をしている
総有業者	6,442万人	291万人
男性有業者	3,674万人	130万人
女性有業者	2,767万人	160万人

(出所) 総務省

担い手の最多層は50代

	介護をしている人の年齢別の割合 (%)						
	40歳未満	40~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上
男	10.9	16.5	15.1	21.1	21.2	8.7	6.5
女	11.0	19.8	19.9	21.5	16.8	6.2	4.7

図表1 介護離職関連データ

(出典) 『エコノミスト』 第91巻第53号 毎日新聞社、2013。

これらのデータから、介護離職者が年間10万人は新しく生まれていることが分かる。「ライフ」に介護が付随する時代が到来している。同時に「働いている約5%が介護をしている」現状では「ワーク」でさえも介護から無縁なのではない。男性有業者3674万人のうち130万人(3.5%)、女性有業者2767万人のうち160万人(5.8%)が働きながら介護をしている実態がある。十年一日のごとく平凡な「ワーク・ライフ・バランス」を唱える政策がいかに現実離れをしていたかを、厚生労働省や政治家やマスコミ、そしてそれに賛同してきた知識人と呼ばれる人々は真剣な反省が必要なのではないか。

同時にフェミニズム信奉者は、「夫や息子などの男性介護者の増加」もその主張に取り込んで理論を再編する時期であろう。グラフからも娘と息子の差異はほとんど認められなくなったことが分かる。

さらに介護する年齢も55歳から59歳までがピークであり、男女ともに20%を超えている。男性は60歳から64歳までも20%台を維持しており、65歳以上でも70歳以上でも女性よりも介護に従事する比率が高い。これは男性の母親の介護が多いことを想定させる。一方、女性が高いのは40歳代と50歳代前半である。こ

れは自分の夫が含まれるためであろう。

また、図1によれば、介護離職が負担を増すことが分かる。子育て負担と同じく精神面、肉体面、経済面のいずれでも負担が増えている。

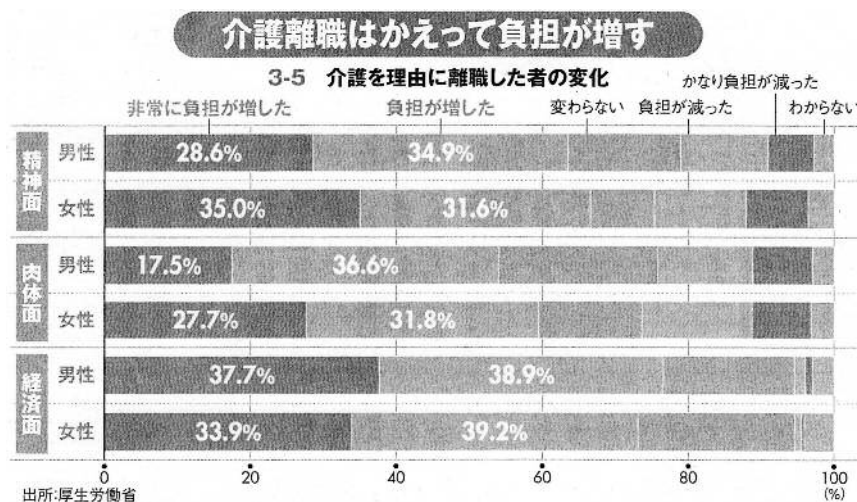


図1 介護を理由に離職した者の変化

(出典)『週刊ダイヤモンド』第101巻49号 2013:62.

とりわけ経済面での「非常に負担が増した」「負担が増した」の合計は、男女ともに70%をはるかに超える。精神面でも60%を超えている。このような実状を考慮すれば、「ワーク・ライフ・バランス」政策の実態離れは歴然としており、高齢化率25%の社会ではすでに破たんしていると言わざるを得ない。

在宅での支え手も増せる柔軟な選択肢のほうが高齢社会にはふさわしい。その意味でも、「レギュラーワーク・ケア・ライフ・コミュニティ・バランス」の理念こそが、今後の「少子化する高齢社会」には適切な追求目標になる。妻と夫との差異はまだ明瞭だが、これは夫婦の年齢差と女性の長寿化によるものであろう。

少子化対応

「少子化の問題は、社会保障全体に関わる問題であり、また子育て支援は、親子、家族のためだけでなく、社会保障の持続可能性（担い手の確保）や経済成長にも資するものである」（p.10）。この認識はまったく正しいので、今後は継続的により実践的な指針を提示してほしい。

同じく「子育てを社会全体で支援して、子育てを楽しめる社会

としていくこと」(p.10)も真理であり、そのためにも本研究で繰り返してきた社会全体の定義に未婚者、単身者、高齢者などを含み、直接に子育てする親の世代だけに限定しない制度の創造への動きが求められる。

また「妊娠・出産から子育てまでのトータルな支援や、発達初期の教育・保育などすべての子どもへの良質な発達環境の支援を充実していくこと」(p.10)も的確な認識である。ただこの中には、「児童虐待問題」への対処をあわせて含んでおきたい。

コミュニティの重要性

「報告書」で強調される「住まいや移動、食事、見守りなど生活全般にわたる支援」は、本文だけから判断すると、誰が行うのかが不透明なまま残っていると思われる。関連して、「地域内には、制度としての医療・介護保険サービスだけでなく、住民主体のサービスやボランティア活動など数多くの資源が存在する」(pp.11-12)といわれる。この指摘は重要だが、「住民」の「すべてが働くことができる社会」では、ボランティア活動者は逆に得にくいというジレンマが発生するであろう。

かりに「都市部を中心に、独居高齢者等に対する地域での支え合いが課題となっている」(p.12)という認識ならば、「地域での支え合い」には人的資源が必要であり、それは男女ともに職場のワークと家庭でのライフだけの社会では得にくいはずである。在宅での暮らしを選択したければ、硬直した「ワーク・ライフ・バランス」から自由になり、支え合いを可能とする地域社会を創造するしかない。

「報告書」では地域福祉の観点から、より専門的な「地域包括ケアシステム等の構築は、地域の持つ生活支援機能を高めるという意味において『21世紀型のコミュニティの再生』」(p.12)も主張されている。しかし残念なことに、「報告書」全体では、このコミュニティ再生の主体の想定はなされていない。

もう一つの重要な「家族・親族、地域の人々等との間のインフォーマルな助け合い」を「互助」と位置づけたのはよいが、「人生と生活の質を豊かにする『互助』の重要性を確認」(p.12)するのならば、どうしても「レギュラーワーク・ケア・ライフ・コミュニティ・バランス」しかないと私には考えられる。20年にわたるコ

コミュニティ調査の経験からいえば、互助をめぐる地域の存在は「ワーク・ライフ・バランス」だけからは決して生まれないからである。

同じような文脈では、たとえば「医療・介護の地域包括ケアシステムの構築により、地域ごとに形成されるサービスのネットワークは、高齢者介護のみならず、子ども・子育て支援、障害者福祉、困窮者支援にも貴重な社会資源」(p.12)という表現も認められる。これもまた「少子化する高齢社会」において、自助、共助、公助だけではこのサービスネットワークの構築は困難である。なぜなら、多くの場合は公助というよりもビジネスとしての「商助」による支援が進んでいるからである。いわば「商助」の部分もネットワークに付加して、コミュニティにおける総合的な社会資源の活用を心掛けていきたい。

多様な人生設計は「両立ライフ」を超える

一般論として「多様な人生設計」(p.13)を謳いあげ、「成熟社会の構築」を強調することは重要だが、それならばその「設計された人生」が「ワーク・ライフ・バランス」に収束するはずもない。かつてこれは「両立ライフ」と喧伝されていたが、私はこれを批判して、地域生活やコミュニティ領域を含んだ「三立ライフ」、趣味娯楽活動を含めた「四立ライフ」、ボランティア活動を取り込んだ「五立ライフ」でも構わないと主張した(金子、2006a)。

すべての世代が連携

世代論に関して「すべての世代が連携して、すべての子どもの成長を温かく見守り、支えることができる社会の構築を目指す」(p.15)ことは正しい主張である。これを受けた緊急の課題は、具体的な「すべての世代」とは何を含むかを明示化することにある。高齢の「おひとりさま」でも事情は複雑であり、完全なシングル人生を貫いてきた単身高齢者、ディンクス実践後の単身高齢者、子どもを育てた後に別居している単身高齢者、子供夫婦と同居はしているものの家庭内では独居に近い高齢者などに分類できる。「すべての世代」もまた具体化する際には厄介な分類が生まれるが、それを乗り越えないと「連携」の成果は得られないであろう。より以上の精密な議論が求められる。

単に「子ども・子育て支援新制度とワーク・ライフ・バランスを車の両輪として進める」(p.16)というのでは、幾度となく強調されてきた「高齢者介護」や「まちづくり」への展望が逆に欠如してしまう。これらも「レギュラーワーク・ケア・ライフ・コミュニティ・バランス」という新しいパラダイムの理念の共有、そしてその実現からしか生み出されない。

第7章 「子育て基金」の提唱

「人口状況を規制するものは生産力と生活水準の事情である」(高田保馬「社会変動について」金子勇編『高田保馬リカバリー』ミネルヴァ書房、2003:35)。

第1節 社会全体で取り組む

介護保険の理念の応用

少子化克服として、次世代育成にも有効な制度ができないかというのが本研究で一貫した問題意識である。少子化に関連するすべての法律には「社会全体で子育てに取り組む」と明記してあることを勘案すれば、先行した介護保険の理念にたどり着くのは必定であるのに、少子化に関しては肝心の「社会全体」の定義が今でも正確にはなされてはいないことを繰り返し指摘してきた。

本研究における「社会全体」の理解は、既婚未婚の区別もなく、子育てしてもしなくても、30歳以上の国民すべてとしており、この該当者すべてが次世代育成に一定の義務をもつ。

カウフマンと同じ論理で、私は1998年より社会全体による少子化対策としては「子育て基金」を提唱してきた。この言葉はすでに多方面で一人歩きをしているが、私は自らの著書や論文で少子化の現状分析を行い、最終的には「社会全体」による「少子化対策」を提言して、その中の結論として独自の意味を込めて用いた概念である。

介護保険の理念を活かした新しい社会理念もしくは社会制度という前書きがついた形で、「社会全体」での少子化対策への取り組みを主張する際には、当初は「少子化する高齢社会」の最終目標である「老若男女共同社会」の前段階として「子育て共同参画社会」を使用してきたが、並行して「子育て基金」も利用してきた。その言動の推移を表1でまとめておこう。急速に進む少子化がもたらすデメリットの大きさを緩和し、これ以上の合計特殊出生率の低下を食い止め、反転させるために、私は「増子化社会」とともにこれらを造語したのである。

子育ての大きな負担は経済面

その発想の原点は、国民に子育ての辛さを尋ねた経験にある。なぜなら、複数都市の調査でも一番多い回答が経済的な負担の重さだったので、それならば経済的負担を社会全体で共有する制度を創るしかないと考えたからである。

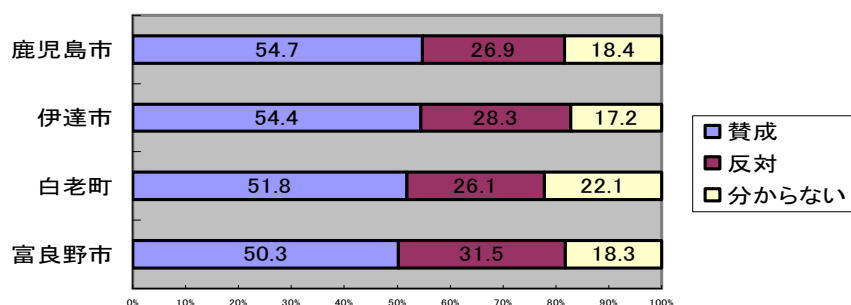
表 1 「子育て共同参画社会」と「子育て基金」

1. 金子勇『高齢社会とあなた』日本放送出版協会、1998年。
 - ・「『全員協力』の一環として、子育てしない人もその費用負担をするようなシステムの開発」(59頁)
 - ・「子どもを生んでも生まなくても、次世代の養育費用を応分に負担し合うこと・・・『子育て共同参画社会』とよんでいる」(63頁)
 - ・介護保険を長寿化対応と見る私は、『子育て共同参画社会』づくりの具体案こそが少子化対応策と位置づけている」(63頁)
2. 金子勇『社会学的創造力』ミネルヴァ書房、2000年。
 - ・「子どもの有無にかかわらず、『子育て負担金』を年金保険料に上乗せする」(271頁)
3. 金子勇「都市の少子化と社会的ジレンマ」金子勇・森岡清志編『都市化とコミュニティの社会学』ミネルヴァ書房、2001年:308-324。
 - ・「少子化対応の取りあえずの処方箋を、私は『子育て共同参画社会』づくりとしてきた。そこでは『子育て負担』の社会的共有と分担が基本」(320-321頁)。
4. 金子勇「男女共同参画社会から子育て共同参画社会へ」金子勇編『高齢化と少子社会』ミネルヴァ書房、2002年:104-132。
 - ・「介護保険に象徴されるように、支え合いの精神を高齢者世代の介護だけではなく、次世代の子育てにまで拡大しよう・・・『子育て共同参画社会』づくりを提唱する」(128頁)
5. 金子勇『都市の少子社会』東京大学出版会、2003年。
 - ・「子育て基金」は介護保険と同質の制度(84頁)
 - ・30歳以上の全員参加型の「子育て基金」(161頁)
 - ・30歳以上が子育て負担を共有する「子育て基金」制度を提唱(180頁)
6. 金子勇「『子育て基金』を創設し、子のあるなしにかかわらず育児負担を共有させよ」『日本の論点 2005』文藝春秋社、2004年:490-493。

「子育て基金」への賛同比率

科学研究費補助金による都市の少子化研究の一環で、2005年前後にいくつかの都市比較調査で「子育て基金」について尋ねてみた。使用したデータは鹿児島調査(2006)、伊達調査(2006)、白老調査(2004)、富良野調査(2003)結果であり、いずれも対象者は層化二段無作為抽出法で20歳から79歳までの500人を選んだ。

図1で示したように、「賛成」が5割を超えて、「反対」が3割、「分らない」が2割という結果が出て、4都市間での相違は検出できなかった。ただし、新規負担に応じる市民の比率はどこでも半数を超えたと解釈することは可能である。

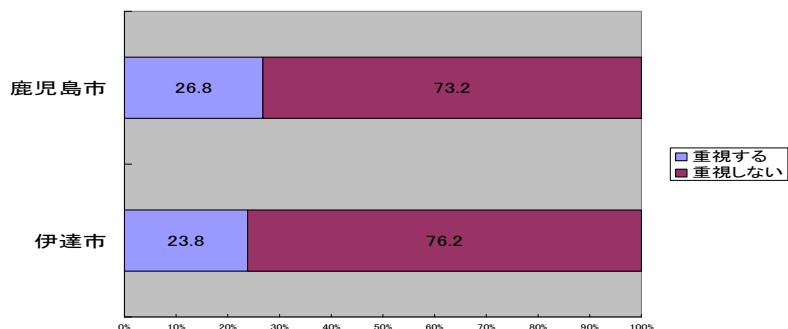


$$\chi^2 = 5.861 \quad df=6 \quad ns$$

図 1 「子育て基金」への態度

(注) 有効回収率は、鹿児島調査が 66.2%、伊達調査が 72.0%、白老調査が 76.0%、富良野調査が 75.6%であった。詳しくは金子勇『社会調査からみた少子高齢社会』ミネルヴァ書房、2006 参照。

私が提唱した「子育て基金」の要である世代間支援としての「年金の 1 割拠出」については、鹿児島市と伊達市でのデータがある。図 2 によれば、両市ともにこの形式での支援を「重視する」は 25% 前後に止まり、違いは検出できなかった。

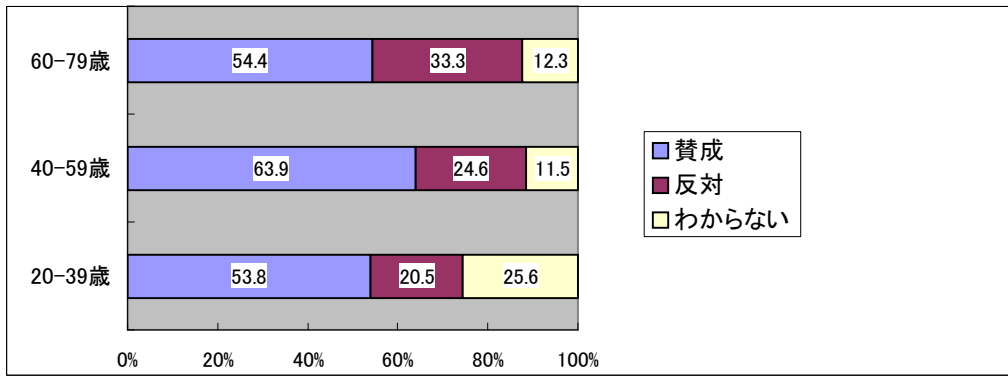


$$\chi^2 = 0.83 \quad df=1 \quad ns$$

図 2 高齢者年金の一部を子育て支援に回すことへの態度

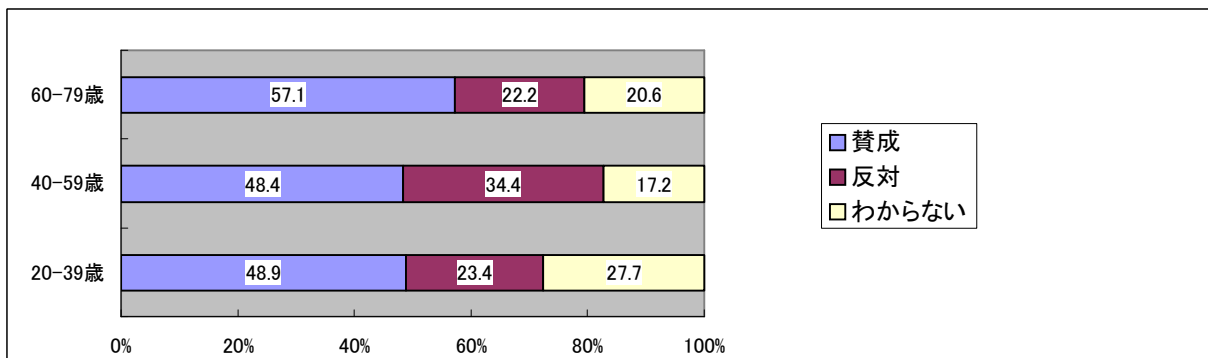
さらに鹿児島市と伊達市の調査データで細かな世代間の相違を調べておこう。図 3 は鹿児島市男性の世代間の比較データである。一見すると、40 歳～59 歳までの子育て世代が基金に強く賛成している印象があるが、統計学的にはこの三つに区分された世代間の相違は得られなかった。世代を超えて男性では 6 割程度が賛成したことになる。

一方、基金については鹿児島女性の世代間の相違も得られなかった。ただし、図 4 によれば、賛成の比率は 5 割程度であり、男性よりも女性の方に鹿児島では反対意見が多く出た。



$$\chi^2 = 5.86 \quad df=4 \quad ns$$

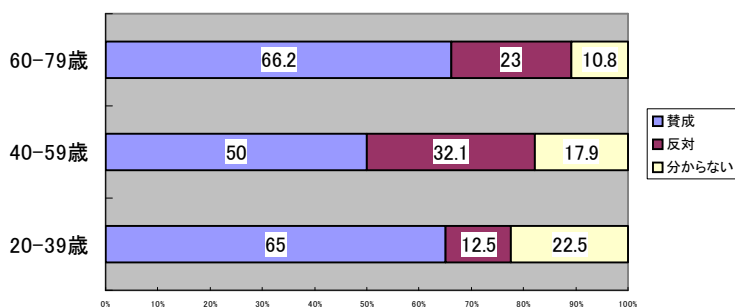
図3 鹿児島男性の「子育て基金」への態度



$$\chi^2 = 4.02 \quad df=4 \quad ns$$

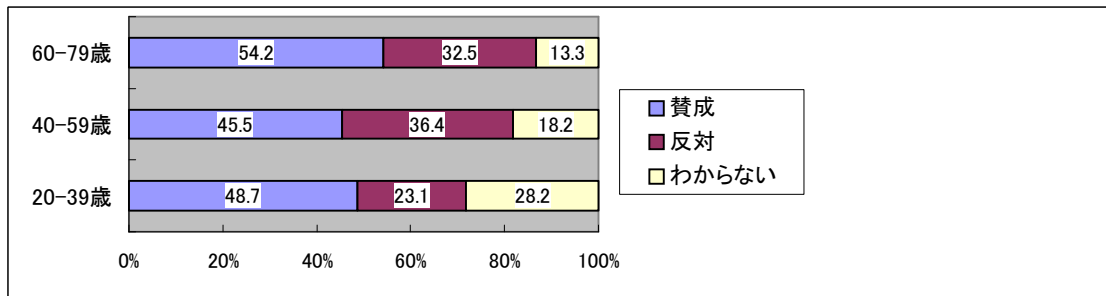
図4 鹿児島女性の子育て基金への態度

次に伊達市の男性における世代間の相違を見ておこう（図5）。ここでも「基金」への態度に違いがあるように見えるが、統計学的には有意であるとはいえなかった。つまり、伊達市男性の三世代間の「基金」への態度には相違がなく、世代を超えて6割程度が賛成を示したという結果が得られたことにある。



$$\chi^2 = 7.59 \quad df=4 \quad ns$$

図5 伊達男性の子育て基金への態度



$$\chi^2 = 5.33 \quad df=4 \quad ns$$

図 6 伊達女性の子育て基金への態度

最後に伊達市の女性の結果も示しておこう。ここでも3世代間の差異は得られなかった。鹿児島市と同じく、伊達市男性の意見分布と比較すると、「子育て基金」への賛成者が1割程度少なく、反対者は女性の方が男性よりも1割多かった。

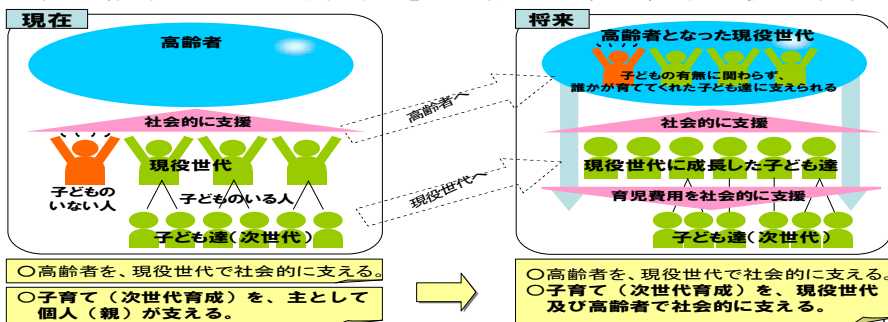
以上の2都市調査からは、男女ともに3種類に分割した世代間の相違はなく、全体的な賛成意見は6割程度あったこと、および男性が女性よりも賛成したことが指摘できる。

佐賀県の「育児保険」

私の「子育て基金」に最も近い構想は2005年に発表された佐賀県の「育児保険」(図7)である。私は30歳以上の国民が年間で

5 育児保険の理念

誰もが老齢に達したときは、子どもの有無に関わらず、誰かが育ててくれた子ども達が支える社会から給付を受けることとなることから、子どもの有無に関わらず、次代を担う子ども達を社会全体で育んでいくことは、今の世代を生きる者として連帯して果たすべき務めである。



(出典) 佐賀県ホームページ。

図 7 佐賀県の育児保険モデル

5万円、年金受給者はその1割を子育て支援に回すというプランであり、佐賀県の場合は、20歳以上の全国民が毎月2100円を保険料として払い込むという違いはある。

「読売ウィークリー」での鼎談

この両者が公表されたあとで、「はじめに」で触れたように、野田聖子自民党衆議院議員（現自民党総務会長）と古川康佐賀県知事と私による「少子化座談会」が行なわれた。このうち野田議員は自らの著書で私の「子育て基金」に賛同して、「日本の子育てに国民全員が関われる社会を作る」（野田、2005:221）ことを結論として主張した。古川知事は『日本の論点』（文藝春秋社、2008）の「少子化」項目で、佐賀県の「育児保険」についての解説をして、拙著を参考文献に挙げられた。

そこで、私は同じ主張の三人による鼎談を企画して、読売新聞社にお願いしたところ、2007年2月5日に読売新聞本社会議室で実現した。そして詳細な記録が『読売ウィークリー』（2007年3月4日）に掲載された。そこで私は「子育て基金」、古川知事は「佐賀県の育児保険」について語り、「こども保険」が持論の野田議員は「民法改正」に踏み込んだ発言をされた。そして「育児の社会化」こそがきわめて重要という三者合意に至った。

確かに「育児保険」も「こども保険」もそして「子育て基金」も、「育児の社会化」の枠内にある。全国知事会による「少子化危機突破」の実行に際しては、このような社会全体での負担にもとづく基金による次世代育成をして、合計特殊出生率の反転を目指す考え方の共有がほしい。

民主党政権での「子ども手当」は、子育て家庭への直接的な現金給付であるという点では「子育て基金」や「育児保険」に類似していたが、その財源に当たる部分の議論が皆無なところに欠陥があり、残念ながら失敗に終わった。財政上の節約や見直しだけでは、「子ども手当」の長期的な維持は不可能であり、持続可能性に欠けるのである。

社会全体による負担に際しては、人口減少社会における社会的公平性を堅持しながら、子育て家庭への直接支援がなされることが、実践的な少子化対策事業に結びつく（金子、2006a）。

個人の自由と社会的ジレンマ

画期的な内容と称賛された『平成10年版 厚生白書』がいみじくも教えてくれたように、「子育てに夢をもてる社会へ」という標語はそのまま「夢をもてないから、子ども産まない、育てない」

という意図せざる効果を引き起こした。

社会学的想像力を駆使すれば、人生を楽に暮らすために子どもを産み育てない男女が増えると、子ども向けの商品やサービスが売れなくなり、次第にすべての商品やサービスの販売が不調になり、企業の業績は悪化すると予想できる。その結果、産み育てない男女が働いている企業でのリストラが頻繁に発生し、失業の危険性が高まる。社会全体の失業率は必ず上昇し、子育て者も子育てしない人にも結果的に生活不安が増大する。

「個人の自由の拡大は、ある点に達すると、その行為者の負担を重くし、自由を究極的に支える社会秩序を掘り崩してしまう」（エチオーニ、1996=2001：153）。20年来の「保育充実」、「両立ライフ支援」、「ワーク・ライフ・バランス」という新旧の少子化対策はすべて「必要条件」に過ぎず、それだけでは「十分条件」とはなりえないという発想から、介護保険と同じ論理で十分条件を具体化したのが「子育て基金」であった。

第2節 「子育て基金」の構造

社会保障給付費

日本の2011年の社会保障給付費は約107兆円であるが、この約7割を高齢者が使っている。年金（53兆円）と後期高齢者医療費（12.3兆円）、介護サービス費（7.8兆円）があるからだが、次世代育成のための家族支援には全体のわずか5.7%の6.4兆円しか使われていない。

だから、少子化克服のための十分条件として「子育て資金」制度を私は提唱してきた。これは18歳未満の子どもがいる家庭に毎月4万円を支援する制度を想定して、年間合計48万円は保育や教育に回すか、生活費で使うかは各家庭が判断する。

この制度のための財源は3つある。一つは年金からで、全体の1割（約5.3兆円）をあてる。二つには介護保険と同じ論理の「子育て基金」制度をつくり、30～64歳の国民合計約6000万人から年収の1%（平均約5万円）を拠出してもらい、3兆円を生み出す。合計で8.3兆円が「子育て資金」の原資になる。足りなければ、1%で2.6兆円の消費税を転用して、それを次世代育成に充てるというものである。発表以来、この主張には賛否両論が寄せられてき

た。

もちろんこの主張には荒唐無稽という批判が絶えず、5%の消費税にすら高いという国民性のなかでは現実離れであるという指摘がくり返されてきたこともよく分かっている。しかし、このまま子育て支援環境を向上させなければ、最終的には高額療養制度を含む医療保険制度、年金制度、介護保険などが壊れるのである。それでは国民全員が困るし、社会全体での豊かさが維持できない。そうなれば、個人には都合が良くても、社会全体では困るという社会的ジレンマが強まる。現在の医療保険制度には改革の余地があるにしても、全部をなくしてしまうことは次世代や次次世代のためにも避けたい。

やる気は本気か

さて、少し前の『エコノミスト』第84巻第10号(2006年2月21日号)で「少子化対策—政府はやる気があるのか」という特集がなされた。そこでの全体的な結論は「ここまで具体化された対策を見ると、残念ながら政府の『やる気』はまったく伝わってこない」(80頁)であった。たとえば「届かない現場の声」として、「妊娠解雇」という現実さえ存在することが政府に把握されていないという声が紹介された。もっと一般化すれば、働く女性の出産育児が困難となり、就業継続も難しいという指摘になる。もう数十年も前からいわれてきたことである。

これには全く同感である。少子化問題の筆頭には、常に経済的側面での子育て負担の重さが指摘される。とりわけ実際の負担感はずいぶん子育てしている夫婦に軽く、子どもがいない世帯に重いという特徴があった。ここでは社会全体から抜け落ちる属性として、産まない、育てない人々が存在する。シングルやディンクスもまた社会全体に取り込むことが、世代内協力にとっては不可避な方法であるが、政府がその点を意識したことは2013年『社会保障制度改革国民会議報告書』まで皆無であった。

少子化対策の緊急課題

今後の出生数減少が恒常化時代では、産婦人科・産科医を希望する医学生が減少傾向にあり、平均年齢が上がり始めている。平成22年12月31日時点の「医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」

(厚生労働省)では、産婦人科医は60.7歳、婦人科医は61.5歳に上がっている。ただし小児科医は微増をしており、産婦人科・産科医師の数は平成18年時までは減少傾向にあったが、22年次では低位安定に移った。乳幼児は成人に比べ、救急患者発生頻度は小児が成人の6倍、幼児は12倍もある。少子化の時代にも105万人前後は生まれてくるのだから、産婦人科医療や小児医療に受けられるような子育て環境整備は急務である。

そして母親の就業の有無で保育資格を決めるような制度を変えて、万人に開かれた保育を最優先の課題としたい。「保育ママ」や「認定こども園」の大幅拡充を含む必要十分条件と優先順位の発想から新しい少子化克服が始まるであろう。

さっぽろ「子ども未来プラン」から

このような大原則を、私が策定の座長を務め2004年から2013年までの『札幌市次世代育成支援推進対策行動計画』(前期・後期)の理念にも書き込んだ。参考までに本文を引用しておこう。「この次世代育成支援対策をより効果的に推進するためには、既婚・未婚、子どものいる・いないにかかわらず、世代を越えたすべての人の将来にかかわる重要な課題として認識し、経済的負担など子育てにかかわる様々な負担を社会全体で共有し、分担し合う方法や新たな枠組みを検討していく」(『札幌市次世代育成支援対策推進行動計画』92頁)。

この「社会全体」の定義例は当時の厚生労働省の指針には欠けており、行動計画策定を行う自治体が独自に決定しなければならない。「社会全体」をどう位置づけるかが自治体でも政府でも少子化対策の試金石になり、それが本格的な少子化対策と増子化への展望を切り開く。現在全国的に計画作りが始まった「子ども・子育て会議」でもこの方向性の確認が望ましい。

次世代への目配りを

世代論を重視して、現世代が軸となりつつも前世代と次世代をも巻き込んで、世代を超えて認知される「要支援者」を「社会全体」で支えることを福祉社会の柱とすることは、2000年4月からの介護保険で実現した。そして、少子化にも長寿化にも対応できる福祉社会づくりには、政策の必要十分条件という発想が対応の

根幹になる。その意味でジェンダーとジェネレーションへの同時配慮こそが、学問論としても政策論としても急務である。

戦争もなく大災害もない社会において、一貫した人口減少が始まることは、人類史上空前の出来事である。それを阻止するため最終目標である「老若男女共生社会」づくりを「社会全体」で追求する姿勢こそが、哲学的「共生」議論に止まらず、科学的な処方箋を提示し、社会システム解体の回避を図る政策になる。

社会的不公平性の解消から

少子化克服には社会的不公平性の解消が根本にあり、豊かな生活は経済活動と個人の自由の関数である。少子化の原因は未婚率の上昇と既婚者の出生率の低下に尽きるので、これらに等しく配慮することが必要十分条件としての発想に結びつく。

「次世代育成支援施策の充実に関する提言」(2013年7月9日)で全国知事会が危惧してきたように、少子化は児童や若者そして総人口を減らし、高齢者を増加させ、国民の命を守る医療保険制度を破壊する恐れがある。それらを避けるために、既婚者も未婚者も子育て者も子育てしない人も、現在進行形で次世代育成中の親を等しく支えられるような「社会全体」の負担のあり方を工夫したい。それにより少子化が食い止められれば、結局のところ高額療養制度を含む医療保険制度を維持できるので、国民全員が助かることになるからである。

現今の「薄く、広く」では政策効果がないので、少子化危機突破に際しては政策目標を明確にしたうえで必要十分の発想を具体化していきたい。

【参照文献】

- アエラ編集部編, 1999, 「子供拒否する女たち」『A E R A』(1999年2月22日).
- 赤川学, 2004, 『子どもが減って何が悪い!』筑摩書房.
- 飛鳥井望・杉山登志郎, 2012, 「被虐待児の治療」町野朔・岩瀬徹編『児童虐待の防止』
有斐閣: 336-357
- Bailly, S., Brun, P., Lawrence, R. J., & Rey, M. C., (eds.), 2000, *Socially Sustainable Cities, Economica*.
- Beck, U., 1986, *Risikogesellschaft*, Suhrkamp Verlag. (=1998, 東廉・伊藤美登里訳『危険社会』法政大学出版局)
- Bellah, R. N. et. al., 1985, *Habits of the Heart*, University of California Press. (=1991 島藺進・中村圭志訳『心の習慣』みすず書房).
- Bender, T., 1978, *Community and Social Change in America*, Rutgers University Press.
- Clements, D., "Faking Civil Society," in D. Clements, et. al. (eds.), 2008, *The Future of Community*, Pluto Press: 13-23.
- Comte, A., 1822, *Plan des travaux scientifiques necessaries pour reorganiser la societe*,
(=1980 霧生和夫訳「社会再組織に必要な科学的作業プラン」清水幾太郎編集『コント スペンサー』中央公論社): 51-139.
- 大都市統計協議会編, 2013, 『大都市比較統計年表 2013年版』同協議会.
- 土場学, 2008, 「個人と社会の相克」土場学・篠木幹子編『個人と社会の相克』ミネルヴァ書房: 1-18.
- 土場学, 2008, 「個人と社会の共存へ向けて」土場学・篠木幹子編『個人と社会の相克』ミネルヴァ書房: 271-293.
- 土場学・篠木幹子編, 2008, 『個人と社会の相克』ミネルヴァ書房.
- Dubos, R., 1965, *Man Adapting*, Yale University Press. (=1970 木原弘二訳『人間と適応』みすず書房).
- Durkheim, É., 1897, *Le Suicide: étude de sociologie*, nouvelle édition, Presses Universitaires de France. (=1985 宮島喬訳『自殺論』中央公論社).
- Etzioni, A., 1996, *The New Golden Rule*, Basic Books, A Division of Collins Publishers.
(=2001 永安幸正監訳『新しい黄金律』麗澤大学出版会).
- Fischer, C. S., 1984, *The Urban Experience*, Harcourt Brace. (=1996 松本康・前田尚子

- 訳『都市的体験』未来社).
- Fromm, E., 1955, *The Sane Society*, Rinehart & Co. Inc. (=1958 加藤正明・佐瀬隆夫訳『正気の社会』社会思想社).
- 藤原正彦, 1998, 「未知するべ」『朝日新聞』(1998年11月7日)
- 古川康, 2008, 「思い切った子育て支援を」『日本の論点 2008』文藝春秋:276-279.
- 古田隆彦, 2000, 「スウェーデン・モデルの失敗」『中央公論』第115巻第13号 中央公論新社:104-111.
- 蓮見音彦, 1999, 「転換期の社会と社会学」『社会学評論』vol. 49, no. 4 有斐閣:488-497.
- Hillery, G. A. Jr., "Definition of community" *Rural Sociology*, Vol. 20, 1955. (山口弘光訳「コミュニティの定義」鈴木広編『都市化の社会学』[増補]誠信書房):303-321.
- 池周一郎, 2009, 『夫婦出生力の低下と拡散仮説』古今書院.
- 稲葉寿, 2002, 『数理人口学』東京大学出版会.
- 神島二郎, 1961, 『近代日本の精神構造』岩波書店。
- 金子勇, 1982, 『コミュニティの社会理論』アカデミア出版会。
- 金子勇, 1993, 『都市高齢社会と地域福祉』ミネルヴァ書房。
- 金子勇, 1995, 『高齢社会・何がどう変わるか』講談社。
- 金子勇, 1997, 『地域福祉社会学』ミネルヴァ書房。
- 金子勇, 1998, 『高齢社会とあなた』NHK出版。
- 金子勇, 2000, 『社会学的創造力』ミネルヴァ書房。
- 金子勇, 2003, 『都市の少子社会』東京大学出版会。
- 金子勇, 2006a, 『少子化する高齢社会』NHK出版。
- 金子勇, 2006b, 『社会調査から見た少子高齢社会』ミネルヴァ書房。
- 金子勇, 2007, 『格差不安時代のコミュニティ社会学』ミネルヴァ書房。
- 金子勇, 2009, 『社会分析』ミネルヴァ書房。
- 金子勇, 2011, 『コミュニティの創造的探求』新曜社。
- 金子勇, 2012, 『環境問題の知識社会学』ミネルヴァ書房。
- 金子勇, 2013, 『「時代診断」の社会学』ミネルヴァ書房。
- 金子勇編, 2003, 『高田保馬リカバリー』ミネルヴァ書房.
- 金子勇編, 2009, 『札幌市における子育て支援の現状と課題』北海道大学大学院文学研究科社会システム科学講座。

- 金子勇編, 2011, 『高齢者の生活保障』放送大学教育振興会。
- 金子勇編, 2013, 『札幌市における子育て支援環境の調査研究』北海道大学大学院文学研究科社会システム科学講座。
- Katz, E. & Lazarsfeld, P. F., 1955, *Personal Influence*, The Free Press. (=1965 竹内郁郎 訳 『パーソナル・インフルエンス』培風館)。
- Kaufmann, F. Z., 2005, *Schrumpfende Gesellschaft*, Schrkamp Verlag. (=2011 原俊彦・魚住昭代訳 『縮減する社会』原書房)。
- 経済企画庁, 1998, 『平成 10 年版 新国民生活指標』大蔵省印刷局。
- Keller, S., 2003, *Community: Pursuing the Dream, Living, the Reality*, Princeton University Press.
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2012, 『人口統計資料集 2012』厚生統計協会。
- 国立社会保障人口問題研究所編, 2012, 『平成 22 年度 社会保障費用統計』同研究所。
- 国立社会保障人口問題研究所編, 2013, 『平成 23 年度 社会保障費用統計』同研究所。
- 小室直樹, 1975, 『危機の構造』中央公論社。
- Kotlikoff, L. J., 1992, *Generational Accounting*, The Free Press. (=1993 香西泰監訳 『世代の経済学』日本経済新聞社)。
- Kotlikoff, L. J. and Burns, S., 2005, *The Coming Generational Storm*, MIT Press. (=2005 中川治子訳 『破産する未来』日本経済新聞社)。
- 厚生統計協会, 2010, 『国民衛生の動向 2010』同協会。
- 厚生労働省, 2013, 『平成 25 年版 厚生労働白書』日経印刷。
- MacIver, R. M., 1917, *Community*, Macmillan and Co., Limited. (=1975 中久郎・松本道晴 監訳 『コミュニティ』ミネルヴァ書房)。
- 毎日新聞編集部, 2006, 『エコノミスト』第 84 巻第 10 号 毎日新聞社。
- 毎日新聞編集部, 2013, 『エコノミスト』第 91 巻第 53 号 毎日新聞社。
- Mannheim, K., 1931, 'Wissenssoziologie', Vierkandt, A., (ed.) *Handwörterbuch der Soziologie, Stuttgart*. (=1973 秋元律郎訳「知識社会学」秋元律郎・田中清助訳 『マンハイム シェーラー 知識社会学』青木書店):151-204.
- Merton, R. K., 1957, *Social Theory and Social Structure*, The Free Press. (=1961 森東吾ほか訳 『社会理論と社会構造』みすず書房)。
- Merton, R. K. 1966, "Social Problem and Sociological Theory," in R. K. Merton and

- P. A. Nisbet (eds.), *Contemporary Social Problem*, The Free Press. (=1969 森東吾ほか訳『社会理論と機能分析』青木書店).
- 宮本憲一, 1967, 『社会資本論』有斐閣.
- Montaigne, M. E., 1588, *Essais de Michel, Seigneur de Montaigne*, (=1968 原二郎訳『エッセー』(I II) 筑摩書房).
- Montoussé, M & Renouard, G., 2006, *100 fiches pour comprendre la sociologie*, Bréal.
- 内閣府政策統括官、総務省大臣官房総括審議官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長, 2008, 『総合的な少子化対策の推進について』(府政共生第47号):10-19.
- 内閣府, 2012, 『平成24年版 子ども・子育て白書』勝美印刷.
- 内閣府, 2013, 『平成25年版 少子化社会対策白書』勝美印刷.
- 内閣府, 2013, 『平成25年版 高齢社会白書』印刷通販.
- Nocon, A. & Qureshi, H., 1996, *Outcome of Community Care for Users and Carers*, Open U. P., .
- 野田聖子, 2005, 『だれが未来を奪うのか—少子化と闘う』講談社.
- 野田聖子・古川康・金子勇, 2007, 「少子化座談会—子育て費用を社会で支える」『読売ウィークリー』2007年3月4日号 読売新聞社:88-92.
- 大沢真知子, 1998, 『新しい家族のための経済学』中央公論社.
- Ortega y Gasset, 1930, *La Rebelión de las Masas*. (=1979 神吉敬三訳『大衆の反逆』角川書店).
- Parsons, T., 1951, *The Social System*, The Free Press. (=1974 佐藤勉訳『社会体系論』青木書店).
- Pascal, 1670, *Les Pensées*, (=1973 前田陽一・由木康訳『パンセ』中央公論社).
- Putnam, R. D., 2000, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Simon & Shuster. (=2006 柴内康文訳『孤独なボウリング』柏書房).
- Paine, T., 1776, *Common Sense*, (=1953 小松春雄訳『コモン・センス』岩波書店).
- 三和総合研究所, 1999, 『2005年 あなたの暮らしはこうなる』講談社.
- 札幌市社会福祉審議会, 2009, 『児童虐待による死亡事例等に係る検証報告書』札幌市.
- 札幌市社会福祉審議会, 2013, 『児童虐待による死亡事例等に係る検証報告書』札幌市.
- 札幌市企画調整局, 2013, 『札幌市まちづくり戦略ビジョン』同局.

- 猿谷要, 1998, 「世相ひとひねり」『日本経済新聞』(1998年11月17日).
- Seeman, M., 1959, "On the Meaning of Alienation" *American Sociological Review*, 24:783-91.
- Seeman, M., 1975, "Alienation Studies," *Annual Review of Sociology*, vol. 1 (=1983 池田勝徳ほか訳 『疎外の研究』いなほ書房).
- 盛山和夫, 2013, 『社会学の方法的立場』東京大学出版会
- 瀬尾佳美, 2005, 『リスク理論入門』中央経済社.
- 2013年8月公表社会保障制度改革国民会議 報告書(本文46頁)
- Shakespeare, W., 1600, *Hamlet*, (=1967 福田恒存訳『ハムレット』新潮社).
- 清水幾太郎, 1993, 『私の社会学者たち 著作集18』講談社.
- 週刊ダイヤモンド編集部, 2013, 『週刊ダイヤモンド』第101巻49号ダイヤモンド社.
- Simmel, G., 1923, *Grundfragen der Soziologie*, (=清水幾太郎『社会学の根本問題』岩波書店).
- Smith, A., 1776, *The Wealth of Nations*, (=1978 大河内一男監訳『国富論I II III』中央公論社).
- 総務省統計局, 2005, 『社会生活統計指標2005』同統計局.
- 総務省統計局, 2011, 『統計でみる市区町村のすがた2011』同統計局.
- 総務省統計局, 2012, 『社会生活統計指標2012』同統計局.
- 総務省統計局, 2013, 『社会生活統計指標2013』同統計局.
- 鈴木広, 1986, 『都市化の研究』恒星社厚生閣.
- 鈴木広, 2001, 「アーバニズム論の現代的位相」鈴木広先生古希記念論集刊行委員会編『都市化とコミュニティの社会学』ミネルヴァ書房:1-15.
- 鈴木広, 2001, 「家族社会学の現代的課題」鈴木広監修『家族・福祉社会学の現在』ミネルヴァ書房:3-14.
- 鈴木広, 2002, 「現代都市社会学の課題」鈴木広監修『地域社会学の現在』ミネルヴァ書房:3-16.
- 館稔ほか, 1970, 『未来の日本人口』日本放送出版協会.
- 高田保馬, 1927, 『人口と貧乏』日本評論社.
- 高田保馬, 1941, 『思郷記』文藝春秋社.
- 高田保馬, 2003, 『勢力論』(新版) ミネルヴァ書房

- 高田保馬, 2003, 『階級及第三史観』(新版) ミネルヴァ書房.
- 竹内靖雄, 1992, 『正義と嫉妬の経済学』 講談社.
- 東京都福祉保健局, 2005, 『児童虐待の実態 II』 同福祉保健局.
- 東洋経済新報編集部, 2004, 『地域経済総覧 2004』 東洋経済新報社.
- 東洋経済新報編集部, 2008, 『週刊 東洋経済新報』 第 6170 号 東洋経済新報社.
- 東洋経済新報編集部, 2011, 『都市データパック 2011 年版』 東洋経済新報社.
- 上田辰之助, 1978, 『蜂の寓話』(著作集 4) みすず書房.
- 海野道郎, 1991, 「社会的ジレンマ研究の射程」 盛山和夫・海野道郎編 『秩序問題と社会的ジレンマ』 ハーベスト社: 137-165.
- 海野道郎, 2006, 「誰が社会的ジレンマ状況を定義するのか?」 『社会学研究』 東北社会学研究会: 7-28.
- 宇沢弘文, 1977, 『近代経済学の再検討』 岩波書店.
- Warren, R. L., 1970, "Toward a non-utopian normative model of the community," *American Sociological Review*, Vol. 35, No. 2, pp219-228. (=1978 金子勇訳「コミュニティの非ユートピア的規範モデルを求めて」 鈴木広編 『都市化の社会学』 [増補] 誠信書房: 283-300).
- Warren, R. L., 1972, *The Community in America*, Rand McNally & Company.
- Weber, M., 1904, *Die >>Objektivität<<Sozialwissenschaftlicher und Sozialpolitischer Erkenntnis*. (=1998 富永祐治・立野保男訳 折原浩補訳 『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』 岩波書店).
- Weber, M. 1921, *Politik als Beruf*. (=1962 清水幾太郎・清水礼子訳「職業としての政治」 『世界思想教養全集 18 ウェーバーの思想』 河出書房新社): 171-227.
- Wellman, B., 1979, "The Community Question" *American journal of Sociology*, 84:1201-31. (=2006 野沢慎司・立山徳子訳「コミュニティ問題」 野沢慎司編・監訳 『リーディングス ネットワーク論』 勁草書房、159-204).
- Williams, A., 2008, "New Urbanism," in Clements, D. et. al., (eds.) *The Future of Community*, Pluto Press.
- 渡邊洋一, 2013, 『コミュニティケアと社会福祉の地平』 相川書房.
- 矢野恒太記念会, 2005, 『日本国勢図会 第 63 版 2005/06』 同会.
- 全国知事会, 2013, 「次世代育成支援施策の充実に関する提言」(2013 年 7 月 9 日)